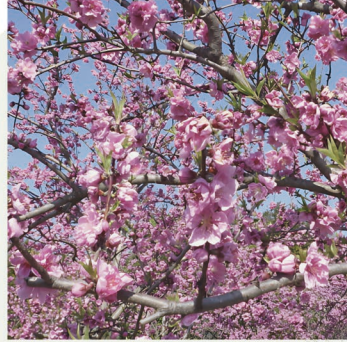


八潮市 緑の基本計画



令和8年3月



はじめに

本市には、中川や綾瀬川、屋敷林、社寺林、市内に広がる農地など、先人から受け継がれてきた豊かな水と緑が残されています。

これらの貴重な財産である豊かな水と緑を守り、育んでいくため、本市では、「共生・協働による水と緑ゆたかなまち 八潮」を将来像とする「八潮市緑の基本計画」を平成28年4月に策定し、将来像の実現に向けた施策を推進してまいりました。

また、近年では、自然環境や生物多様性の保全、防災・減災等、緑が持つ多様な機能の重要性が再認識されてきており、国においては、緑を様々な課題解決に活用しようとする「グリーンインフラ」の取組が推進されるなど、緑を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

今回の計画改訂では、こうした状況を踏まえ、本市の緑の状況やこれまでの取組を検証した上で、「共生・協働による水と緑ゆたかで健康なまち 八潮」を新たな将来像として定め、街なかの緑の創出や地域ニーズに対応した公園の再整備など、これまで行ってきた緑の「量」を増やす施策に加え、「質」の高い緑の創出・保全に向けた施策について、市民・市民団体・事業者の皆様と連携し、推進してまいります。

新たな将来像の実現にあたっては、これまで以上に市民や事業者の皆様との共生・協働のもと、取り組んでまいりますので、本市の取組に対し、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたり、意見交換やアンケート等にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご提言やご審議をいただきました「八潮市まちづくり・景観推進会議」の委員の皆様に対し、心より御礼申し上げます。

令和8年3月

八潮市長 大山 忍



目次

序章 計画の基本的事項	
1. 改訂の背景と目的	3
2. 緑の基本計画とは	4
3. 計画の位置付け	4
4. 計画期間	8
5. 対象とする緑	9
6. 社会情勢の変化	12
第1章 緑の現状と課題	
1. 緑の現状	21
2. 緑に関する課題	43
第2章 緑のまちづくりへの取組方針	
1. 緑の将来像	49
2. 基本方針	52
3. 水と緑の整備方針図	54
4. 都市公園の整備及び管理の方針	56
5. 計画のフレーム	58
6. 計画の目標	59
第3章 緑のまちづくりに関する施策	
1. 施策と体系	63
2. 施策の推進方針	65
3. 施策の展開	68
第4章 推進体制・進行管理	
1. 推進体制	85
2. 進行管理	86
資料編	
1. 取組の内容	89
2. 改訂経緯等	99
3. 市民意向の把握	102
4. 緑に関する支援制度	112
5. 八潮市公園一覧	116
6. 用語の解説	119

文章中に上付きの※印のある用語は、資料編に解説を記載しています。

序章

計画の基本的事項

第1章

緑の現状と課題

第2章

取組方針
緑のまちづくりへの

第3章

関する施策
緑のまちづくりに

第4章

推進体制・進行管理

資料編

序章 計画の基本的事項

1. 改訂の背景と目的
2. 緑の基本計画とは
3. 計画の位置付け
4. 計画期間
5. 対象とする緑
6. 社会情勢の変化

1. 改訂の背景と目的

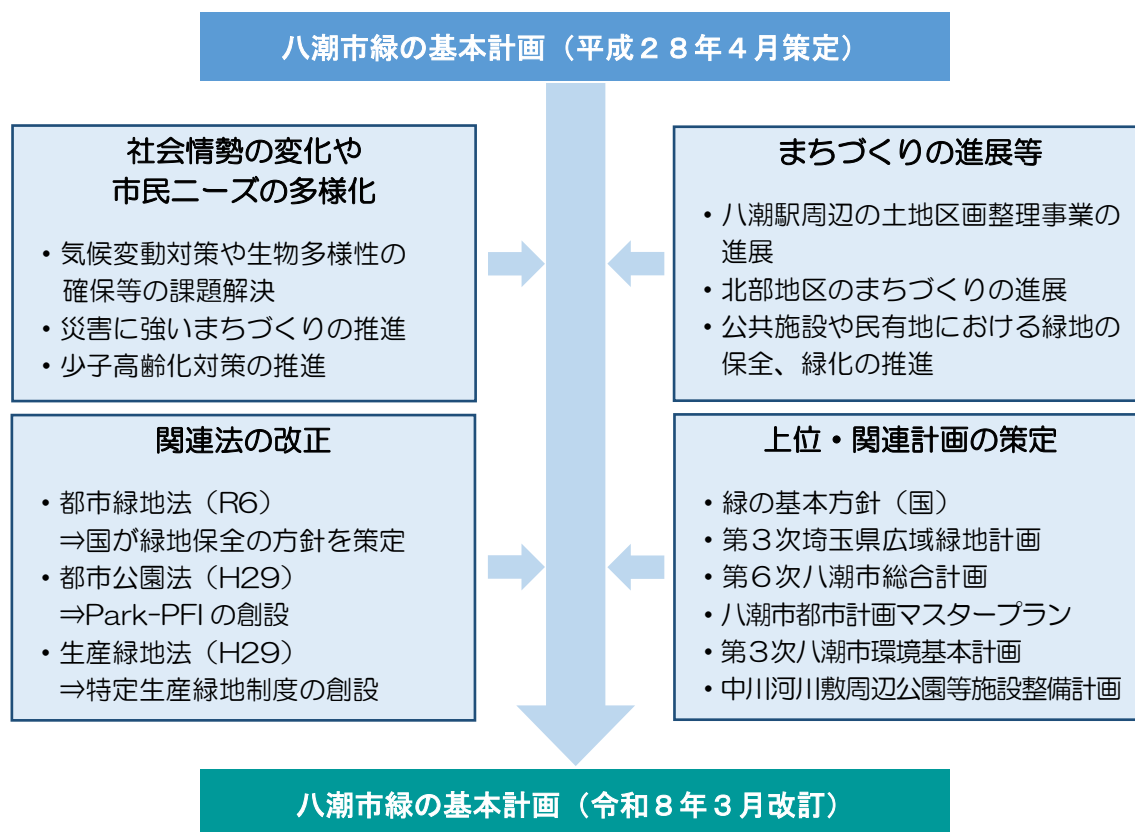
本市では、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とする「八潮市緑の基本計画」を平成 28 年 4 月に策定し、「共生・協働による水と緑ゆたかなまち 八潮」を将来像とした緑のまちづくりを推進してきました。

この計画期間の間にも、社会情勢は大きく変化しており、気候変動対策や生物多様性[※]の確保等の課題解決に向けて、国による「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（以下「緑の基本方針」という。）が策定されるなど、都市における緑地の重要性・必要性は一層高まっています。

また、本市では、八潮駅周辺の土地区画整理事業[※]や北部地区の（仮称）外環八潮パーキングエリア及び（仮称）外環八潮スマートインターチェンジ[※]の整備が進むなか、第 6 次八潮市総合計画、八潮市都市計画マスタープラン、第 3 次八潮市環境基本計画[※]等、本市のまちづくりに関する新たな方針も示されています。

これらの状況や本市の緑の現状・課題に対応するため、基本計画の改訂を行うこととしました。

■緑の基本計画の改訂の背景



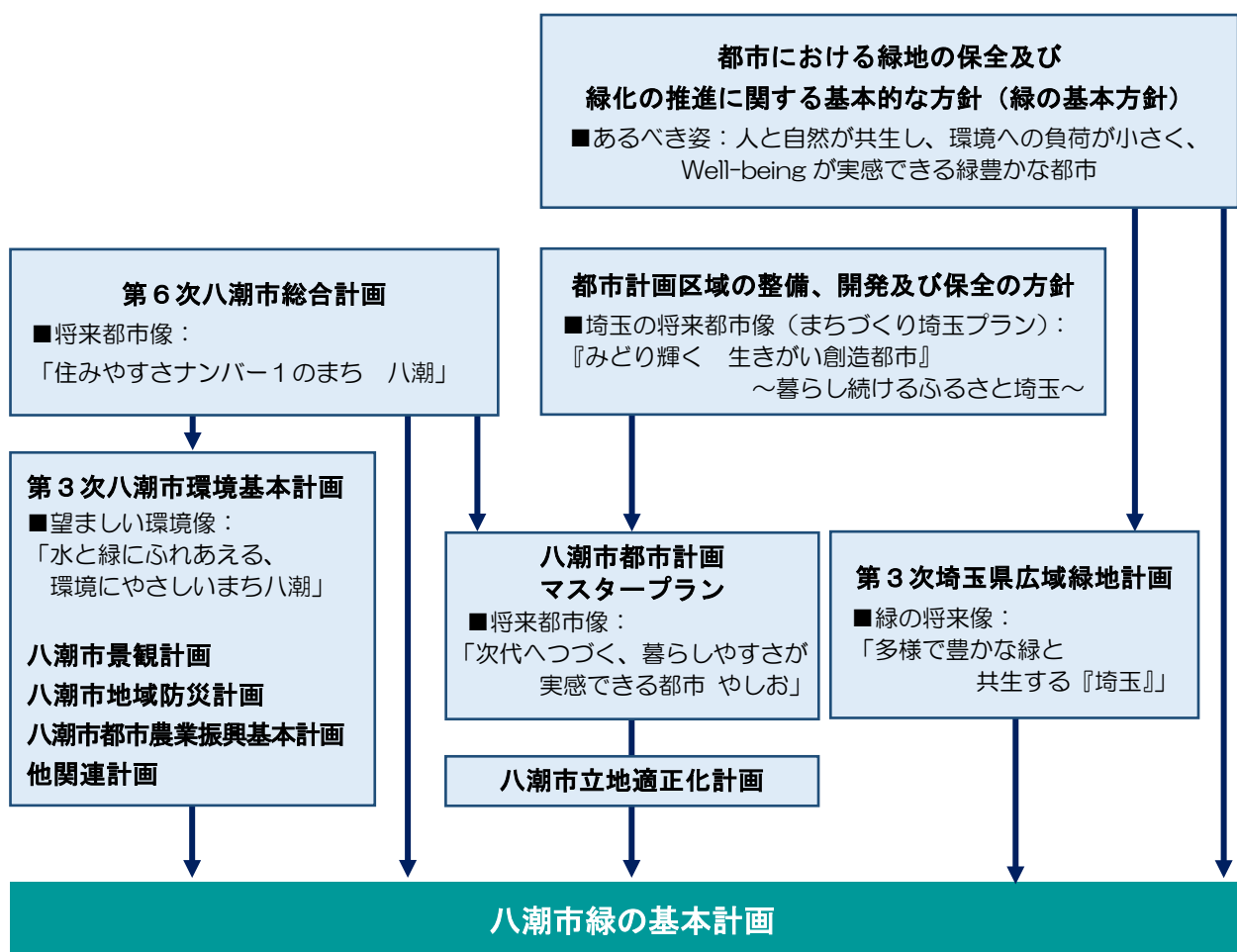
2. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法[※]第4条に規定された計画で、各市町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定されるものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、令和6年12月に国が策定した緑の基本方針や本市の上位・関連計画である「第6次八潮市総合計画」、「八潮市都市計画マスタープラン」、「第3次八潮市環境基本計画[※]」、「八潮市立地適正化計画[※]」等と整合を図った上で取りまとめたものです。

■計画の位置付け



(1) 国の計画

1) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

<p>〈全体目標〉 将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」</p>
<p>〈個別目標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル*都市 CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献 ■ 人と自然が共生するネイチャーポジティブ*を実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系*ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する ■ Well-being が実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラ*としての多様な機能を発揮させていく

(2) 埼玉県の計画

1) 草加都市計画（草加市、八潮市、三郷市） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和5年10月6日決定）

<p>〈自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本方針（一部省略） 埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉の緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。 ■ 主要な緑地の配置の方針（一部省略） <ul style="list-style-type: none"> 【自然環境の保全】 江戸川、中川、綾瀬川等の河川敷地など広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林等の身近な緑の保全を図る。 【防災の機能】 災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。 【環境負荷軽減の機能】 樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象*の緩和を推進する。 【景観形成の機能】 田園や緑地、水辺空間等が形成する景観を保全・活用する。 【ふれあい提供の機能】 公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

2) 第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年度～令和8年度）

〈緑の将来像〉 「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」

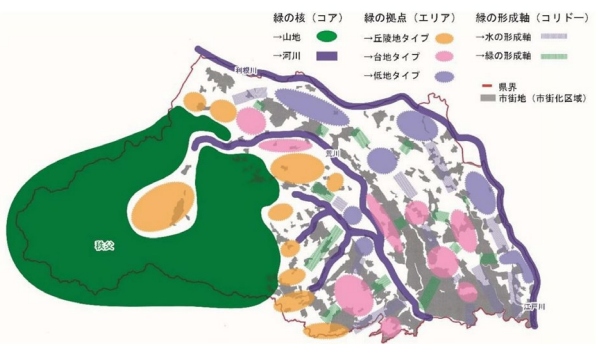
■ 埼玉県の緑の方向性

【緑のネットワークの形成】

- ・「緑の核（コア）」をいかす
- ・「緑の拠点（エリア）」をつくる
- ・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ

【緑のネットワーク形成に向けた取組】

- ・森林の整備
- ・農地の保全
- ・都市公園[※]の整備
- ・「身近な緑」の保全・創出・活用



緑のネットワーク形成概念図

(3) 本市の計画

1) 第6次八潮市総合計画（令和8年3月）

〈将来都市像〉 住みやすさナンバー1のまち 八潮

〈基本理念〉 「共生・協働」「安全・安心」

■ 水と緑ゆたかな都市景観づくり（景観、公園・緑地）

【基本目標】

市民等が、自然環境に親しみ、地域の特性が活かされた街並みの中で暮らせるまちを目指します。

また、市民等が自ら公園管理や緑化活動等に取り組みやすい環境づくりを目指します。

【施策の内容】

- 1) 魅力ある調和のとれた景観形成
- 2) 公園等の整備
- 3) 緑道・遊歩道の整備等
- 4) 緑地・水辺の保全、緑化の推進

2) 八潮市都市計画マスタープラン（令和5年3月（令和8年3月部分改訂））

<p>〈将来都市像〉 次代へつづく、暮らしやすさが実感できる都市 やしお</p> <p>■水と緑の整備方針</p> <p>【基本的な考え方（一部省略）】</p> <p>河川や農地といった豊かな自然環境は、グリーンインフラ*としての多様な機能を有することから、貴重な資源として積極的に保全・活用を図ります。自然環境とのふれあいやレクリエーションの場となる貴重な水辺空間については保全・活用を図ります。公園や緑地については、新たな整備や既存機能の充実を図ります。また、農地については、農地所有者の意向等を踏まえながら保全を図ります。</p> <p>【方針（項目）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 河川や用水路の保全・活用 2) 都市にうるおいを与える公園・緑地等の整備・活用 3) 農地の保全・活用 4) 緑豊かな市街地の形成 5) にぎわい交流軸の形成

3) 第3次八潮市環境基本計画*（令和8年3月）

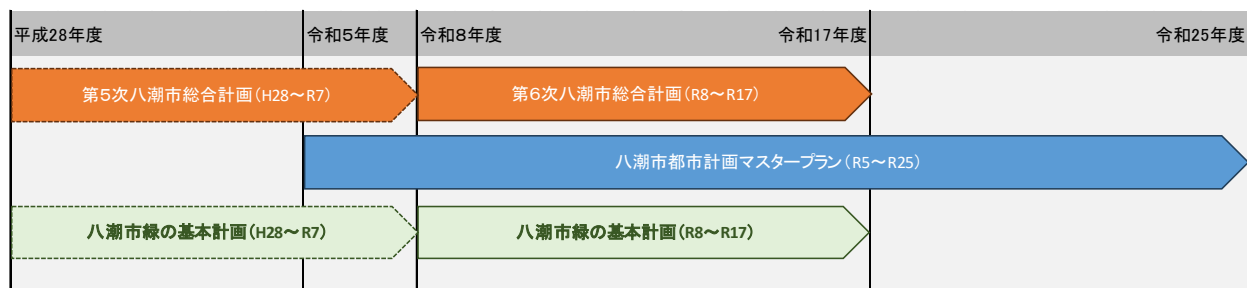
<p>〈望ましい環境像〉 水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮</p> <p>■自然環境分野</p> <p>【環境目標】</p> <p>きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然が身近にふれあうまち</p> <p>【施策の方針（一部省略）】</p> <p>中川や綾瀬川、葛西用水などの河川・水路における水辺環境を保全し、河畔林や屋敷林などの貴重な緑を保全します。また、街路や公園、建物の緑化を進めます。</p> <p>動植物の生息・生育空間の保全活動や自然環境調査、自然保護や生物多様性*の普及啓発を市民参加により進めます。さらに、自然体験の場や機会を提供することで、多くの市民が自然と親しみながら学ぶ機会を増やします。</p> <p>農地は、農とのふれあいの場としての活用を通じて、地元農業を支えながら、農地を保全していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 八潮らしい自然の保全とふれあいの確保 2) 生物多様性の保全及び利用 3) 都市型農業による環境保全機能の維持・増進
--

4. 計画期間

本計画の計画期間は、第6次八潮市総合計画との整合を図り、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

なお、社会情勢等に大きな変化が生じた際には、新たな取組等について検討した上で、計画の見直しを行うこととします。

■計画期間



5. 対象とする緑

(1) 緑地の体系

本計画で対象とする緑は、公共施設等として管理される「施設緑地^{*}」と、法や条例、協定等により位置付けられる「地域制緑地^{*}」に分類されます。

公園・緑地、河川や水路等の水辺、樹林地・社寺林、学校、緑道・街路樹、住宅の庭や工場の植栽等の幅広い空間を対象としています。

■緑地の体系

		分類			八潮市の事例	
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの		近隣公園、街区公園 大曾根小北さくら公園、やしお駅前公園、諏訪児童公園等	
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園に準じる機能を持つ施設等	児童遊園、運動公園・運動広場、緑の広場、遊歩道、市民農園等	八條北運動広場、南川崎地区広場、八潮市市民農園等
				公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地、街路樹等	桜並木、街路樹等
			民間施設緑地	市民緑地、神社境内地等	民設、民営の市民農園（ふれあい農園）等	
	地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区、特定生産緑地地区（生産緑地法） 農地（農地法） 河川区域（河川法） 緑地協定（都市緑地法）		生産緑地地区、特定生産緑地地区、農地（市街化調整区域）、中川、綾瀬川等	
		条例によるもの	樹木等の保存契約（樹木、樹林、生垣）		保存樹木、保存樹林、保存生垣等	

(2) 緑地の多様な機能（役割）について

緑地には、環境保全、生物多様性^{*}、健康・教育、景観形成、にぎわい、レクリエーション、防災・減災等の多様な機能（役割）があります。これは国が示すグリーンインフラ^{*}の考え方にも合致するものです。

本市では、緑地の多様な機能を活用し、持続可能な社会の形成を推進していきます。

■緑地の機能（役割）

＜健康・教育＞

- ・スポーツ活動を通じた健康の維持・増進への寄与
- ・自然を環境教育や学習の場に活用



＜環境保全＞

- ・二酸化炭素 (CO₂) の吸収による温暖化の抑制
- ・人と自然が共生する都市環境の形成



＜生物多様性＞

- ・多様な生物の生育・生息地として生物多様性の機能の維持



親子農業体験



＜レクリエーション＞

- ・日常でのレクリエーションの場の創出
- ・自然とのふれあいの場の創出

指定緊急避難場所



＜防災・減災＞

- ・災害時の避難場所や救援活動拠点
- ・火災時の延焼防止や避難路

八潮夜市の開催



＜にぎわい＞

- ・公園等での地域の交流やイベント等を通じたにぎわいの創出

用水と桜並木



＜景観形成＞

- ・四季の変化等により住民にうるおいとやすらぎを提供
- ・河川や街路樹、社寺林等が地域の特徴的な景観を形成

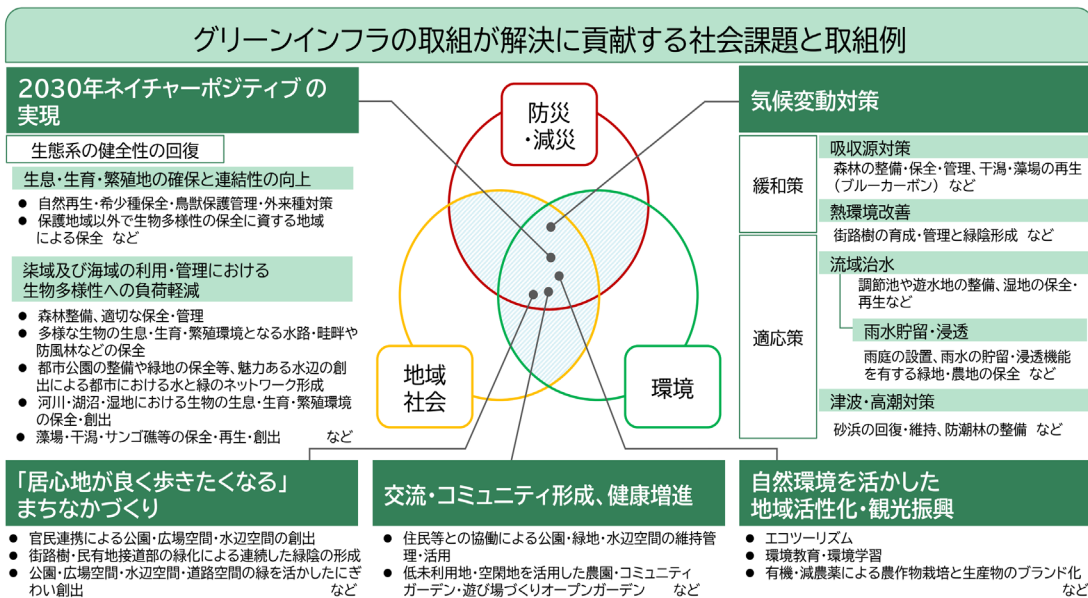
<コラム：グリーンインフラ^{*}の取組について>

国はこれまで、自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みを通じ、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきました。

グリーンインフラは、このような自然共生の在り方を背景としながら、自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものです。

SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた意識の高まり、こうした分野への投資の加速や、経済成長だけでなく、自然豊かな環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観の広がりが進む中、多様化する社会課題の解決策として期待が高まっています。

■グリーンインフラに関する社会課題



出典：グリーンインフラ実践ガイド（国土交通省）

6. 社会情勢の変化

近年、急激な気候変動や生物多様性*の損失といった深刻な課題に世界中が直面する中、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成等の多様な機能を有する緑地への期待が高まっています。

(1) カーボンニュートラル*の実現

- 温室効果ガス*の排出増大等による地球温暖化*の進行に対して、政府は令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。
- 国全体で環境への負荷が小さい緑豊かな都市を実現し、カーボンニュートラルの実現に貢献することが求められています。
- 本市を含む、埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）では、令和 32 年（2050 年）までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行いました。

<コラム：カーボンニュートラルとは>

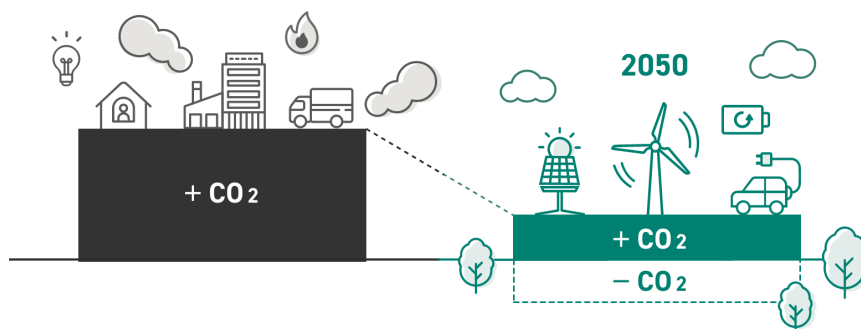
地球温暖化は、大気中に存在する二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が上昇することが原因だと考えられています。

地球温暖化を防ぐためには、大気中への二酸化炭素放出を減らし、さらに、大気中から二酸化炭素を取り除くことに取り組む必要があります。

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。（ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。）

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに緑地等による吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

2050 年までに温室効果ガスの排出量（+CO₂）と吸収量（-CO₂）を差引きゼロにする。



出典：地球温暖化防止に向けて（林野庁）、脱炭素ポータル（環境省）

(2) 生物多様性^{*}の保全

- 令和4年の「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されたのを受け、令和5年3月に生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定され、2050年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030年ミッションとして「2030年までに「ネイチャーポジティブ^{*}：自然再興」を実現する」としています。
- その取組として、都市の緑地や水辺を生態系^{*}ネットワークとして有機的に結びつけることで、動植物種の円滑な移動に資する緑地の量的拡大・質的向上が求められています。

<コラム：生物多様性とは>

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。

これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、「生態系の多様性」・「種の多様性」・「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。

これら3つの多様性は独立したものではなく、互いに深く関連しています。多様な生態系が存在することで、そこに適応した多様な種が生まれ、また同じ種の中で遺伝子の多様性が生まれるなど、すべてが連鎖的に影響し合っています。

本計画で対象となる緑を保全し、緑化を推進することは、生物多様性の確保に資することとなります。

(3つのレベルの多様性)

【生態系の多様性】

- ・森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。

【種の多様性】

- ・動植物から細菌等の微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

【遺伝子の多様性】

- ・同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態等に多様な個性があります。



出典：生物多様性 Biodiversity（環境省）、生物多様性シリーズ 2010（国立科学博物館）

(3) SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

OSDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟 193 か国が令和 12 年までの 15 年間で持続可能な社会を実現するために掲げた国際目標で、17 の目標で構成されています。

OSDGs の達成にあたっては、各目標に寄与する取組の推進が求められており、緑に関する取組も重要な役割を果たしています。

■SDGs の 17 の目標



(4) グリーンインフラ※の推進・促進

○平成 27 年の国土形成計画で、初めて「グリーンインフラ」という用語が登場し、令和元年には、国土交通省が「グリーンインフラ推進戦略」を公表しています。

○グリーンインフラの視点で自然環境が持つ、防災・減災、環境保全といった各種機能を活用した取組を推進していくことが求められています。

■グリーンインフラの取組・手法

① 都市部

高密度かつ複合的な都市的土地利用が主となる都市部においては、緑や水辺の創出・活用を通じて、気候変動への適応、「居心地が良く歩きたくなる」まちながづくり、生物多様性の保全などの社会課題に複合的に応えていくことが考えられます。



出典：グリーンインフラ実践ガイド（国土交通省）

(5) 平成 29 年の都市緑地法*等の改正

- 民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペース*の整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成 29 年に都市緑地法等の改正が行われました。
- この改正において、市区町村が策定する「緑の基本計画」に都市公園*の管理の方針が位置付けられたほか、農地を緑地として政策に組み込むことなどが追加されました。

<改正のポイント>

【都市緑地法の改正】

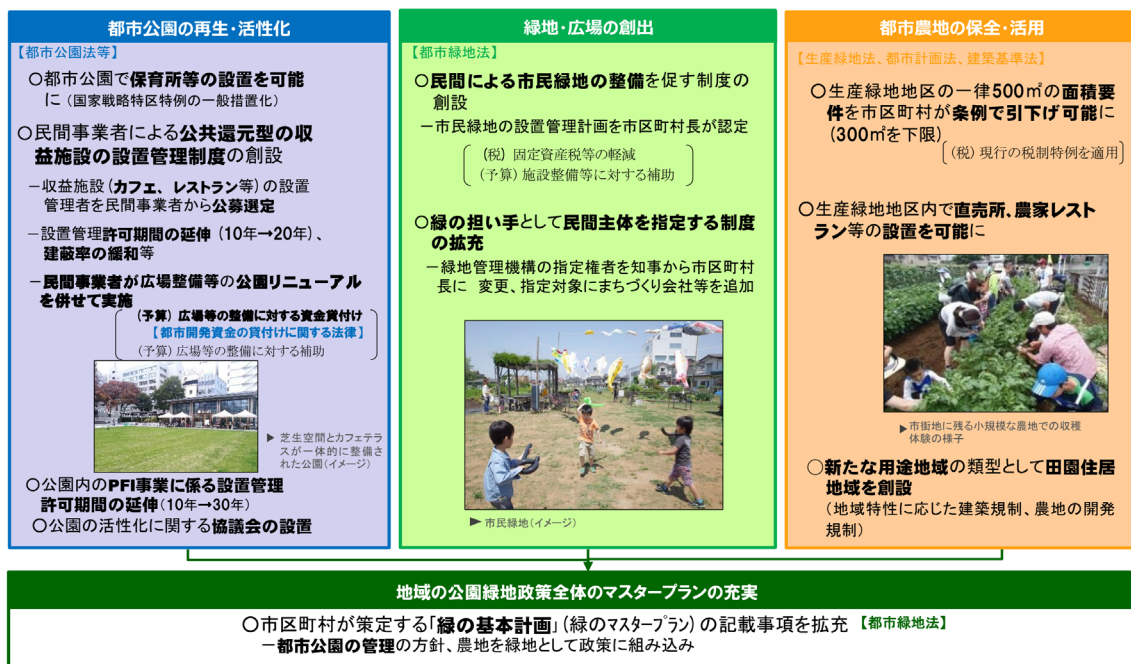
- ・みどり法人制度*の拡充（みどりの担い手としてのまちづくり会社等の追加）
- ・市民緑地認定制度*の創設（民間の土地を自ら緑化施設として設置管理）
- ・緑化地域制度*の改正（緑化率の最低基準 25%）
- ・緑地の定義への農地の明記

【都市公園法の改正】

- ・公募設置管理制度*（Park-PFI）の創設（収益施設の設置管理者の公募選定）
- ・PFI 事業の設置管理許可期間の延伸（30 年へ延伸）
- ・保育所等の占用物件への追加
- ・公園の活性化に関する協議会の設置
- ・都市公園の維持修繕基準の法令化

【生産緑地法の改正】

- ・生産緑地地区*の指定下限値の引き下げ（条例を制定した場合 300 ㎡へ引き下げ）
- ・特定生産緑地制度*の創設（生産緑地地区の解除を 10 年延長）
- ・生産緑地地区内への直売所や農家レストラン*等の施設の設置許可



出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省）

(6) 令和6年の都市緑地法*の改正

- 令和6年の都市緑地法の改正により、国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定し、都道府県は国の定めた基本方針に基づき、都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定することとなりました。
- これに伴い、市町村が緑の基本計画を策定する際には、国の定めた基本方針に基づくとともに、都道府県による広域計画が定められている場合は当該広域計画も勘案することが必要となりました。

<改正のポイント>

【国主導による戦略的な都市緑地の確保】

- ・ 緑地の保全等に関する国の基本方針の策定（国が都市緑地に関する基本方針、都道府県が都市緑地に関する広域計画を策定）
- ・ 都市計画における緑地の位置付けの向上（都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備、保全の重要性」を位置付け）

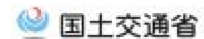
【貴重な都市緑地の積極的な保全・更新】

- ・ 緑地の機能の維持増進事業について位置付け（「機能維持増進事業*」の推進により、緑地の効用を發揮）
- ・ 緑地の買入れを代行する国指定法人の創設

【緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み】

- ・ 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・ 都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

緑の基本方針の概要



意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献		人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する		Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を發揮させていく		
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等				多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要		
	緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施						
	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層發揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成						
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進 行政による永続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・ 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・ 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・ 地方公共団体に対する技術的支援				民間による緑地の保全・創出の促進 ・ 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・ 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・ 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進		
	価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進						
	「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・ 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 ・ 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）			「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・ 地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・ 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）			コンパクト・プラス・ネットワーク等 のまちづくりの取組との連携
							まちづくりDXとの連携等

出典：緑の基本方針の概要（国土交通省）

(7) 令和5年の子ども基本法*の施行

- 子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、子ども基本法が令和5年4月1日に施行されました。
- 子ども基本法の施行に関連して決定された「子ども大綱」及び「子ども未来戦略」に基づき、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「子どもまんなかまちづくり」を加速させるため、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園*の整備等を支援する「子どもまんなか公園づくり支援事業」が創設されています。
- 子どもまんなか公園づくり支援事業では、こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、公園協議会やワークショップ**等により、こどもや子育て当事者の意見を踏まえたこども遊び場の整備が推進されることが期待されています。

3. こども・子育てにやさしいまちづくり


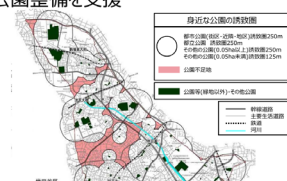

(2) こどもや子育て世帯の目線に立った公園づくり

公園で遊ぶこどもの声に苦情が寄せられるなど、社会全体としてこどもを生き育てることをためらわせる意識・雰囲気もある中、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する「子どもまんなか公園づくり支援事業」を創設する。

こどもの遊び場となる都市公園整備等への支援

- こどもや子育て世帯からニーズの高い身近にある都市公園の計画策定・整備等を支援する「子どもまんなか公園づくり支援事業」を創設。 【都市公園・緑地等事業】

<支援イメージ>

計画策定 (こどもの意見反映)	整備 (遊び場の確保)	柔軟な利活用・安全確保
<p>公園協議会やワークショップ等を活用した、こどもや子育て世代の意見を踏まえた公園の整備計画の策定を支援</p>  <p>大井坂下公園 (品川区)</p> <p>「公園づくりワークショップ」を通して こどもたちのアイデアを取り入れた公園整備</p>	<p>こどもの遊び場が不足するエリア等における公園整備を支援</p>  <p>図 身近な遊び場の提供 (誘致距離からみた公園不足地) 出典：目黒区のみどり-2014年度みどりの実態調査報告書- こどもの遊び場が不足するエリアの分析</p>	<p>ボール遊びなど公園の柔軟な利活用に向けた社会実験や、地域住民と連携した点検体制の構築等を支援</p>  <p>地域住民と連携した公園施設に関する情報共有</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺の市街地整備と住まいに身近な遊び場となる都市公園整備の一体的な実施に対する支援。【子どもまんなか公園づくり支援事業】 周辺の市街地整備と、住まいに身近な遊び場となる都市公園の整備を一体的に実施する場合に限り、市街地整備と公共施設整備の一体的な実施のノウハウをもつ都市再生機構による支援制度を創設する。 		

出典：国土交通省都市局

第1章 緑の現状と課題

1. 緑の現状
2. 緑に関する課題

1. 緑の現状

(1) 自然・社会的条件

1) 地勢

本市は、埼玉県东南部、東京都心から約15kmの位置にあり、周囲を草加市、三郷市、東京都足立区・葛飾区に囲まれた、面積18.02km²の平坦な地域です。

平成17年8月のつくばエクスプレスの開通以降、都心へのアクセスの良さを背景に、商業施設の進出や宅地開発による賑わいのある街並みの形成が進んでいます。

また、北部地区では、(仮称)外環八潮パーキングエリアや(仮称)外環八潮スマートインターチェンジ等の整備が進められています。

■八潮市の位置



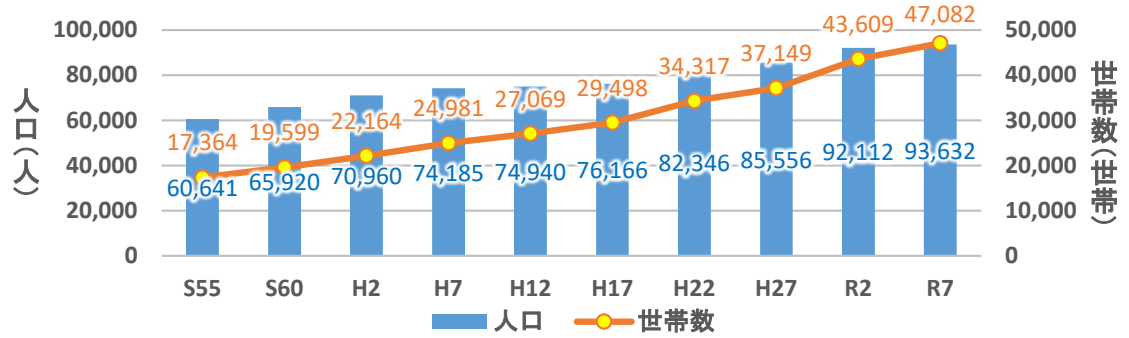
2) 人口

本市の人口は、昭和30年代以降に増加傾向が続いた後、平成7年頃から安定した状態が続いていましたが、平成17年のつくばエクスプレスの開通以降は再び増加に転じています。

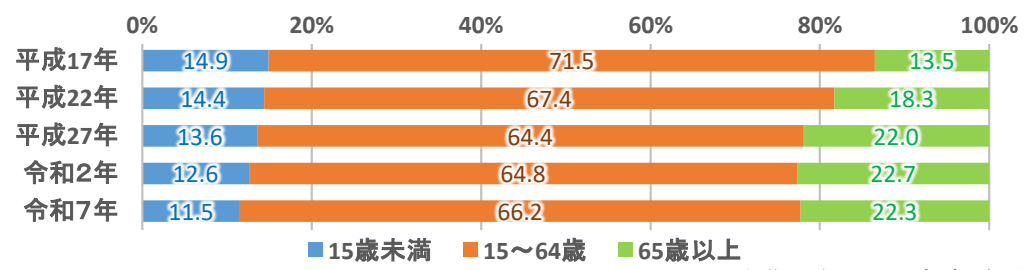
年齢別の人口構成(令和7年1月1日現在)では、15歳未満の人口が11.5%、15歳から64歳までの人口が66.2%、65歳以上の人口が22.3%となっています。

65歳以上の人口比率は平成17年調査時の13.5%から大幅に上昇しており、全国と比べ低い水準ではあるものの、高齢化は急速に進んでいます。

■人口及び世帯数の推移



■年齢3区分別人口構成の推移

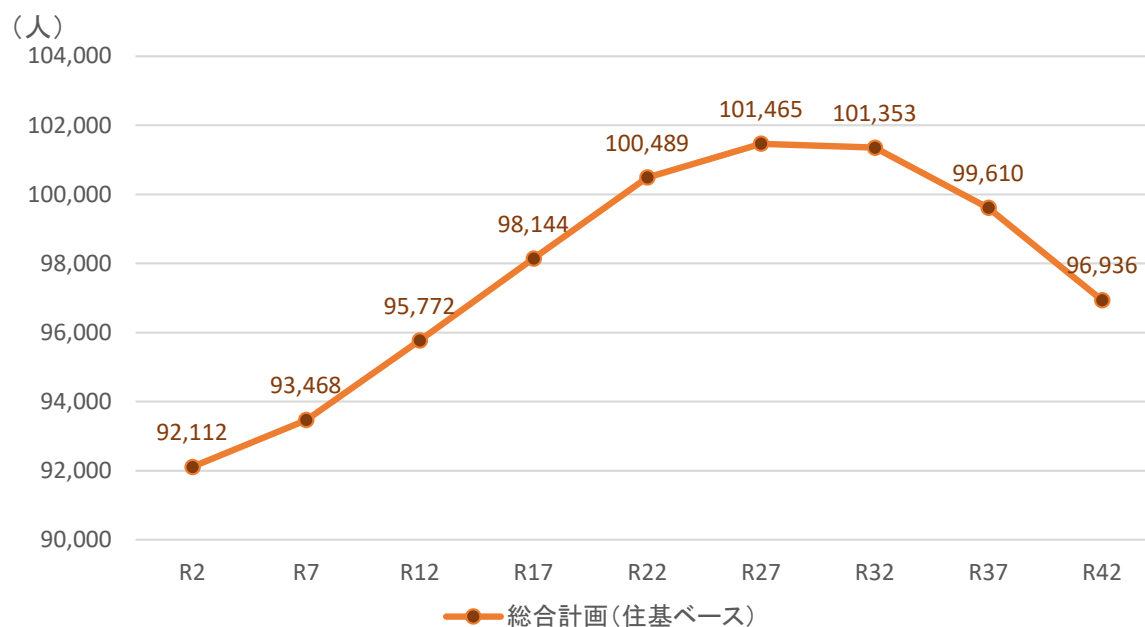


出典：埼玉県町(丁)字別人口調査

3) 人口推計（八潮市人口ビジョン）

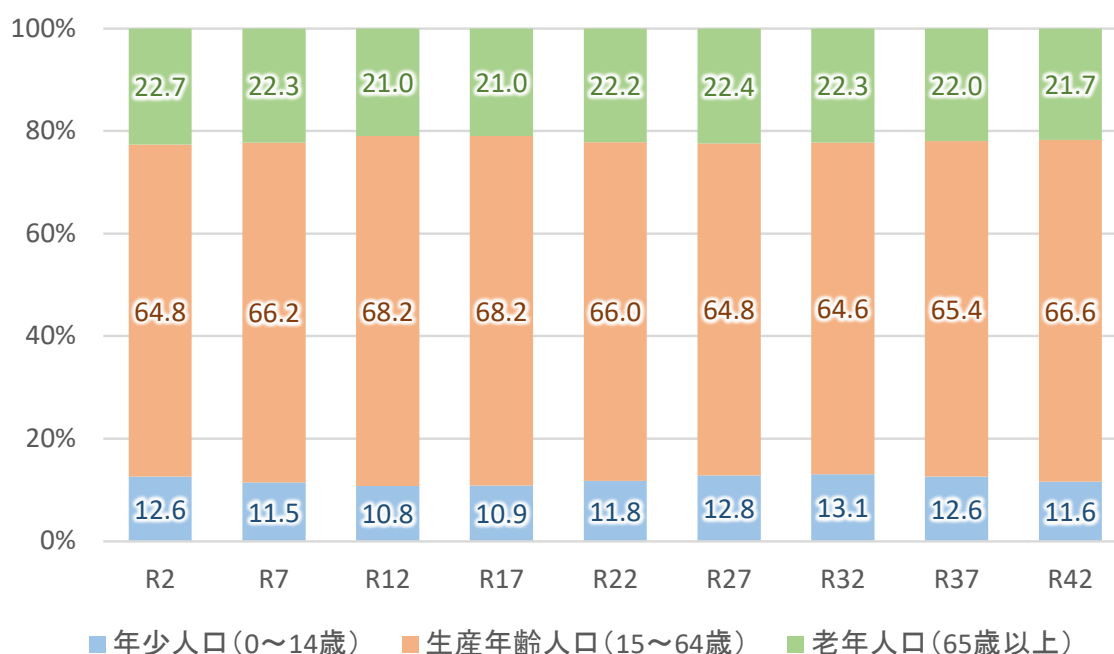
第6次八潮市総合計画の策定にあたって実施した人口推計では、令和27年に101,465人となった後、令和30年をピークに、緩やかに減少していく見通しとなっています。

■将来人口推計



※総合計画の推計は、令和6年1月1日を基準とした住民基本台帳による推計

■年齢3区分別人口割合の推移



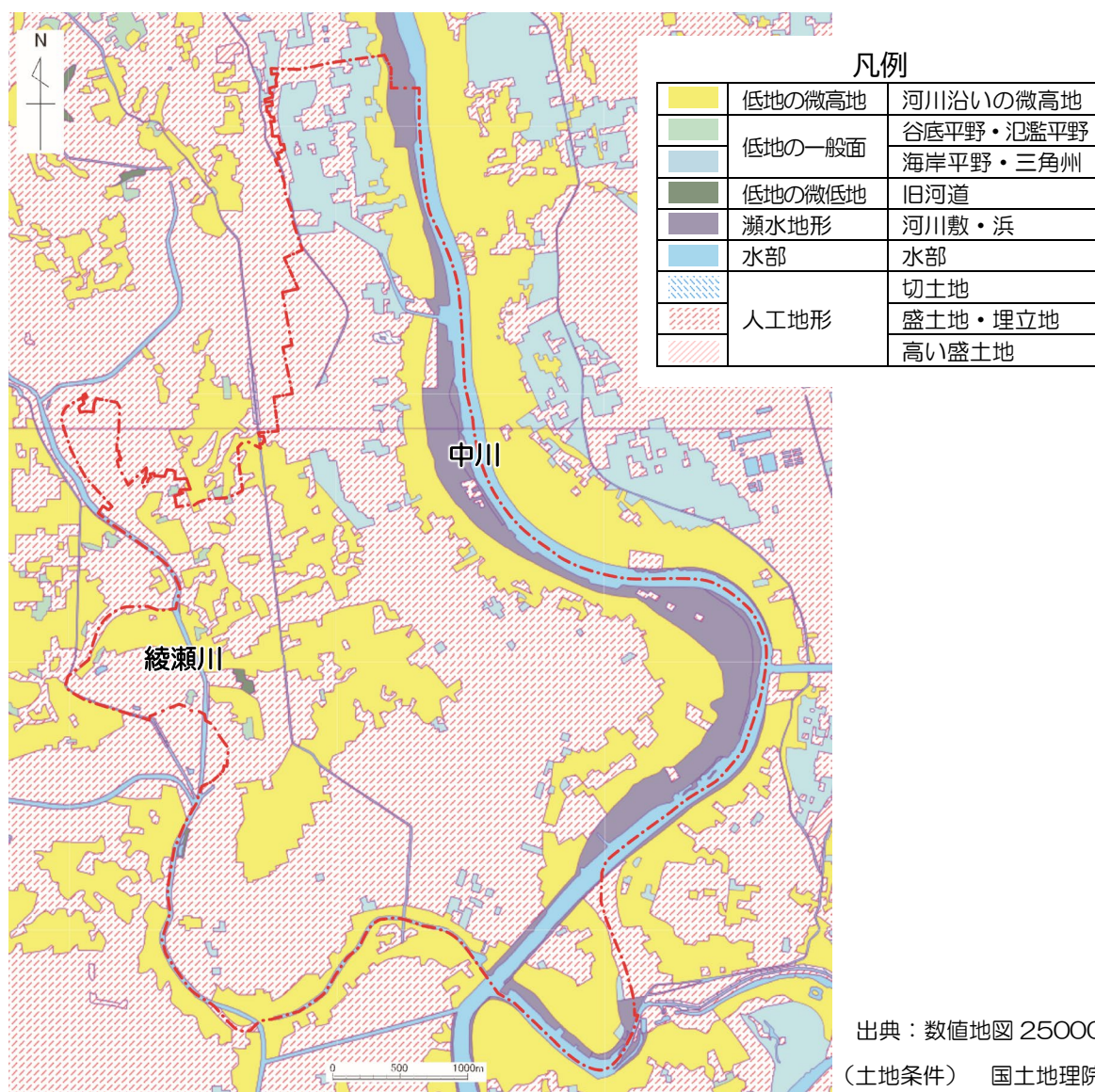
出典：八潮市人口ビジョン

4) 地形等

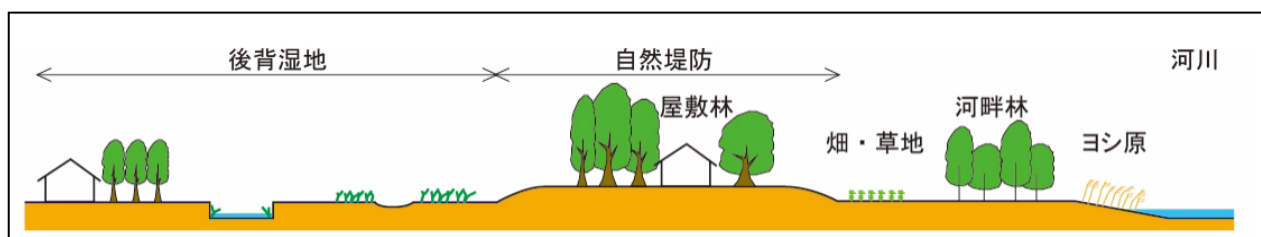
本市は、東は中川、西は綾瀬川に挟まれています。自然堤防*と後背湿地からなる市域は、標高が1~4mの平坦な地形となっています。

市内には、農地や屋敷林、公園・緑道等が点在し、河川や水路沿いにはヨシ原や河畔林が見られます。

■土地条件図



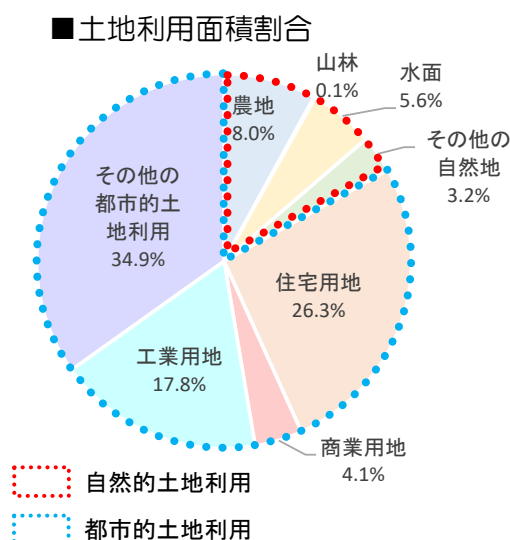
■八潮市内の地形断面模式図



5) 土地利用状況

本市の土地利用は、都市的土地利用（住宅用地やその他の都市的土地利用等）が全体の約8割、自然的土地利用（農地や水面等）が約2割と、都市的土地利用が多くを占めています。

平成 27 年から令和2年にかけては、市街化区域※・市街化調整区域※のどちらにおいても、都市的土地利用が増加し、自然的土地利用が減少しています。



出典：令和2年都市計画基礎調査

■土地利用状況

区分	年	都市的土地利用		自然的土地利用		合計
市街化区域	平成 27 年	1,234.33ha	94%	73.67ha	6%	1,308.00ha
	令和 2 年	1,248.29ha	95%	59.71ha	5%	1,308.00ha
市街化調整区域	平成 27 年	241.99ha	49%	252.01ha	51%	494.00ha
	令和 2 年	248.64ha	50%	245.36ha	50%	494.00ha
合計	平成 27 年	1,476.32ha	82%	325.68ha	18%	1,802.00ha
	令和 2 年	1,496.93ha	83%	305.07ha	17%	1,802.00ha

出典：平成 27 年・令和 2 年都市計画基礎調査

6) 緑に関する主な文化財

本市の文化財では、中川沿いの自然堤防※上を中心に社寺や伝統行事等が保存、継承されており、古くから形成された集落や街道沿いで、伝統・文化が育まれてきたことがうかがえます。緑に関する文化財としては、以下のもの等があります。

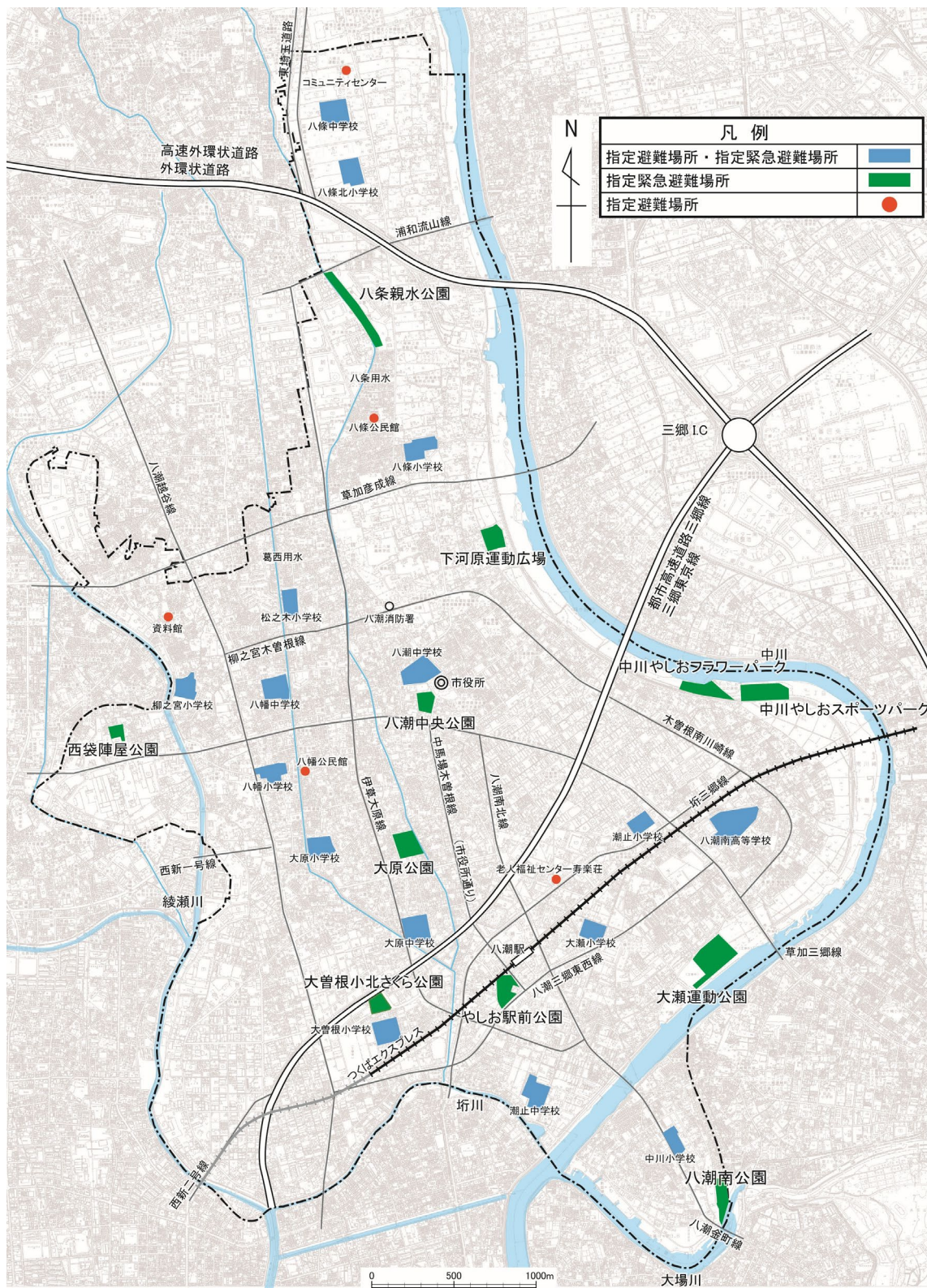
■主な緑に関する文化財

西福寺のタブノキ (市指定記念物)	西福寺山門脇のタブノキ(クスノキ科)は、高さ 15m、幹廻り 4.5m、根本廻りは約 8mもあり、樹齢は約 500 年といわれ、嘉吉元年(1441 年)西福寺開山の記念樹といわれています。また、このタブノキの根本には首無しの弘法大師が埋もれているとされ、地域の人々の信仰を集めています。	
観音寺のいちよう (市指定記念物)	観音寺のいちようは、高さ 14.5m、幹廻り 3.8m、根本廻りは 4.8m もあり、樹齢は約 400 年と推定される本市最大のいちようです。	
和井田家住宅(国指定有形文化財) 和井田家構堀遺構 (市指定記念物)	和井田家住宅は江戸時代中頃の建築と推定され、近世名主住宅の面影を今に伝えています。また、市道北側に残されている構堀は、屋敷地を構成する重要な遺構として本市の文化財として指定されています。屋敷林は貴重な樹林地として保存されています。	

7) 災害時の避難場所

本市には、指定緊急避難場所として、合計 27 箇所の公園や施設等が指定されており、そのうち公園等は 11 箇所指定されています。

■指定緊急避難場所等の位置図



8) 市内の自然と動植物

市内の市街化が進みつつあるなか、河川、水路、屋敷林等には、人が自然と触れ合える空間が残っています。

中川の河川敷では、市民団体等との連携により、植物の保全や外来種の駆除、自然観察会等の自然環境の保全に取り組んでおり、ノウルシやノカラマツ、シロバナサクラタデ等の貴重な自然と触れ合える場となっています。

また、大曽根ビオトープ[※]では、市民団体等の活動により、希少植物であるタコノアシやカワチシャ、ゴキツル等が生育しています。

一方、特定外来生物[※]である、クビアカツヤカミキリによる桜等の樹木の枯死や、アライグマによる農作物等の被害が発生しています。

また、アメリカオニアザミも繁殖力が強く、生態系[※]に影響を与えるおそれがあるため、駆除が必要とされています。

■八潮市に生息・生育する動植物

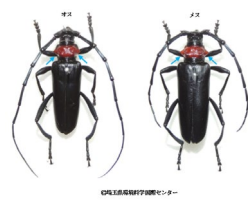
鳥類	<p>市内で確認されている鳥類は約 11 種、その中でも良好な自然環境が残っていることを示す「環境指標鳥」として、草地性の野鳥 1 種、森林性の野鳥 2 種、水辺の野鳥 4 種が確認されています。</p> <p>○草地性野鳥（モズ）、森林性野鳥（シジュウカラ・コゲラ）、水辺の野鳥（カイツブリ・カルガモ・バン・オオヨシキリ）等</p>
水生生物	<p>市内で生息が確認されている両生類は 5 種、は虫類は 7 種です。</p> <p>○両生類（ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル・ヒキガエル・アマガエル等）</p> <p>○は虫類（クサガメ・ヤマカガシ・シマヘビ・アオダイショウ・ヤモリ・トカゲ・カナヘビ）</p>
魚類	<p>市内で生息が確認されている魚類は 18 種です。このうち、中川の本流のみで記録のあるものが 10 種、中川以外の用水路等で記録のあるものが 8 種となっています。</p> <p>○用水路等で記録されている魚類（モツゴ・コイ・ギンブナ・ドジョウ・マナマス・メダカ・カダヤシ・タイリクバラタナゴ）</p>
昆虫類	<p>市内に生息する主な昆虫類としては、蝶類が 30 種、トンボが 13 種、甲虫類が 72 種記録されています。その中でも中川と大場川で確認された「ヒヌマイトトンボ」は内陸で生息している例は少なく、中川が東京湾の干満の影響を受けて、ヨシ原の環境が維持されていることを示しています。</p>
動物類	<p>市内で現存していると思われるほ乳類は約 10 種です。</p> <p>○ほ乳類（モグラ・アブラコウモリ・ノウサギ・ハタネズミ・アカネズミ・カヤネズミ・ハツカネズミ・クマネズミ・ドブネズミ・イタチ等）</p>
植物	<p>本市を代表する植生は、自然堤防[※]上に見られるシラカシ・ケヤキ屋敷林の他、後背湿地に見られるクヌギ林、ヤナギ低木林、ヨシ群落、マコモ群落、ミソソバ群落等があります。</p> <p>また、希少な植物として、カワチシャ、ミズアオイ、ゴキツル、タコノアシ、ノウルシが確認されています。</p>

出典：2012 やしおの自然

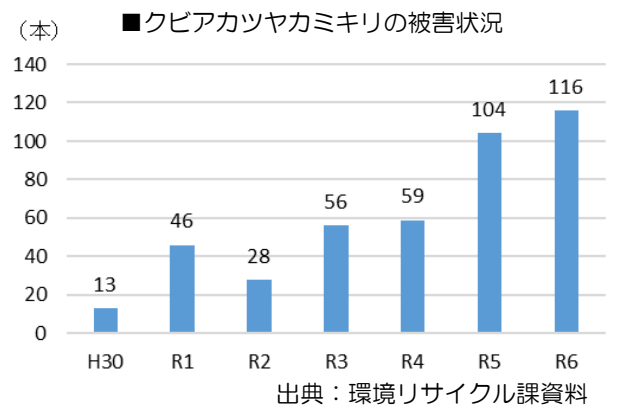
<外来種>

■特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」

クビアカツヤカミキリの幼虫は、桜、梅、柿、桃、ポプラ等の樹木に寄生して弱らせ、枯らしてしまいます。



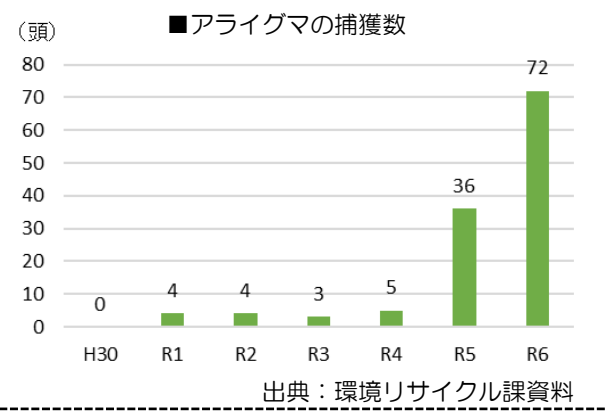
埼玉県内では平成25年にはじめて発見されて以降、県北部や東部の複数の地域において発見が相次いでおり、被害が拡大しています。



■特定外来生物「アライグマ」

埼玉県では、特定外来生物であるアライグマによる被害を防止するため、「埼玉県アライグマ防除実施計画」を作成し、アライグマの防除対策を実施しています。

本市においても、アライグマによる農作物等への被害が発生しており、捕獲数も増加しています。



■外来生物「アメリカオニアザミ」

アメリカオニアザミは、繁殖力が強く、放っておくと大きく成長する上、強く鋭い刺を持つため、うかつに触ると危険です。また、その土地に元々あった植物の生育場所を占領する可能性もあります。本市では抜き取りによる駆除を広く呼びかけています。



<希少植物ノウルシ>

ノウルシは花の時期に黄色く色づく、トウダイグサ科の多年草で、環境省のレッドリスト（環境省2012）で準絶滅危惧、埼玉県レッドデータブック植物編（埼玉県2011）で絶滅危惧2類に指定されています。

市内では、唯一残っていた中川河川敷のノウルシ自生地も、堤防工事の影響を受ける場所に当たっていたため、工事で改変される部分のノウルシを上流側に移植し、地域の市民団体、国土交通省江戸川河川事務所、市が連携して、保全管理をしています。

■ノウルシの自生地・移植地



9) 河川・水路

本市は、中川や綾瀬川等により三方を河川に囲まれています。昭和 30 年代に産業構造が変化するまでは、長い間純農村地帯であり、その水利を活かし、市域の 6 割強を水田が占めていました。その名残りとして、現在も日本三大農業用水*の一つである葛西用水やその他の水路を市内に多く見ることができます。

■河川・水路

<p>中川</p>	<p>埼玉県羽生市付近を上流端とする流路延長約 81km、流域面積約 810km² の 1 級河川です。</p> <p>中川沿いには、中川やしおフラワーパークや中川やしお水辺の楽校*、遊歩道等が整備され、また広大な農地が広がるなど、本市の代表的な水辺の景観を形成しています。</p>	
<p>綾瀬川</p>	<p>埼玉県桶川市付近を上流端とする流路延長約 48km、流域面積約 176km² の 1 級河川です。</p> <p>綾瀬川沿いには、遊歩道や大曽根ビオトープ*等が整備され、近年では水質汚濁が改善されたことにより、魚や野鳥等の観察ができる貴重な自然空間となっています。</p>	
<p>葛西用水</p>	<p>江戸時代（1660 年頃）に利根川から取水し、埼玉平野東部を潤す大用水として整備されました。</p> <p>本市では、古くから農業用水として広く利用されていましたが、近年では用水路沿いに緑道・遊歩道が整備され、地域住民が親しめる貴重な水辺空間として利用されています。</p>	
<p>八条用水</p>	<p>江戸時代（1603 年頃）に葛西用水と同じ瓦曽根溜井（越谷市）から取水し、市内で葛西用水に流入しています。</p> <p>また、親水公園や遊歩道が整備されており、地域住民が親しめる貴重な水辺空間として利用されています。</p>	

(2) 緑の現況

1) 緑地の現況

①施設緑地*

施設緑地は、都市公園法で規定されている近隣公園*、街区公園*等の都市公園*やそれ以外の公共施設緑地、民間施設緑地が該当します。

<都市公園>

令和7年4月現在、都市公園数は80箇所、面積は20.85ha、1人当たり面積にすると2.23㎡となります。平成27年度と比較し、箇所数は5箇所、面積は1.96ha、1人当たり面積は0.03㎡、それぞれ増加しています。

※都市公園：近隣公園、街区公園（児童公園、幼児公園）

■都市公園の面積等の比較

項目	平成27年度	令和7年度 (策定時)	差 (R7-H27)
都市公園の箇所数	75箇所	80箇所	5箇所増
都市公園の面積	18.89ha	20.85ha	1.96ha増
人口	85,793人	93,663人	7,870人増
人口1人当たりの面積	2.20㎡	2.23㎡	0.03㎡増

<都市公園以外の施設緑地>

令和7年4月現在、都市公園以外の施設緑地数は54箇所、面積は16.74ha、1人当たり面積は1.79㎡となっています。平成27年度と比較して、施設緑地数は9箇所、面積は0.56ha、1人当たり面積は0.23㎡、それぞれ減少しています。これは主に児童遊園の数が減少したことによります。

※都市公園以外の施設緑地：児童遊園、運動公園・広場、緑の広場、遊歩道、学校の植栽地、街路樹、八潮市市民農園*、ふれあい農園*

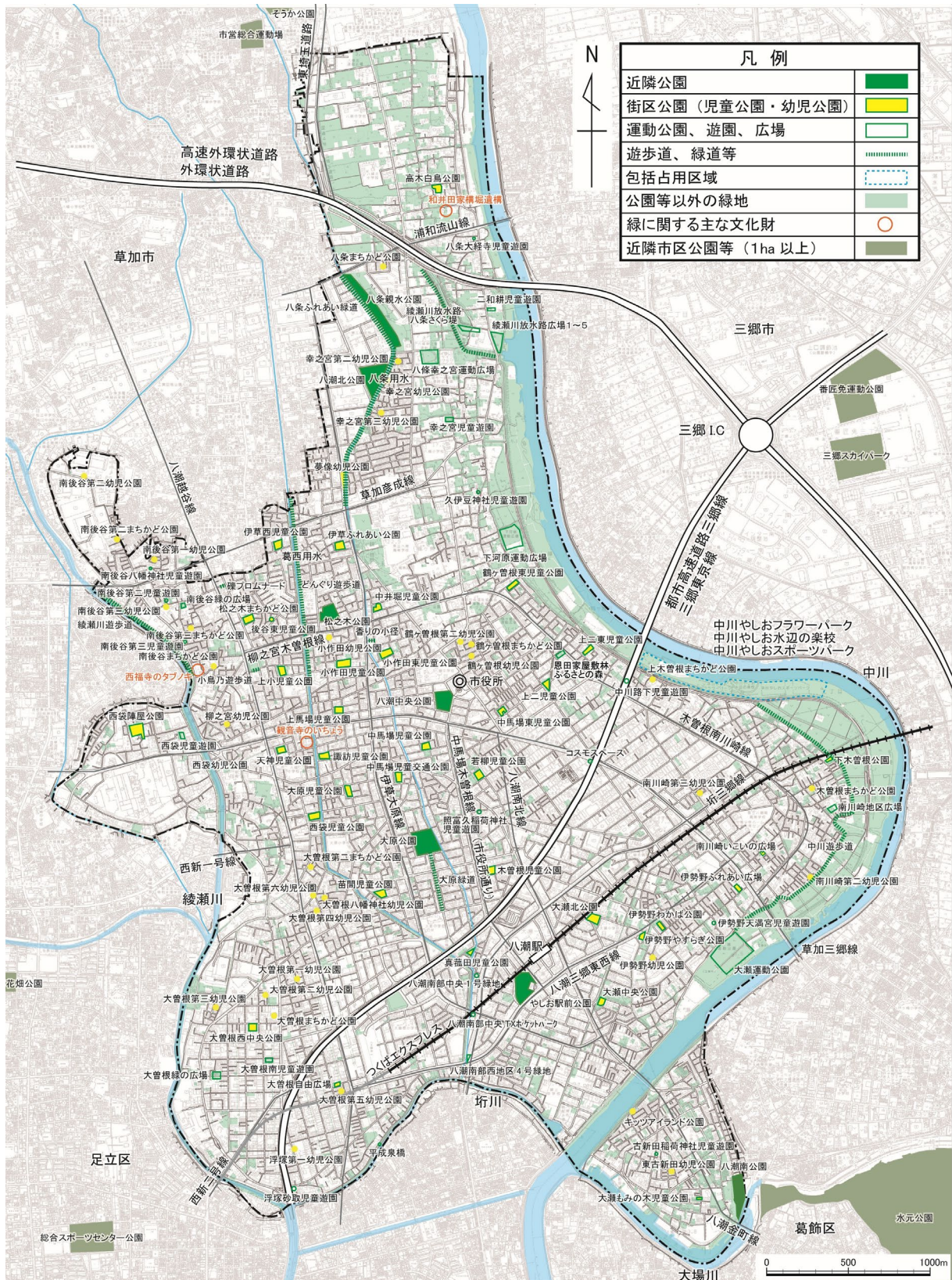
■都市公園以外の施設緑地の面積等の比較

項目	平成27年度	令和7年度 (策定時)	差 (R7-H27)
都市公園以外の施設緑地の箇所数	63箇所	54箇所	9箇所減
都市公園以外の施設緑地の面積	17.30ha	16.74ha	0.56ha減
人口	85,793人	93,663人	7,870人増
人口1人当たりの面積	2.02㎡	1.79㎡	0.23㎡減

※平成27年度は学校の植栽地、街路樹、八潮市市民農園、ふれあい農園を含む値に補正している。各箇所数、面積は、令和7年度時点での計測結果を反映している。

※街路樹の箇所数は計上していない。

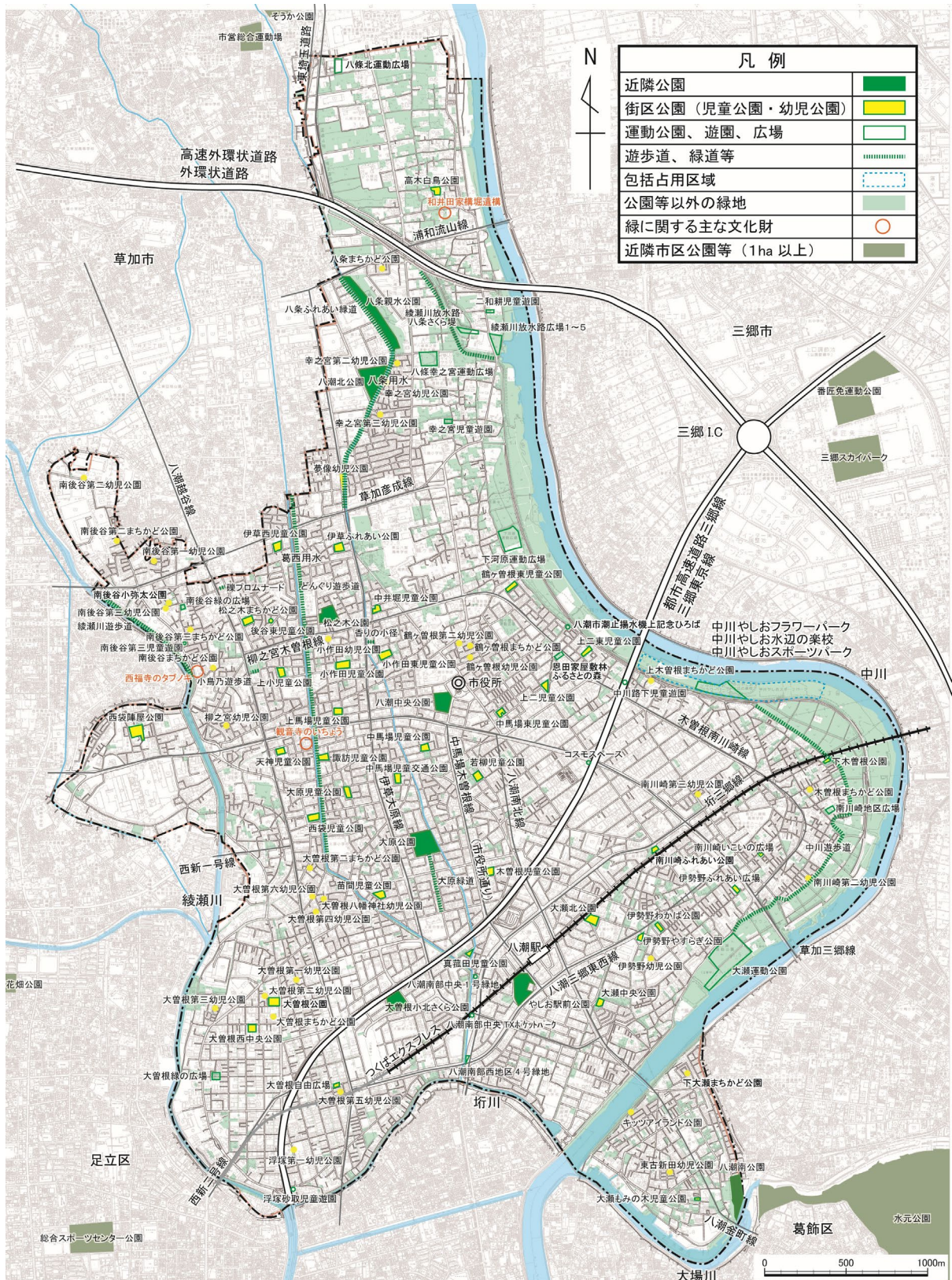
■緑地現況図（平成 27 年）



※市内の公園は平成 27 年 5 月時点
 ※近隣市区公園等は出典より参考として表示

出典：都市計画基礎調査（平成 27 年）
 第三次足立区緑の基本計画（令和 2 年）
 草加市みどりの基本計画（改訂版）（平成 29 年）
 三郷市緑の基本計画（令和 3 年）

■緑地現況図（令和2年）



※市内の公園は令和7年4月時点
 ※近隣市区公園等は出典より参考として表示

出典：都市計画基礎調査（令和2年）
 第三次足立区緑の基本計画（令和2年）
 草加市みどりの基本計画（改訂版）（平成29年）
 三郷市緑の基本計画（令和3年）

②地域制緑地*

地域制緑地は、法に基づく生産緑地地区*、農地（市街化調整区域*）、河川区域、緑地協定*のほか、条例に基づく保存樹木、保存樹林、保存生垣が該当します。

令和7年4月現在、地域制緑地数は201箇所、面積は239.45haとなっています。平成27年と比較して、箇所数は41箇所、面積は15.99ha減少しています。これは主に、生産緑地地区や農地（市街化調整区域）が減少していることによります。

■地域制緑地の箇所数と面積の比較

項目	平成27年度	令和7年度 (策定時)	差 (R7-H27)
地域制緑地の箇所数	242箇所	201箇所	41箇所減
地域制緑地の面積	255.44ha	239.45ha	15.99ha減

※箇所数に農地（市街化調整区域）は含まない。

※平成27年度面積には、農地（市街化調整区域）を追加補正している。

<保存樹木等の指定について>

緑ゆたかなまちづくりを推進するため、令和7年4月現在、保存樹木23本、保存樹林3箇所、保存生垣11箇所を指定しています。

【指定基準】

1. 樹木については、地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上である、又は高さが10m以上であるもの（株立ちした樹木は3m以上）であり、樹形が優れているもの
2. 樹林については、樹木の1集団が占める土地の面積が200㎡以上で、かつ、高さが5mを超える樹木が30本以上であるもの
3. 生垣については、生垣をなす樹木の集団で、その長さが30m以上で、かつ、高さが2m以上であるもの



■保存樹木



■保存生垣

<農地>

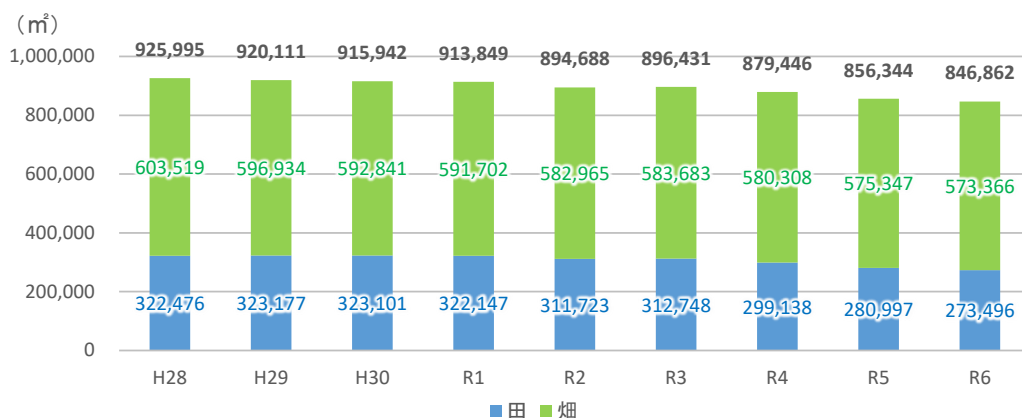
本市では、主に市北部に水田、東部の中川周辺に畑地が分布していますが、都市化の進行に伴い、年々減少しており、令和6年の農地面積（市街化調整区域[※]）は846,862㎡となっています。

また、市街化区域[※]内の貴重な農地である生産緑地地区[※]は、平成23年をピークとして微減傾向となっていました。平成4年の指定から営農義務のある30年が経過したこともあり、近年は地区数・面積が減少しています。本市では、平成31年4月から生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡に引き下げるとともに、指定から30年を経過する生産緑地地区について、所有者の意向に基づき、特定生産緑地地区[※]の指定を行っています。

令和7年時点で、生産緑地地区・特定生産緑地地区を159地区、23.35haを指定し、都市農地の保全に努めています。

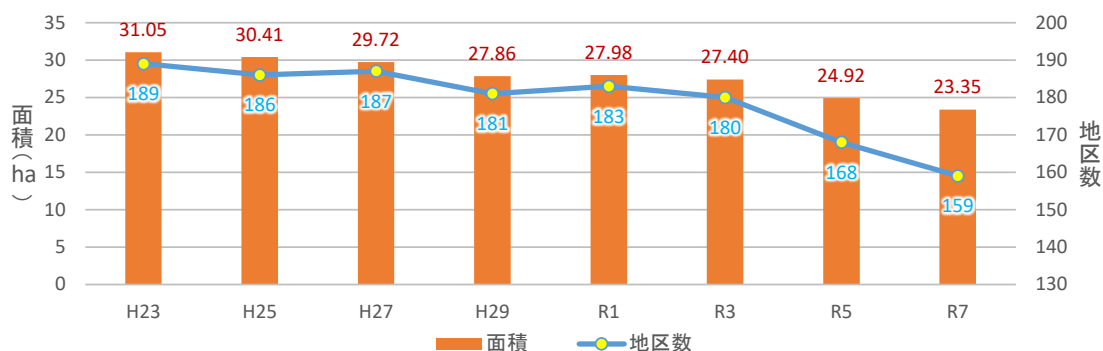
また、地域計画[※]の策定により農地集積・集約を進める他、農家が開設した「ふれあい農園[※]」、市民が援農する「ガーデンコミュニティ制度[※]」等による農地の保全に努めています。

■農地面積（市街化調整区域）の推移



出典：農業ニュースやしお

■生産緑地地区・特定生産緑地地区の地区数・面積の推移



項目	生産緑地地区		特定生産緑地地区	
	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
令和4年	77	11.28	98	14.77
令和5年	70	10.17	98	14.75
令和6年	46	6.19	119	18.16
令和7年	39	5.10	120	18.25

出典：公園みどり課資料

③緑地の現況量（施設緑地*と地域制緑地*の計）

令和7年4月現在、緑地は335箇所、面積は277.04haとなっています。前計画と比較して、箇所数で45箇所、面積で14.59ha減少しています。

■緑地の現況総括表

緑地種別		年次	前計画(平成27年5月1日)		現況(令和7年4月1日)		R7-H27 増減	
			都市計画区域		都市計画区域			
			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
施設緑地	都市公園	近隣公園	7	11.23	8	12.23	1.00	
		街区公園	児童公園	33	7.07	36	8.01	0.94
		幼児公園	35	0.59	36	0.61	0.02	
		計	75	18.89	80	20.85	1.96	
	都市公園等	公共施設緑地	児童遊園	9	1.30	5	0.51	-0.79
			運動公園・広場	3	6.09	4	6.36	0.27
			緑の広場	3	0.66	3	0.66	0.00
			遊歩道等	9	2.20	10	2.20	0.00
			学校(植栽地)	17	2.98	17	2.98	0.00
			道路(街路樹)	—	0.98	—	0.98	0.00
			市民農園(市営)	1	1.09	1	1.09	0.00
			水辺の遊歩道	12	1.46	11	1.52	0.06
	計	54	16.76	51	16.30	-0.46		
	計	129	35.65	131	37.15	1.50		
	民間施設	民間施設	神社遊園	6	0.10	0	0.00	-0.10
市民農園(民営)			3	0.44	3	0.44	0.00	
計			9	0.54	3	0.44	-0.10	
合計	合計	138	36.19	134	37.59	1.40		
地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区	184	29.95	159	23.35	-6.60	
		農地(市街化調整区域)	—	92.60	—	84.69	-7.91	
		河川区域	5	130.70	5	130.70	0.00	
		緑地協定	1	1.48	0	0.00	-1.48	
	計	190	254.73	164	238.74	-15.99		
	よる例等	よる例等	保存樹木	35	0.01	23	0.01	0.00
			保存樹林	3	0.64	3	0.65	0.01
			保存生垣	14	0.06	11	0.05	-0.01
	計	52	0.71	37	0.71	0.00		
	合計	合計	242	255.44	201	239.45	-15.99	
施設・地域制緑地間の重複			0	0.00	0	0.00	0.00	
緑地 総計			380	291.63	335	277.04	-14.59	
人口(人)			85,793		93,663		7,870	
面積(ha)			1,802		1,802		0.00	
緑地率			16.18%		15.37%		-0.81%	
市民1人当たりの公園等面積	都市公園		2.20㎡		2.23㎡		0.03㎡	
	都市公園等		4.16㎡		3.97㎡		-0.19㎡	

※学校の植栽地と街路樹は、「前計画」では未計測であったため、現況の面積を採用。

※街路樹は、線状を延長×0.5m、点状を1㎡として面積を算出。

※生産緑地地区は特定生産緑地地区を含む。

※農地(市街化調整区域)面積は、「前計画」は平成28年8月1日、「現況」は令和6年8月1日現在。

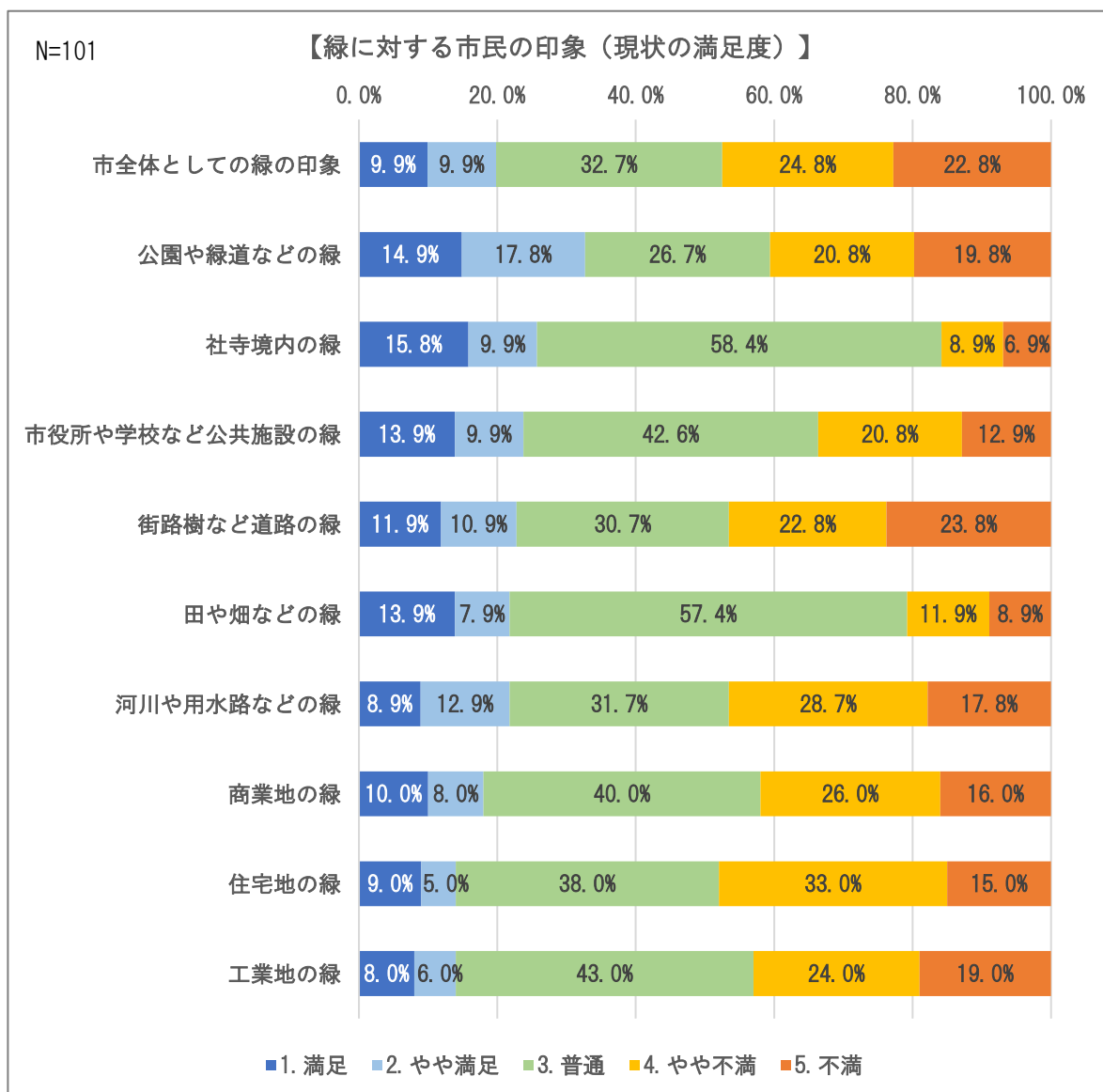
※保存樹木は、本数×3㎡、保存生垣は、延長×0.6mで面積を算出。

※街路樹と農地(市街化調整区域)の箇所数は計上しない。

④緑に対する市民の印象

「市全体としての緑の印象」は、「満足」と「やや満足」の合計が 19.8%となっており、平成 27 年度の調査に比べて上昇しています。

「公園や緑道などの緑」や「社寺境内の緑」、「街路樹などの道路の緑」等の満足度が高い一方、「工業地の緑」や「住宅地の緑」、「商業地の緑」の満足度が低いという結果となりました。



出典：緑に関する市民の意識調査（令和 7 年 4 月実施）

参考）前計画の目標値の達成状況

■緑に対する市民満足度（市全体としての緑の印象）

目標指標	平成 27 年度 （策定時）	平成 37 年度 （目標値）	令和 7 年度 （現状）
緑に対する市民満足度	14.0%	40.0%	19.8%

2) 都市公園*等の状況

①都市公園等の経過年数

整備後 30 年以上経過している都市公園は 60%で、公園全体でも 54%を占めています。

40 年以上経過している都市公園は 45%、公園全体でも約 40%となっており、公園施設の老朽化が進んでいます。

■施設緑地*の設置後の経過年数

	20 年以上	
	都市公園 (80 箇所)	全体 (113 箇所)
箇所数	62 箇所	87 箇所
割合	77.5%	77.0%

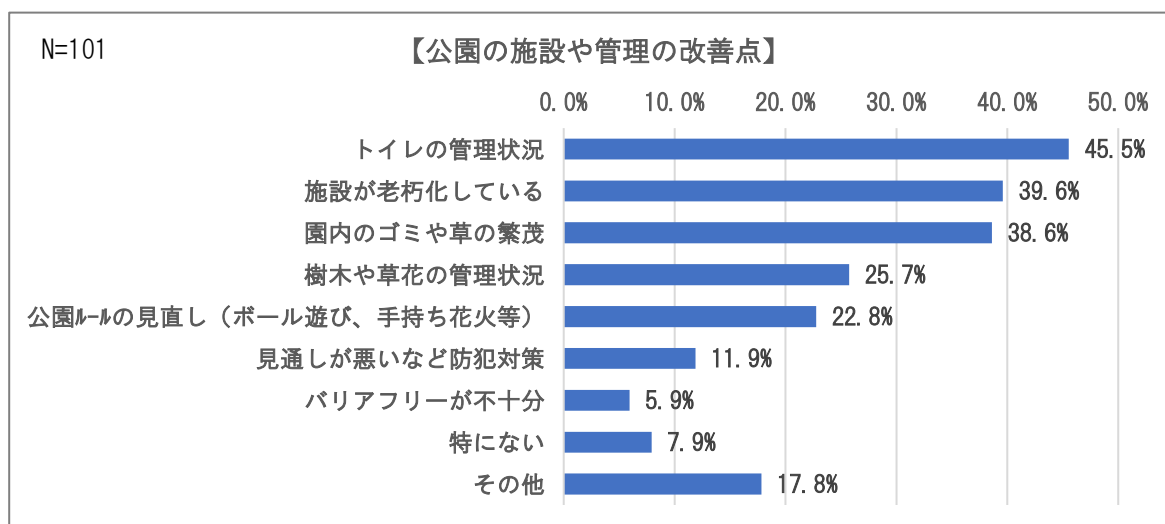
	30 年以上	
	都市公園 (80 箇所)	全体 (113 箇所)
箇所数	48 箇所	61 箇所
割合	60.0%	54.0%

	40 年以上	
	都市公園 (80 箇所)	全体 (113 箇所)
箇所数	36 箇所	45 箇所
割合	45.0%	39.8%

②公園に対する市民の改善要望・満足度

<公園の施設や管理の改善点>

改善が求められている公園の施設や管理は、「トイレの管理状況」が 45.5%と最も多く、「施設が老朽化している」や「園内のゴミや草の繁茂」が続いています。

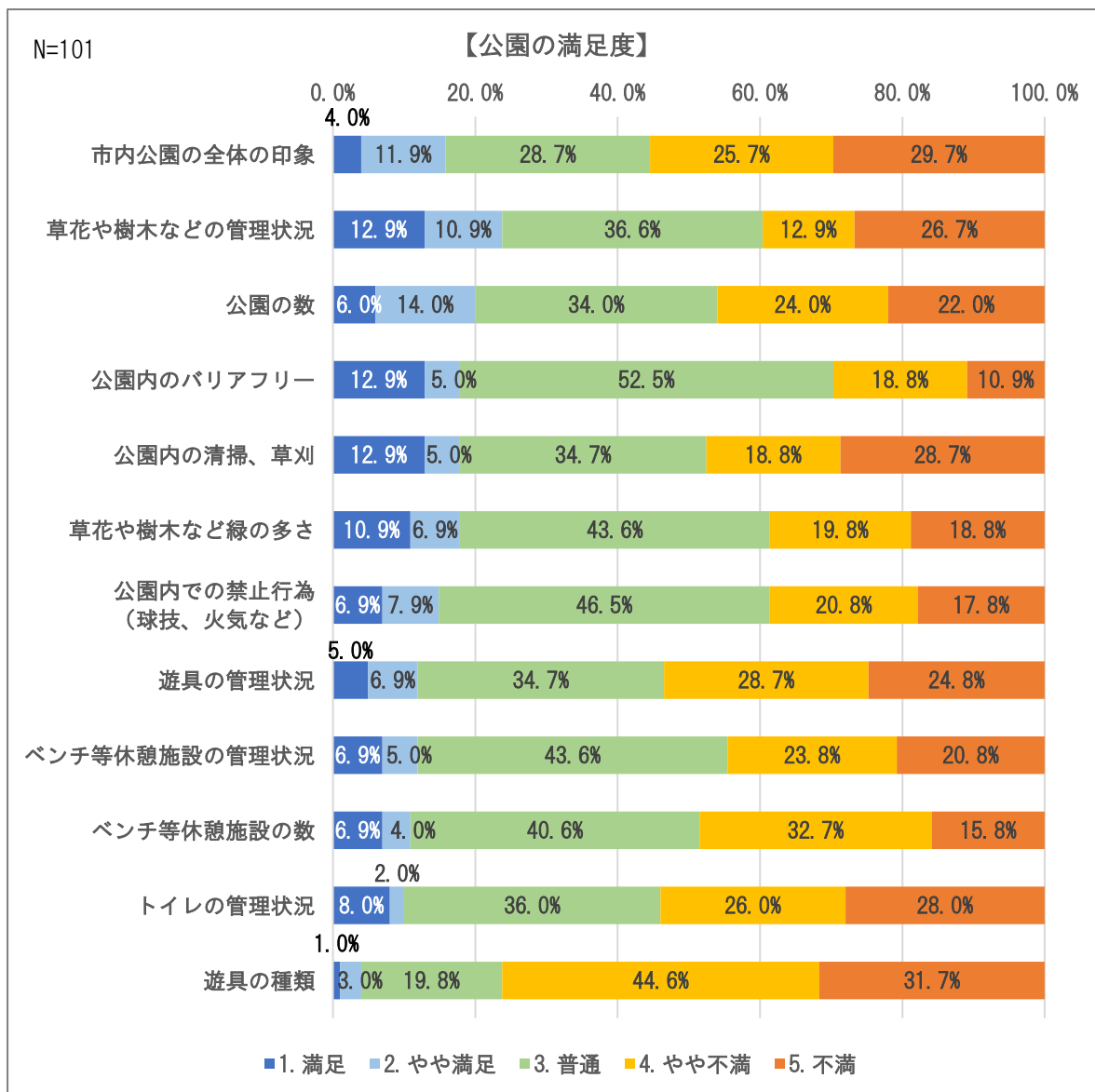


出典：緑に関する市民の意識調査 (令和 7 年 4 月実施)

<公園の満足度>

「市内公園の全体の印象」は、「やや不満」と「不満」の合計が半数以上となっています。

「草花や樹木などの管理状況」や「公園内のバリアフリー※」、「公園内の清掃、草刈」等の満足度が高い一方、「公園の数」や「遊具の管理状況」、「遊具の種類」等の満足度が低いという結果となりました。



出典：緑に関する市民の意識調査（令和7年4月実施）

参考）前計画の目標値の達成状況

■ 都市公園※の整備

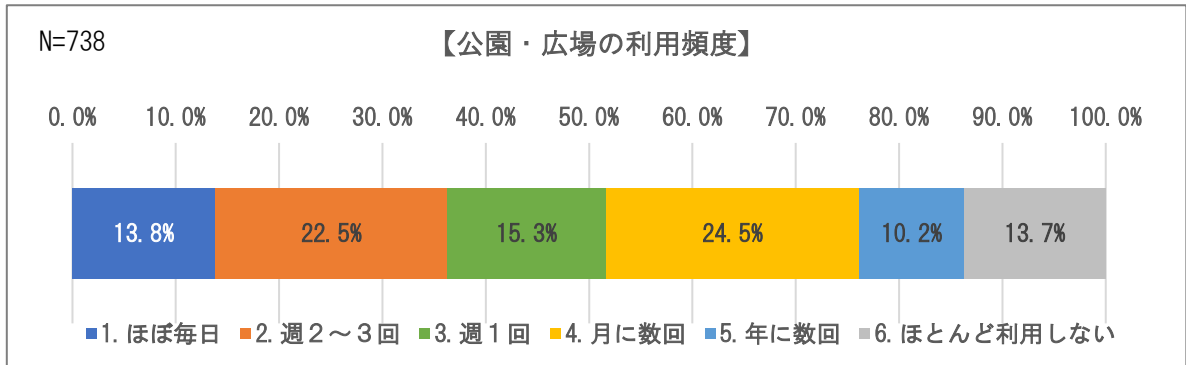
目標指標	平成27年度 (策定時)	平成37年度 (目標値)	令和7年度 (現状)
都市計画区域※の市民 1人当たりの都市公園面積	2.20 m ²	2.60 m ²	2.23 m ²

③児童・生徒の公園の利用頻度・要望

<児童・生徒の公園・広場の利用頻度>

児童・生徒の公園・広場の利用頻度は「月に数回」が最も多く 24.5%を占め、次いで「週2～3回」が22.5%、「週1回」が15.3%となっています。

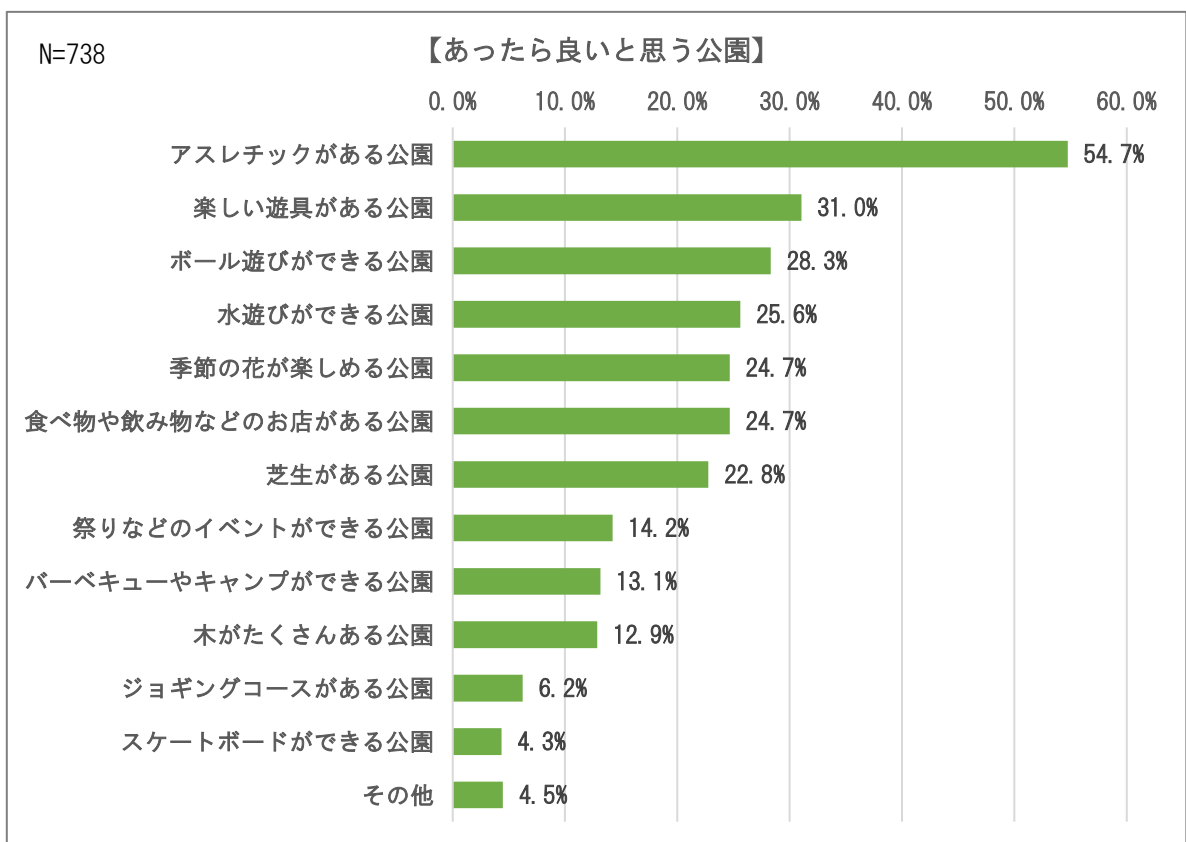
半数以上の児童・生徒が週1回以上公園・広場を利用しています。



出典：緑に関する小中学生の意識調査（令和7年5月実施）

<児童・生徒があったら良いと思う公園>

児童・生徒があったら良いと思う公園は「アスレチックがある公園」が最も多く、次いで「楽しい遊具がある公園」、「ボール遊びができる公園」の順となっています。



出典：緑に関する小中学生の意識調査（令和7年5月実施）

3) 緑化重点地区の状況

①葛西用水路沿線地区

葛西用水路沿線地区では、平成21年度から令和2年度にかけて、埼玉県の水辺再生事業、川のまるごと再生プロジェクト、川の国埼玉はつらつプロジェクトにより、草加市境から新境橋までの約2kmの区間で親水化整備が完成しています。

現在は、市と地元町会による花苗の植樹、地元町会との維持管理協定の締結による遊歩道脇の植栽管理が行われています。



■葛西用水の遊歩道
(馬場新橋～観音寺橋)

②八潮駅周辺地区

八潮駅周辺地区では、駅周辺の商業施設の壁面緑化※等による緑の創出が行われています。また、やしお駅前公園では、様々なイベント（八潮朝市・夜市、こどもみらいフェスタ、やしお枝豆まつり等）も開かれ、市民の交流の場となっています。



■こどもみらいフェスタ

③市役所周辺地区

本市の都市核である市役所周辺では、令和6年1月に新庁舎が開庁し、今後は八潮中央公園の再整備を予定しています。

公園の整備にあたっては、現在の緑を次代の子どもたちに引き継ぐべき屋敷林とし、市のシンボルとすることとします。

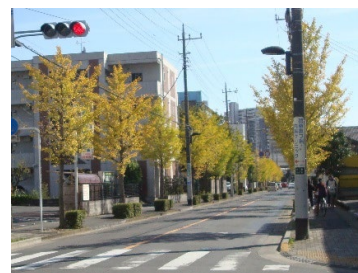
また、新庁舎と八潮メセナとの一体性を考慮した緑化の推進により、市役所周辺地区の一体的な景観形成を図ります。



■整備イメージ図

④市役所通り地区

市役所通りは、都市核を形成する八潮中心核と市役所を中心とするシビックセンターを結ぶ都市軸として、本市のシンボル空間となっています。沿道は市の木である、いちよう並木が続いており、四季の変化が感じられる魅力ある街並みが形成されています。



■市役所通り

4) 緑被の現況

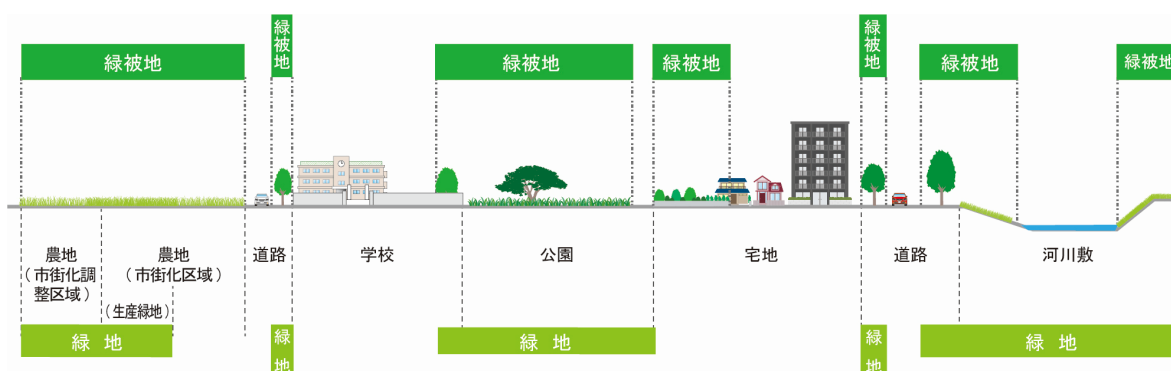
市内の緑被率※の合計は 17.89%で、市街化区域※では 10.31%、市街化調整区域※では 37.96%となっています。

■緑被率（令和7年度）

項目		市街化区域	市街化調整区域	合計
全体面積		1,308.00ha	494.00ha	1,802.00ha
水田	面積	0.65ha	27.01ha	27.66ha
	緑被率	0.05%	5.47%	1.53%
畑	面積	41.39ha	58.68ha	100.07ha
	緑被率	3.16%	11.88%	5.55%
草地	面積	32.79ha	68.20ha	100.99ha
	緑被率	2.51%	13.81%	5.60%
樹林地	面積	59.98ha	33.61ha	93.59ha
	緑被率	4.59%	6.80%	5.19%
合計	面積	134.81ha	187.50ha	322.31ha
	緑被率	10.31%	37.96%	17.89%

※緑被率の数値は、各全体面積に対する割合を示すものです。

■緑被地と緑地のイメージ



5) 市民等との協働による主な活動状況

①公園の維持管理

本市では、市民等との協働による公園の維持管理を推進しています。

令和7年度現在、町会・市民団体等 24 団体に 35 箇所の公園の維持管理を行っていただいています。

■公園の町会等による管理

	平成 27 年度	令和 7 年度
団体数	23 団体	24 団体
公園数	37 箇所	35 箇所

②緑と花いっぱい運動実績

本市では、公園等の花壇に草花を植栽・管理していただける団体に対し、草花等の購入費を助成しています。令和7年度は、8団体が8箇所の公園の花壇等で花植え等の活動を行っています。

■緑と花いっぱい運動

	平成 27 年度	令和 7 年度
団体数	4 団体	8 団体
公園数	5 箇所	8 箇所

③まごころベンチ*

公園等への親しみや愛着を持っていただき、さらなる公園施設の充実を図るため、令和3年度からまごころベンチの設置を推進しています。まごころベンチは市民や団体からの寄附によるもので、寄附者名等を刻印したプレートを取り付けています。令和3年度から令和7年度の5年間で、1個人、5団体から17基のベンチが寄附されています。



■大瀬北公園のまごころベンチ

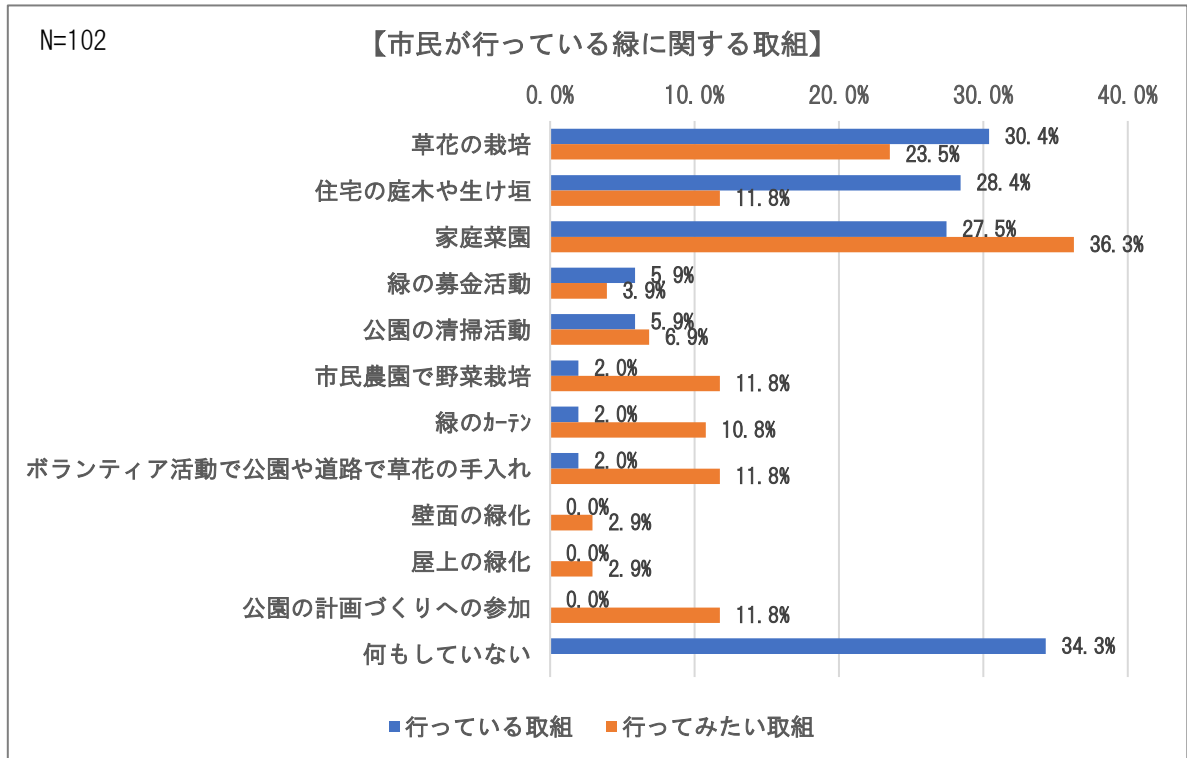


■寄附者名等を刻印したプレート

④市民が行っている緑に関する取組

市民が行っている取組としては、「草花の栽培」、「住宅の庭木や生け垣」、「家庭菜園」等の自宅でできる取組が上位となっています。

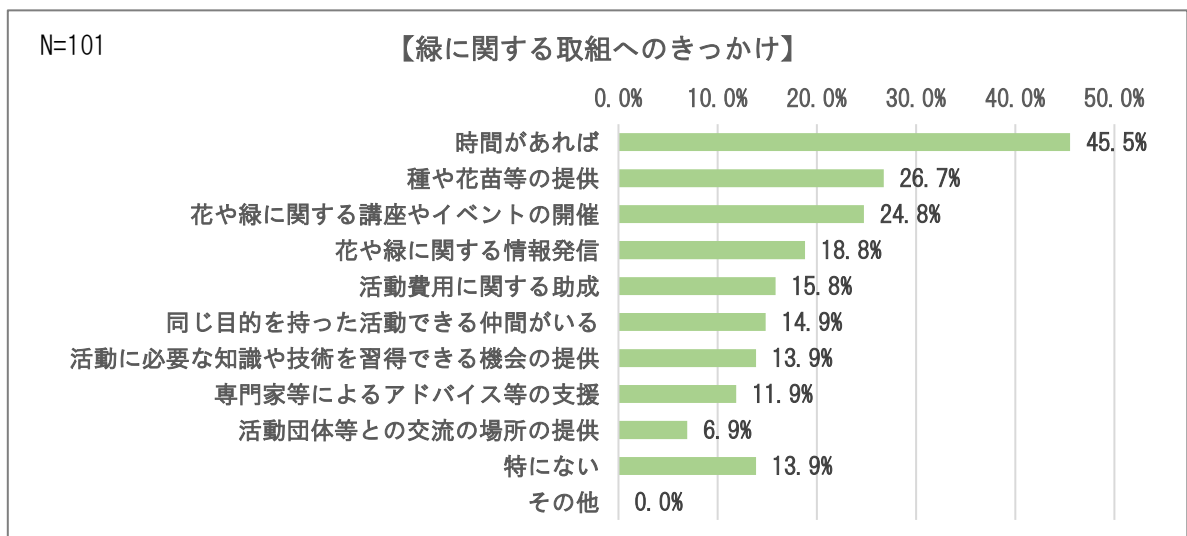
今後行ってみたい取組では、「家庭菜園」のほか、「市民農園*で野菜栽培」、「緑のカーテン」等の回答がありました。



出典：緑に関する市民の意識調査（令和7年4月実施）

⑤緑に関する取組へのきっかけ

緑に関する取組への参加のきっかけとしては、「時間があれば」のほか、「種や花苗等の提供」、「花や緑に関する講座やイベントの開催」等が上位となっています。



出典：緑に関する市民の意識調査（令和7年4月実施）

2. 緑に関する課題

(1) 社会情勢の変化等からの課題

1) 温暖化及びカーボンニュートラル^{*}への対応

近年は特に厳しさを増す暑熱環境への対策として、暑さに強い樹種による緑化や緑を活かしたウォークアブルなまちづくりとしての緑陰や日陰等の活用の必要性が高まっています。

樹木等の植物には、空気中の二酸化炭素を吸収し、日差しを遮る効果や葉からの水分の蒸発により気温を下げ、ヒートアイランド現象^{*}を緩和させる効果があり、これにより空調設備などの省エネルギー効果が期待できます。

このため、温暖化及びカーボンニュートラルへの対応として、市域のまとまった樹林地や農地、河川・水路等の水辺の保全・活用とともに、敷地内の植樹、屋上・壁面緑化^{*}等、都市における緑化の推進が求められます。

2) 生物多様性^{*}への対応

本市の河川や水路、河畔林等の緑地や水辺では、多くの生物が生育・生息するなど、貴重な生態系^{*}が構築されています。

地域の特性に応じた、生物多様性の保全活動や持続可能な利用を推進するため、生態系の保全や再生が求められます。

近年、クビアカツヤカミキリやアライグマ等の特定外来生物^{*}による被害が増加しており、地域の生態系や農作物に影響を及ぼすおそれがあることから、駆除等の対策が求められます。

3) 自然災害の激甚化^{*}・頻発化への対応

都市の緑地は、地震等による火災の延焼防止や豪雨による浸水被害の軽減等の機能を有しています。

近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災機能や雨水の貯留・浸透機能を有する公園の整備、避難先となる農地の活用等による安全・安心なまちづくりの推進が求められます。

4) グリーンインフラ^{*}の推進・促進への対応

自然環境（緑、水、土、生物）には、雨水の貯留・浸透による防災・減災、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制等の多様な機能が備わっています。これらの機能を活用して社会的な課題を解決するため、グリーンインフラに関する取組の推進・促進が求められます。

5) SDGs への対応

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けては、環境を悪化させない経済成長、災害に強いインフラの整備、誰もが使いやすい緑地の確保、気候変動への対応、沿岸や陸上の生態系^{*}の保全等に寄与する取組について、緑のまちづくりで貢献していくことが求められます。

本計画に特に関係するものとして、「2 飢餓をゼロに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」の7つの目標に寄与する取組の推進が求められます。

<緑の基本計画に特に関係する7つの目標>

 <p>2 飢餓を ゼロに</p>	生態系を守り、 気候変動や 洪水等の 災害にも強い 豊かな土壌	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	環境を 悪化させない 経済成長
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	災害に強い インフラの 整備	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	誰もが安全で 使いやすい 緑地や公共の 場所の確保
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	自然災害への 対応、 気候変動への 対応	 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	海と沿岸の 生態系の 持続的な 管理・保護
 <p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>	陸上の 生態系等と 自然の恵みの 保全・回復		

(2) 本市の公園・緑地の現状からの課題

1) 公園の老朽化

本市では、都市公園^{*}の60%が整備後30年以上経過しており、公園の老朽化に伴う維持管理費や業務量の増加が課題となっています。

今後については、民間活力を活用した公園整備・再整備や公園施設長寿命化計画^{*}に基づく公園施設の更新等の適切な公園管理が求められます。

2) 公園に対する市民ニーズの変化

社会情勢や市民意識の変化等により、公園に対する市民ニーズは大きく変化しています。今後は、市民の意向を踏まえた施設の整備や公園機能の再編等が求められます。

3) 農地と緑地の減少

本市の緑地は、市北部や中川周辺において、一定程度確保されているものの、八潮駅周辺の開発に伴う農地の減少等により、市域全体では減少傾向となっています。

このため、市街化区域^{*}においては、生産緑地地区^{*}の保全や民有地の緑化、市街化調整区域^{*}では、河川敷に広がる河畔林や農地の保全等に関する取組の推進が求められます。

4) 緑化に関する市民参加の促進

市民を対象とした意識調査では、緑化に関する取組をしていない市民の割合が3割強となっています。このため、種や花苗等の提供やイベントの開催、緑化に関する情報の提供等、市民等に向けた積極的な働きかけが求められます。

5) 市関連計画の推進

中川河川敷周辺において、資源の有効活用や公園等の施設整備、にぎわいの創出等を図るため、「中川河川敷周辺公園等施設整備計画」を策定しています。

このため、今後は、計画に基づく各取組について、市民等との連携や民間活力の導入を図りつつ、着実に推進していくことが求められています。

第2章 緑のまちづくりへの取組方針

1. 緑の将来像
2. 基本方針
3. 水と緑の整備方針図
4. 都市公園の整備及び管理の方針
5. 計画のフレーム
6. 計画の目標

1. 緑の将来像

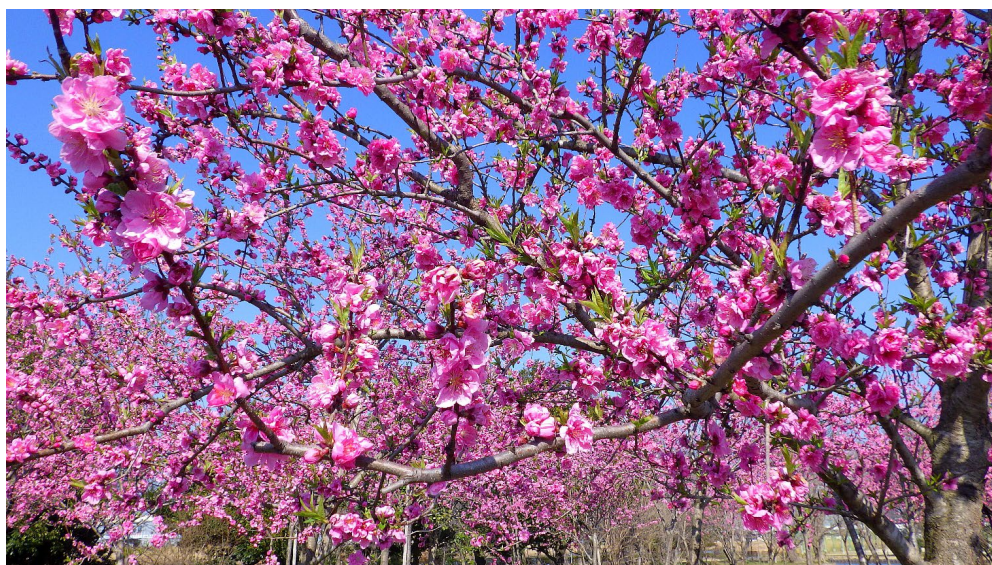
本市には、中川・綾瀬川等の河川とその周辺の河畔林のほか、市北部に残る水田や畑地、屋敷林や寺社林等の地域固有の緑、公園や街路樹等の市街地の緑等、様々な水と緑に触れ合える環境が形成されています。

これらの環境は、多くの人々に潤いと安らぎをもたらす、私たちの貴重な共有財産といえるものです。

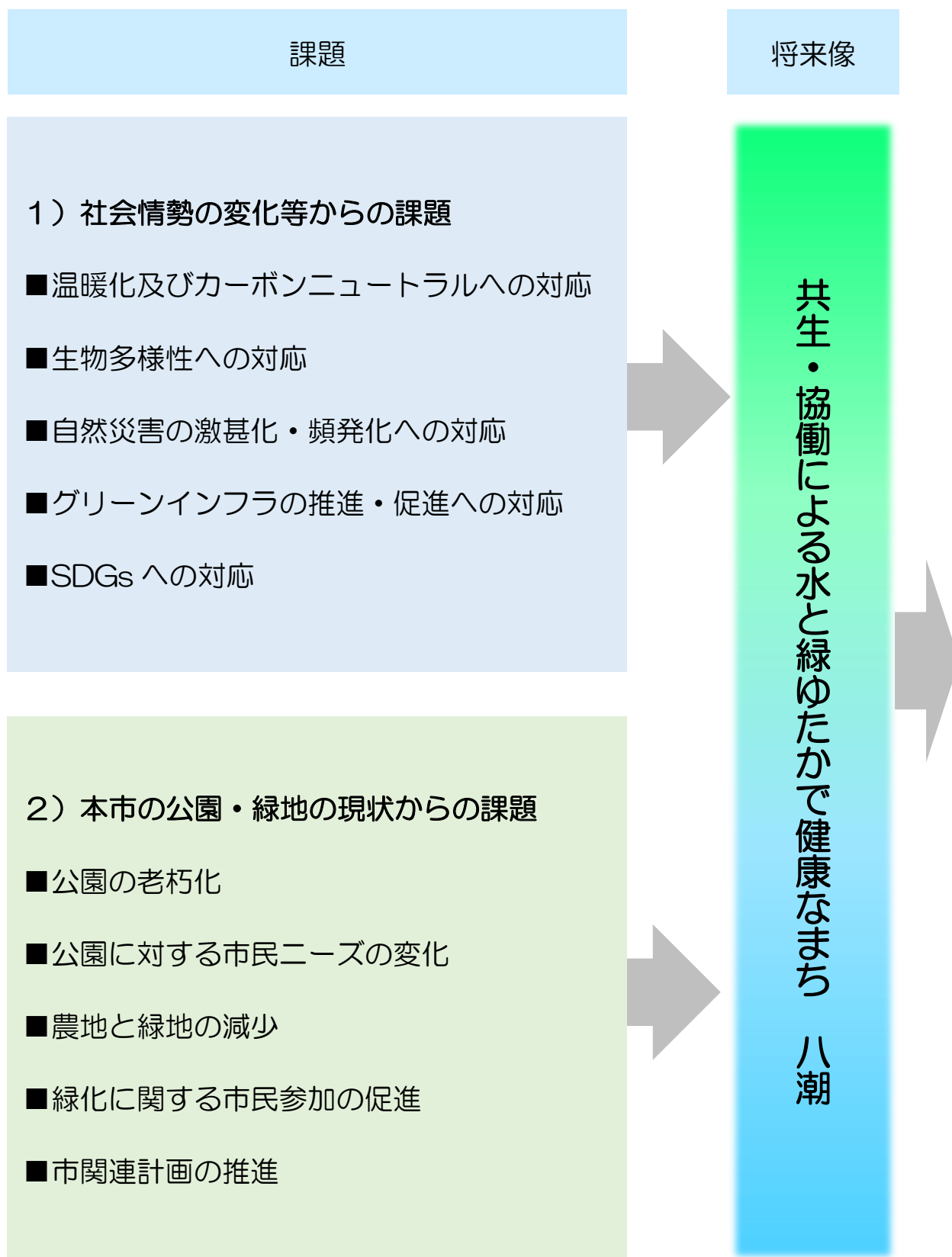
一方、市街地の開発に伴う農地の減少、公園等の老朽化のほか、市民ニーズの多様化に対応するための人員・財源の確保といった課題も生じています。

このため本市では、グリーンインフラ*の考え方に基づく、持続的な水と緑の保全・活用、多様な生物との共生、市民が心身ともに健康的に暮らせる質の高いまちづくりについて、市民等や事業者、市が共生・協働しながら取り組むことを目指し、緑の将来像を以下のとおり定めることとします。

共生・協働による水と緑ゆたかで健康なまち 八潮



■市の花『花桃』





※【重点】と表記のある施策は、将来像を達成するために、本市が特に重点的に取り組む施策です。

2. 基本方針

緑の将来像を実現するため、4つの基本方針に沿って取組を進めていきます。

基本方針1 人と自然・生物が共生するまち（環境保全・生物多様性※）

本市の既存資源である水辺や緑地、農地等の自然を貴重な共有財産として捉え、グリーンインフラ※の視点に基づき保全・活用を図ります。

また、ネイチャーポジティブ※の実現には、生物多様性の保全・回復が不可欠です。このため、市民等の多様な主体と連携し、水辺や緑地、農地等の保全・活用を図ることにより、人と自然・生物が共生する緑のまちづくりを進めます。



基本方針2 緑の創出による安全・安心に暮らせるまち（防災・減災・持続可能性）

防災機能を有する公園の整備や公園等が持つ雨水の貯留・浸透機能の活用、公園の適切な維持管理等、グリーンインフラに基づく取組を進め、緑の創出による安全・安心に暮らせる持続可能な緑のまちづくりを進めます。



基本方針3 四季の彩りと調和したにぎわいのあるまち（街並み景観・にぎわい）

花桃等による四季の変化が感じられる都市の緑化や緑のネットワークによる魅力ある街並みの形成を図ります。

また、中川河川敷周辺等において、多様な施設や地域資源を活かし、四季の彩りと調和したにぎわいのある緑のまちづくりを進めます。



基本方針4 笑顔で楽しく暮らせるまち（健康・教育・レクリエーション）

市民等との協働のもと、これまで受け継がれてきた緑の保全や創出について、積極的に取り組めます。



また、これらの緑を市民の健康づくりや次代を担うこどもたちへの教育の場、レクリエーションの場として活用し、市民が笑顔で楽しく暮らせる緑のまちづくりを進めます。






3. 水と緑の整備方針図

緑が持つ機能として環境保全、生物多様性*、健康・教育、景観形成、にぎわい、レクリエーション、防災・減災等の機能を踏まえ、拠点と軸を位置付けます。

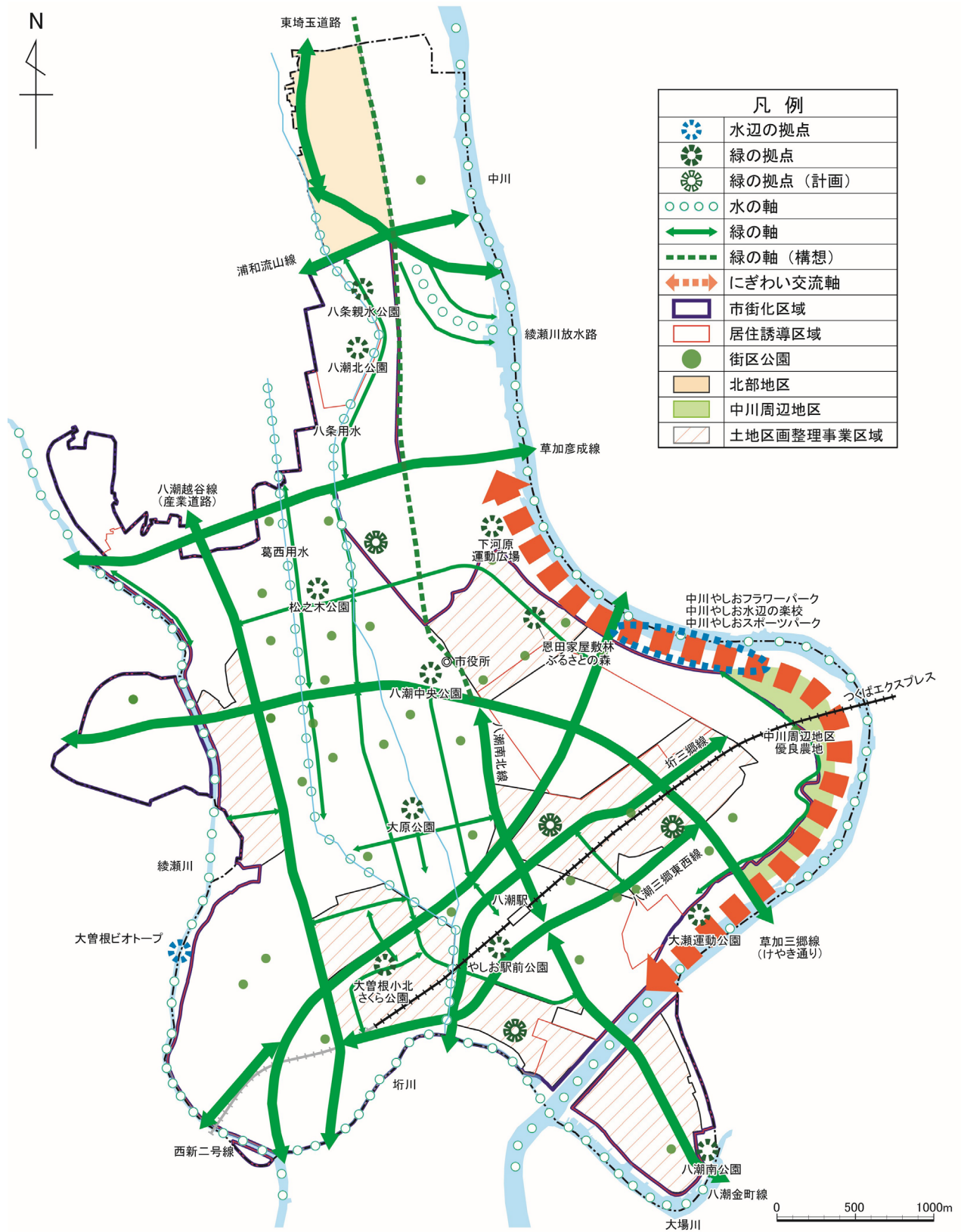
■拠点の形成

名称	役割
水辺の拠点 	中川河川敷包括占用*区域（中川やしおフラワーパーク、中川やしお水辺の楽校*、中川やしおスポーツパーク）、大曽根ビオトープ*を本市における「水辺の拠点」と位置付け、市民が水辺の自然環境とふれあえる場、にぎわい・交流の場としての保全と活用を図ります。
緑の拠点 	近隣公園*や防災機能を有する公園、恩田家屋敷林ふるさとの森*等を、本市における「緑の拠点」として位置付け、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、さらに災害時の避難場所等、広く市民に活用される施設としての整備と活用を図ります。

■軸の形成

名称	役割
水の軸 	本市を囲むように流れる中川・綾瀬川・圀川・大場川の河川や、市域中央部を南北に流れる葛西用水・八条用水を、本市における「水の軸」として位置付け、次代に残す貴重な水辺空間として保全・活用を図ります。
緑の軸 	本市の東西・南北を結ぶ街路樹が整備された主要な道路や緑道・遊歩道を本市における「緑の軸」として位置付け、市民等との協働による管理を推進し、連続した緑として保全を図ります。
にぎわい 交流軸 	中川河川敷周辺においては、貴重な観光資源である中川やしおフラワーパーク、中川やしお水辺の楽校やスポーツ・レクリエーションの場となる下河原運動広場、大瀬運動公園、中川やしおスポーツパーク、地区内の貴重な緑である中川周辺地区優良農地*が立地することから、これらの施設等の活用により多様な交流やにぎわいを創出する軸として整備を推進します。

■水と緑の整備方針図



※大曾根ピオトープ※、中川やしお水辺の楽校※については国土交通省が整備し、八潮市が占有している施設

4. 都市公園の整備及び管理の方針

本市の都市公園※は令和7年4月時点で80箇所、20.85haが整備されていますが、その大半が土地区画整理事業※で整備した公園であり、土地区画整理事業を実施していない地域では公園が少ないなど公園分布の偏りが見られます。

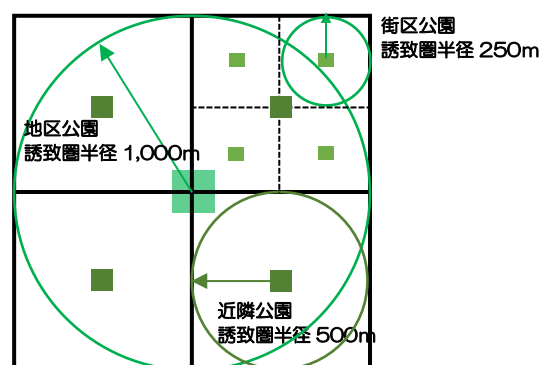
また、都市公園の約6割が整備後30年以上経過していることや少子高齢化等に伴う公園に対する市民ニーズの変化を踏まえ、公園施設の老朽化対策や市民ニーズに対応した公園機能の再編等について、重点的に取り組んでいく必要があります。

(1) 整備に関する方針

1) 都市公園の計画的な整備

○都市公園の配置については、公園種別ごとの誘致距離及び立地適正化計画※に定める居住誘導区域※を勘案し、適正な配置及び整備に努めます。

- ・街区公園※：誘致距離 250m
- ・近隣公園※：誘致距離 500m
- ・地区公園※：誘致距離 1,000m



■ 都市公園の配置模式図

○都市計画事業により国庫補助金を活用した公園整備を推進します。

○用地確保が困難な場合においては、借地方式や生産緑地地区※・特定生産緑地地区※の買取制度の活用にも努めます。

○土地区画整理事業※区域内においては、事業の進捗に合わせ、公園の整備を計画的に進めます。

2) 防災施設の設置

○指定緊急避難場所として位置付けられた公園などでは、マンホールトイレ※やかまどベンチ※等の防災施設の設置について検討します。

3) こどもの遊び場となる都市公園の整備

○こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するため、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進します。

4) 市民等との協働による整備

○都市公園*の新規整備にあたっては、ワークショップ*等を開催し、市民ニーズを反映した地域に親しまれる公園づくりを推進します。

5) 民間活力の導入による公園整備

○近隣公園*等の大規模な公園整備にあたっては、都市公園の魅力向上やにぎわい創出を図っていくため、公募設置管理制度*（Park-PFI）等の民間活力を使った手法の導入を検討します。

6) 公園機能の再編等

○公園の老朽化の進行、少子高齢化等による市民ニーズの変化を踏まえ、公園機能の再編や再整備に取り組みます。

○小規模で利用率の低い公園については、様々な検討を行った上で方向性を決定します。

(2) 管理に関する方針

1) 公園施設の安全性の確保

○遊具については、毎年点検を実施するとともに、公園施設長寿命化計画*に基づいて計画的に改修・更新等を実施します。

○ベンチや公園灯等の公園施設については、緊急性の高いものから優先度を設定し、改修等を実施します。

○防犯対策として、防犯カメラを設置するとともに、視認性を確保するため、樹木を適正に管理します。

2) 市民等との協働による維持管理

○地域に親しまれる快適な公園づくりを進めるため、清掃活動等について、町会・自治会等と維持管理協定を締結し、市民等との協働による維持管理を推進します。

3) 民間活力の導入による公園の管理

○公園施設の魅力度や利用者の利便性の向上を目指し、指定管理者制度*の活用など、公園の管理・運営における民間活力の導入を検討します。

5. 計画のフレーム

計画のフレームを以下のとおり設定します。

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、八潮市全域の 1,802ha とします。

(2) 計画人口

令和 17 年度の計画人口は、第6次八潮市総合計画の策定にあたって実施した人口推計における 98,144 人と設定します。

■計画人口

	令和7年度（策定時）	令和17年度
人口	93,663 人	98,144 人

※令和7年度の人口は、令和7年4月1日現在。

6. 計画の目標

本計画において、緑に関する目標指標を以下のとおり設定します。

(1) 緑被率*

都市に必要な緑地の量を確保し、効果的に活用するための定量的な目標として、緑被率を設定します。

緑被率は、公共用地等（公園、公共施設、道路等）、民有地（住宅、民間施設等）、自然地（農地、山林等）を合計した面積とします。

本市では、農地等の減少が続いており、今後も同様の状況が続くことが想定されますが、令和17年度の緑被率については、公園の整備や市民等との協働による緑化活動等の積極的な推進により、令和7年度の緑被率を維持することを目標とします。

■緑被率

目標指標	令和7年度（策定時）	令和17年度
市全域の緑被率	17.89%	17.89%（維持）
市街化区域*の緑被率	10.31%	10.31%（維持）
市街化調整区域*の緑被率	37.96%	37.96%（維持）

(2) 緑地面積

緑に関する様々な取組によって、身近な緑を確保するため、定量的な目標として、緑地の確保量を設定します。緑地は、公園や広場等の施設緑地*と生産緑地地区*や保存樹林、河川区域等の地域制緑地*面積とします。

令和17年度の緑地面積については、緑被率と同様に令和7年度の緑地面積を維持することを目標とします。

■緑地面積

目標指標	令和7年度（策定時）	令和17年度
市全域の緑地面積	277.04ha	277.04ha（維持）
参考）緑地率	15.37%	15.37%（維持）

(3) 都市公園*面積

市民に身近なオープンスペース*である都市公園を確保するため、定量的な目標として、都市公園面積（近隣公園*、街区公園*の合計）を設定します。

令和 17 年度の都市公園面積を 31.19ha とします。

■都市公園面積

目標指標	令和 7 年度（策定時）	令和 17 年度
都市公園面積	20.85ha	31.19ha
参考）市民 1 人当たりの 都市公園面積	2.23 m ²	3.18 m ²

(4) 緑に対する市民満足度（ウェルビーイング*）

市民の豊かな生活の実現には、緑の量だけでなく、緑の質も重要となるため、定性的な目標として、「緑に対する市民満足度」を設定します。

令和 17 年度の「緑に対する市民満足度」を 25.0%とします。

■緑に対する市民満足度

目標指標	令和 7 年度（策定時）	令和 17 年度
緑に対する市民満足度	19.8%	25.0%

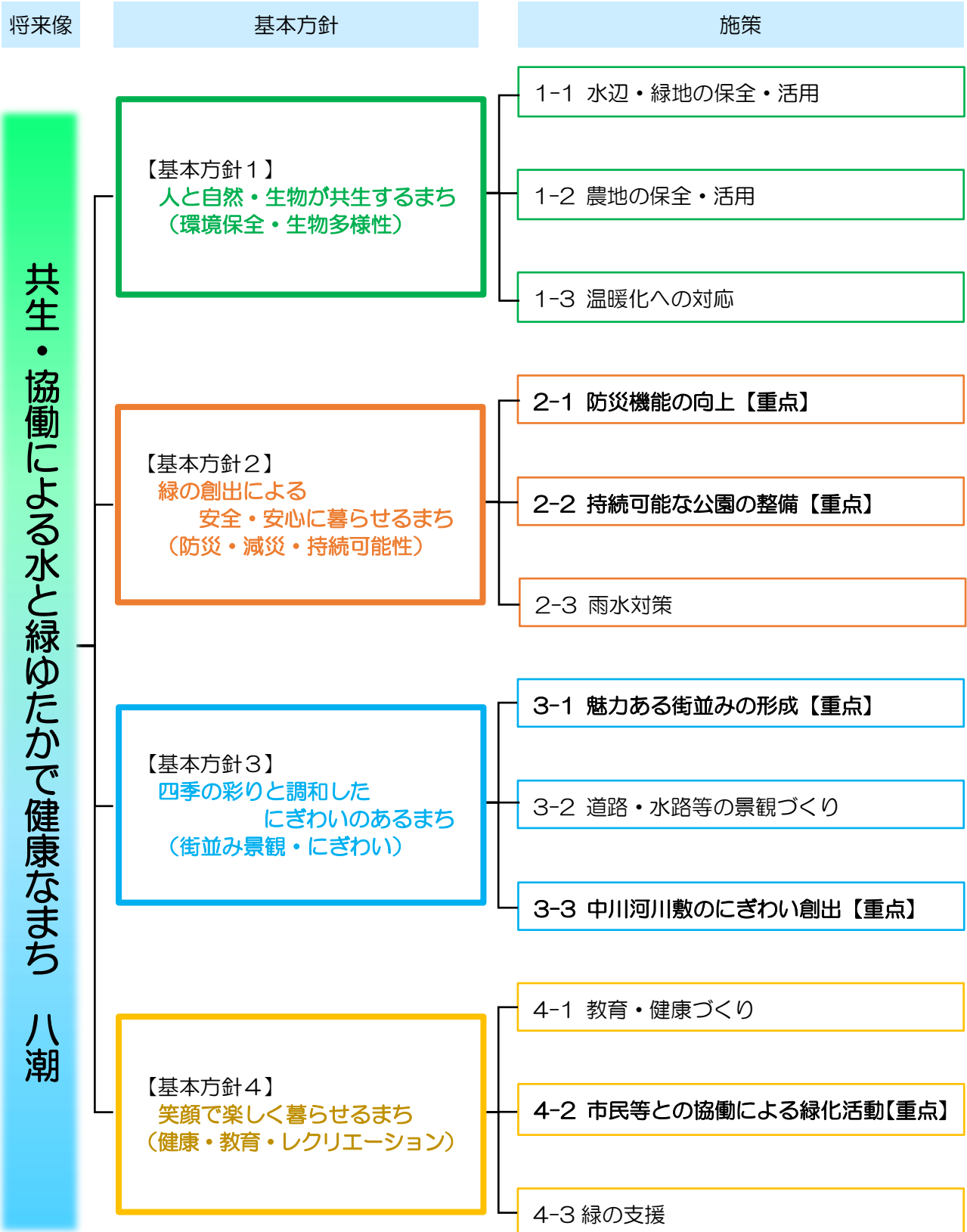
※緑に対する市民満足度：緑に関する市民の意識調査における「市全体としての緑の印象」に対する「満足」「やや満足」の割合の合計

第3章 緑のまちづくりに関する施策

1. 施策と体系
2. 施策の推進方針
3. 施策の展開

1. 施策と体系

本計画の施策体系は、将来像を達成するため、4つの基本方針と12の施策で構成しています。



※【重点】と表記のある施策は、将来像を達成するために、本市が特に重点的に取り組む施策です。

取組

- 1-1-1 屋敷林・保存樹木等の保全・啓発
- 1-1-2 中川・綾瀬川等の水辺におけるビオトープ等の保全・活用
- 1-1-3 水辺や緑地保全のための野外活動や環境調査等の実施
- 1-1-4 特定外来生物対策の推進【新規】

- 1-2-1 中川周辺地区の農地保全・活用
- 1-2-2 生産緑地地区・特定生産緑地地区の指定による農地保全
- 1-2-3 ふれあい農園等の整備・活用
- 1-2-4 市民等との協働による農地の保全と活用
- 1-2-5 「防災協力農地」としての活用

- 1-3-1 みどりのカーテンの普及
- 1-3-2 まちなかのクールスポットの創出
- 1-3-3 照明灯のLED化【新規】
- 1-3-4 剪定枝、伐木材等の再利用【新規】

- 2-1-1 防災機能を有する公園等の整備
- 2-1-2 民間活力を活かした公園整備・維持管理の導入
- 2-1-3 防災機能を有する北部地区のまちづくり

- 2-2-1 都市公園の整備
- 2-2-2 公園の再整備
- 2-2-3 計画的な公園施設の改修
- 2-2-4 安全・安心して利用できる公園づくり【新規】

- 2-3-1 雨水流失抑制機能の向上【新規】
- 2-3-2 公共施設の保水機能の向上【新規】

- 3-1-1 公共施設の緑化
- 3-1-2 民有地の緑化推進
- 3-1-3 地域特性基準による良好な街並み形成【新規】
- 3-1-4 苗木・種の配布
- 3-1-5 景観に配慮した街並みの創出
- 3-1-6 八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり
- 3-1-7 花桃を活かしたまちづくりの推進
- 3-1-8 まごころベンチの啓発・促進【新規】

- 3-2-1 水と緑のネットワーク形成
- 3-2-2 街路樹等による彩りある沿道の景観づくり
- 3-2-3 市役所通り周辺地区の景観形成

- 3-3-1 中川河川敷周辺公園等施設整備の推進【新規】
- 3-3-2 中川の魅力を高める景観づくり

- 4-1-1 環境教育・環境学習の推進【新規】
- 4-1-2 みどりの学校ファームの推進
- 4-1-3 小学生を対象としたワークショップ等の推進【新規】
- 4-1-4 緑のウォーキングコースの普及
- 4-1-5 健康遊具等による健康づくり【新規】
- 4-1-6 インクルーシブな公園整備【新規】

- 4-2-1 市民参加のきっかけづくり【新規】
- 4-2-2 計画段階からの市民参加
- 4-2-3 市民等による緑化活動の推進
- 4-2-4 市民等との協働による公園維持管理の推進
- 4-2-5 緑と花いっぱい運動の推進

- 4-3-1 緑に関する活動のネットワーク化等の支援
- 4-3-2 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施
- 4-3-3 緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実

2. 施策の推進方針

本計画に定めた施策の推進にあたり、以下の3つの方針に基づき取り組むこととします。

方針1 多様な主体との連携による緑化の推進（官民連携の推進）

緑化の推進にあたっては、これまで以上に多様な主体との連携（官民連携）が必要となります。

本市では、市民意識・関心の向上を図りながら、民間活力を活用した公園や民有緑地の維持・保全、緑化の推進に取り組めます。

<主な取組>

①民間活力の活用による都市公園^{*}の整備・維持管理

都市公園の整備・維持管理にあたっては、公募設置管理制度^{*}（Park-PFI）や指定管理者制度^{*}、ネーミングライツ^{*}等の民間活力の活用について検討します。

②市民等・事業者との協働による緑化の推進

緑の減少傾向に歯止めをかけるため、市民等や事業者との協働により、質の高い民有緑地の維持・保全や緑化の推進に取り組めます。

③市民意識・関心の向上

緑に関する市民の意識・関心の向上を図るため、情報発信の充実や緑に触れるきっかけづくりとなる取組を推進します。



■やしお駅前公園

方針2 緑の質の向上（公園の整備・維持管理）

緑の質を向上させるためには、本市の緑地の多くを占める公園の整備・維持管理が必要となります。

本市では、公園施設長寿命化計画[※]等に基づく、計画的・効率的な公園の整備や維持管理に取り組みます。

＜主な取組＞

①公園の適正配置

公園が少なく、用地確保が困難な区域においては、借地方式や生産緑地地区[※]・特定生産緑地地区[※]の買取制度を活用した整備に努めます。

②公園の再整備

遊具・トイレ等の施設を改修し、公園の質の向上を図るなど、魅力ある公園づくりに向けた取組を推進します。

③公園の機能分担

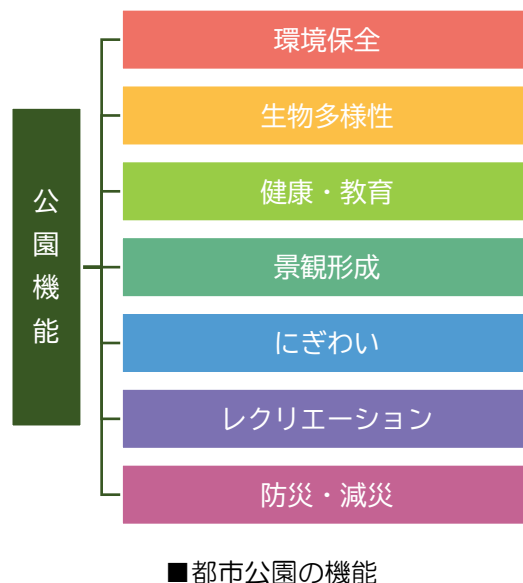
誘致圏が重複する公園の機能分担について検討し、ストック効果[※]の向上を目指します。

④公園施設の維持管理

公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設を計画的に改修・修繕することにより、公園の機能を適正に維持します。

⑤公園の利活用

規模が小さく、利用率の低い公園については、地域の住民と今後の利活用について様々な検討を行った上で方向性を決定します。



方針3 水辺の活用によるまちの魅力と活力の向上（中川河川敷の活用）

まちの魅力と活力を向上させるためには、本市の貴重な財産である中川河川敷の活用が必要となります。

本市では、「中川河川敷周辺公園等施設整備計画」に基づく、国や県、事業者、市民等と連携した河川敷周辺におけるにぎわい創出に向け、計画的な公園等施設の整備に取り組みます。

＜主な取組＞

①大瀬運動公園「Sports 拠点」

市民の健康づくりを支える場となるよう、優先的に整備を行い、気軽に健康づくりに取り組める場を整えます。

②下河原運動広場「Activity 拠点」

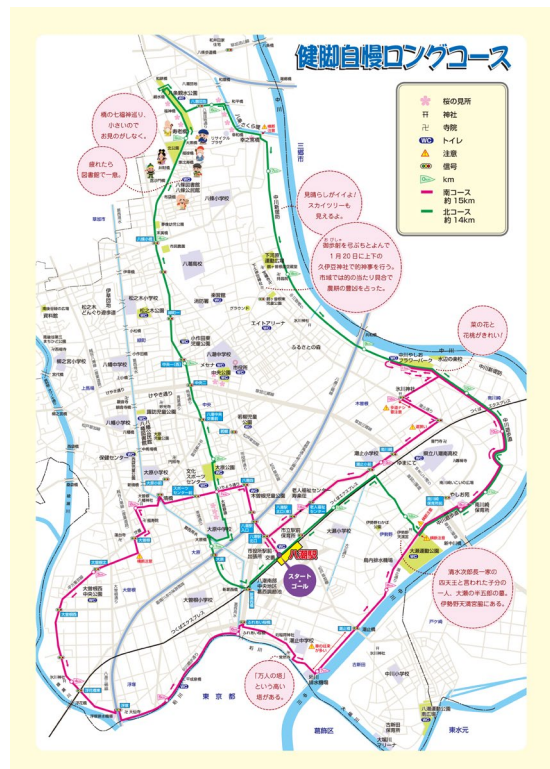
アーバンスポーツ^{*}などの新たなスポーツ施設の整備を検討するとともに、市民の多様な活動に活用できる場を優先的に整備します。

③中川河川敷包括占用^{*}区域「Recreation 拠点」

施設の充実や中川の水辺活用により、関係団体等と既存施設を活用したイベント等の開催などを推進し、観光地としての発信力を強化します。

④中川河川敷と市内の緑のネットワーク

中川河川敷の各拠点と都市計画道路の歩道や遊歩道、中川新堤防等の既存施設による緑のネットワーク化を図り、市域全体での健康づくりやにぎわい空間づくりの創出を進めます。



■八潮市健康づくりウォーキングマップ

3. 施策の展開

(1) 人と自然・生物が共生するまち

基本方針	施策
人と自然・生物が共生するまち（環境保全・生物多様性）	1-1 水辺・緑地の保全・活用
	1-2 農地の保全・活用
	1-3 温暖化への対応

1) 水辺・緑地の保全・活用



- 屋敷林・保存樹木等の本市を特徴づける緑の保全・啓発を図ります。
- 貴重な生物が生息する、中川・綾瀬川等のビオトープ*をはじめとする水辺空間の保全や環境調査等を実施します。
- 生物多様性*を保全するため、生態系*に影響を及ぼす特定外来生物*の対策を実施します。

<取組>

- 1-1-1 屋敷林・保存樹木等の保全・啓発
- 1-1-2 中川・綾瀬川等の水辺におけるビオトープ等の保全・活用
- 1-1-3 水辺や緑地保全のための野外活動や環境調査等の実施
- 1-1-4 特定外来生物対策の推進【新規】



■中川河川敷での外来種駆除活動



■自然観察会



■和井田家屋敷林

2) 農地の保全・活用



- 本市にとって貴重な一体的農地として、中川周辺地区の農地に地域計画*を定め、方針に従い保全します。
- 市街化区域*の貴重な緑である生産緑地地区*や特定生産緑地地区*の指定を継続することにより、農地を保全します。
- 災害時の一時的な避難所として、農地の活用や市民との協働による農地の保全・活用を図ります。

<取組>

- 1-2-1 中川周辺地区の農地保全・活用
- 1-2-2 生産緑地地区・特定生産緑地地区の指定による農地保全
- 1-2-3 ふれあい農園*等の整備・活用
- 1-2-4 市民等との協働による農地の保全と活用
- 1-2-5 「防災協力農地*」としての活用



■中川周辺地区



■生産緑地地区



■親子農業体験



■防災協力農地

<コラム：農地の有する多面的機能>

都市の農地は、①新鮮な農産物の供給、②身近な農業体験・交流の場、③災害時の防災空間、④心やすらぐ緑地空間、⑤国土・環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を有しています。

<p>① 新鮮な農産物の供給</p> <p>消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供の等の役割</p> 	<p>② 身近な農業体験・交流の場</p> <p>都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割</p> 
<p>③ 災害時の防災空間</p> <p>火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割</p> 	<p>④ 心やすらぐ緑地空間</p> <p>緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割</p> 
<p>⑤ 国土・環境の保全</p> <p>都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割</p> 	<p>⑥ 都市住民の農業への理解の醸成</p> <p>身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割</p> 

出典：都市農業をめぐる情勢について（農林水産省）

3) 温暖化への対応



- 温暖化防止の一環として、緑による都市のヒートアイランド現象*の緩和、街路空間の暑熱環境への対策を行います。
- 建築物の壁面緑化*を促進し、農地や緑地、公園樹木・街路樹の適切な維持管理や植樹の推進などにより、まちなかのクールスポットとなる緑陰を創出します。
- 二酸化炭素排出量の抑制に向け、照明灯のLED化、公園樹木・街路樹の剪定枝等の再利用を推進します。

<取組>

- 1-3-1 みどりのカーテン*の普及
- 1-3-2 まちなかのクールスポットの創出
- 1-3-3 照明灯のLED化【新規】
- 1-3-4 剪定枝、伐木材等の再利用【新規】



■みどりのカーテン（八條公民館のゴーヤ）



■LED灯（環境への配慮）

<コラム：まちなかのクールスポット>

年々厳しさを増す夏の暑さ。コンクリートに囲まれた都市空間において、暑熱対策として重要性を増しているのが緑陰施設です。

緑陰施設は、植物で日陰を創出することで、利用者の体感温度を改善する据え置き型の施設です。ミストと組み合わせることでより効果を発揮します。



出典：緑陰施設でつくるまちなかみどりのクールスポット（国土交通省）

(2) 緑の創出による安全・安心に暮らせるまち

基本方針	施策
緑の創出による安全・安心に暮らせるまち（防災・減災・持続可能性）	2-1 防災機能の向上【重点】
	2-2 持続可能な公園の整備【重点】
	2-3 雨水対策

1) 防災機能の向上【重点】



○近年の大地震や異常気象に伴う集中豪雨等による自然災害の激甚化※・頻発化に対応するため、防災機能を有する公園の整備や北部地区のまちづくりにより、安全・安心な防災力の高いまちづくりを推進します。

○質の高い公園や緑の整備・保全に向け、民間活力を活かした公園整備や指定管理者制度※の導入を検討します。

<取組>

- 2-1-1 防災機能を有する公園等の整備
- 2-1-2 民間活力を活かした公園整備・維持管理の導入
- 2-1-3 防災機能を有する北部地区のまちづくり



■ソーラー照明灯



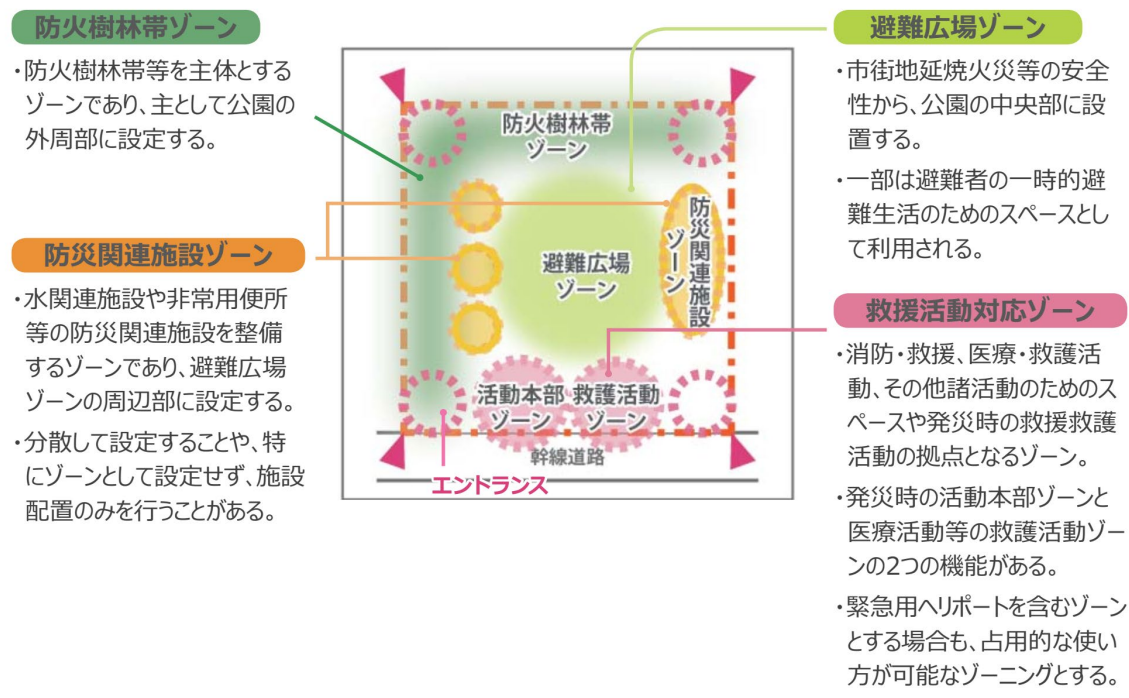
【平常時】



【災害時】

■マンホールトイレ

＜コラム：防災公園のゾーニングの一例＞

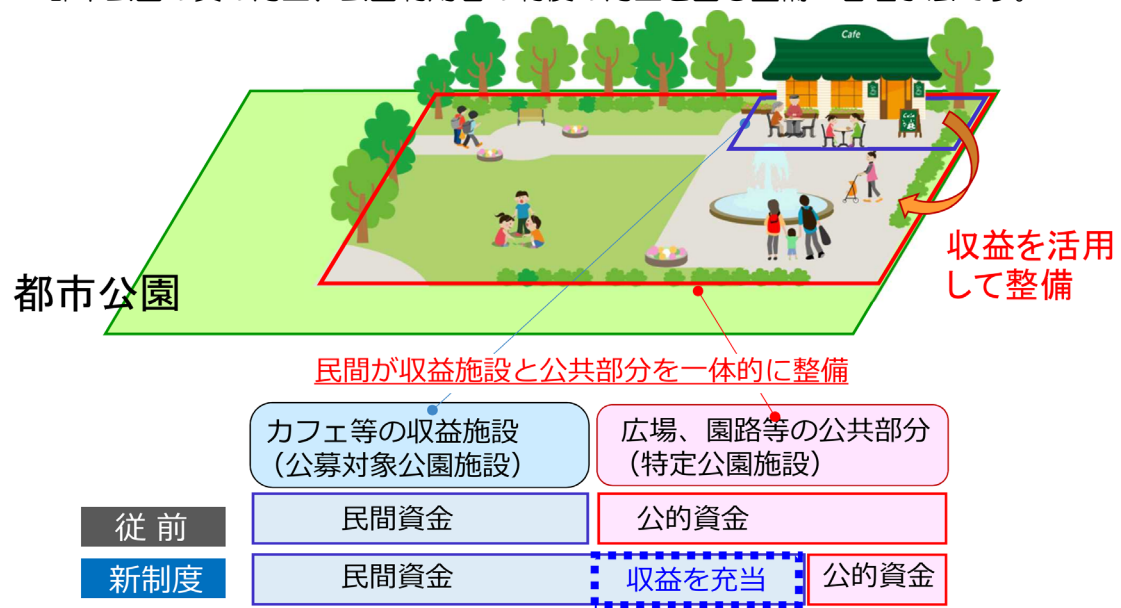


出典：八潮市防災機能を有する公園整備基本構想

＜コラム：公募設置管理制度*（Park-PFI）のイメージ＞

公募設置管理制度（Park-PFI）は、飲食店、売店等の設置と、その収益を活用して周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する制度です。

都市公園*に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法です。



出典：国土交通省

<コラム：北部地区のまちづくり>

北部地区では、東埼玉道路や東京外環自動車道による良好な交通アクセスを活かし、（仮称）外環八潮パーキングエリアの整備やスマートインターチェンジ*の設置、地域振興施設の集積等により「生活環境や教育環境等に配慮した緑豊かな産業拠点の形成」を進めています。

【整備、調査等が進められている取組】

- 東埼玉道路（自動車専用部）（国土交通省）
- （仮称）外環八潮パーキングエリア（東日本高速道路株）
- （仮称）外環八潮スマートインターチェンジ（八潮市、東日本高速道路株）
- 産業施設の立地誘導（八潮市）
- （仮称）道の駅やしお（八潮市）

（仮称）道の駅やしお基本構想では、テーマを「交流型道の駅やしお ～八潮でつくり、八潮で繋がる、賑わい創出の場～」とし、機能イメージとしては道の駅の基本機能である休憩機能、情報発信機能、地域連携機能に加え、交通連結拠点機能、防災拠点機能の5つの機能を基本機能とし検討を進めます。



■（仮称）外環八潮パーキングエリア及び（仮称）外環八潮スマートインターチェンジ完成予想図

※出典：北部拠点整備課 資料

2) 持続可能な公園の整備【重点】



- 公園用地の確保が難しい既成市街地では、借地方式や生産緑地地区※・特定生産緑地地区※の買取制度を活用した整備に努めます。
- 土地区画整理事業※区域内では、事業の進捗に合わせて計画的に公園の整備を進めます。
- こどもの遊び場が不足する地域において、こどもの遊び場や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園※の整備を推進します。
- 公園施設の老朽化や市民ニーズの変化に対応するため、公園の再整備や規模が小さく、利用率が低い公園については、地域の住民と今後の利活用について様々な検討を行った上で方向性を決定します。
- 公園を安全・安心して利用できるよう、公園施設長寿命化計画※等に基づき、計画的な公園施設の改修や防犯カメラの設置、樹木の剪定等を推進します。

<取組>

- 2-2-1 都市公園の整備
- 2-2-2 公園の再整備
- 2-2-3 計画的な公園施設の改修
- 2-2-4 安全・安心して利用できる公園づくり【新規】

<コラム：都市公園ストック再編のイメージ>

[機能の再編]

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



出典：都市公園の再編・集約化の促進（国土交通省）

3) 雨水対策



○近年の気候変動に伴う降雨量の増加による浸水対策として、公園等へ雨水浸透施設・貯留施設を設置するとともに、民有地への雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を促進します。

○ヒートアイランド現象※の緩和に向け、公園等の保水性舗装の導入を検討します。

<取組>

2-3-1 雨水流失抑制※機能の向上【新規】

2-3-2 公共施設の保水機能の向上【新規】

<コラム：雨水を溜めてエコ生活をはじめませんか>

雨水タンク等が増えると、排水施設に雨水が集まるタイミングを分散することができます。

多くの家に雨水タンクが普及することで、ゲリラ豪雨等の短時間の雨による浸水被害を軽減できます。

雨水タンクの水は、植栽の水やりや打ち水等に利用できます。

本市では、雨水タンクの設置費用の補助を行っています。



※出典：下水道課 資料

(3) 四季の彩りと調和したにぎわいのあるまち

基本方針	施策
四季の彩りと調和したにぎわいのあるまち（街並み景観・にぎわい）	3-1 魅力ある街並みの形成【重点】
	3-2 道路・水路等の景観づくり
	3-3 中川河川敷のにぎわい創出【重点】

1) 魅力ある街並みの形成【重点】



- 魅力ある街並みの形成に向け、公有地において質の高い緑化を推進します。
- 国の「緑の基本方針」に示された目標（カーボンニュートラル*都市、ネイチャーポジティブ*を実現した都市、ウェルビーイング*が実感できる都市）の実現に向けた緑地の創出・維持を図るため、緑化基準に関する条例化や緑化の助成制度等について検討を行います。
- 民有地の緑化を促進するため、「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例*」に基づく指導を行うとともに、一定規模以上の開発・建築行為については、地域の特性や環境に十分配慮した「地域特性基準*」制度を活用し、緑化基準以上の緑の創出を図ります。
- 四季の彩りのある緑ゆたかなまちづくりを推進します。
- 質の高い緑の創出について、市民等、事業者、市が考え方を共有して取り組めるよう、緑化のためのガイドラインの策定に向けた検討を行います。



■八潮市役所での緑化



■民有地の緑化



■花桃まつり

<取組>

- 3-1-1 公共施設の緑化
- 3-1-2 民有地の緑化推進
- 3-1-3 地域特性基準による良好な街並み形成【新規】
- 3-1-4 苗木・種の配布
- 3-1-5 景観に配慮した街並みの創出
- 3-1-6 八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり
- 3-1-7 花桃を活かしたまちづくりの推進
- 3-1-8 まごころベンチ*の啓発・促進【新規】

2) 道路・水路等の景観づくり



○都市の緑ゆたかな景観形成と動植物の生息・生育環境の連続性を確保するため、水と緑のネットワークの形成を推進します。

○街路樹の適切な管理により、美しい街並み景観の創出を図ります。

○市役所通り周辺地区では、本市のシンボル空間にふさわしい魅力ある街並み形成を推進します。

<取組>

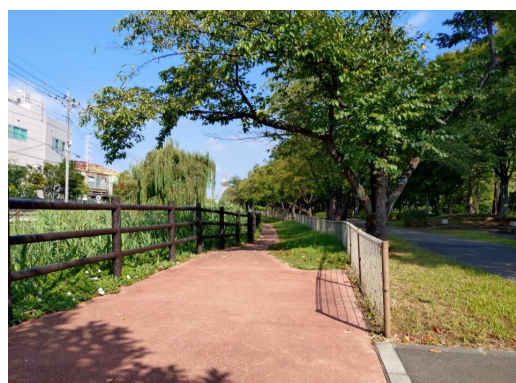
3-2-1 水と緑のネットワーク形成

3-2-2 街路樹等による彩りある沿道の景観づくり

3-2-3 市役所通り周辺地区の景観形成



■街路樹の植栽状況



■八条親水公園



■中川遊歩道



■どんぐり遊歩道

3) 中川河川敷のにぎわい創出【重点】



○中川河川敷周辺に位置する中川やしおフラワーパーク、中川やしお水辺の楽校※等の観光資源や下河原運動広場、中川やしおスポーツパーク、大瀬運動公園等の市民等の活動拠点を一体的な空間と捉え、魅力ある新たな健康づくりやにぎわい空間の創出を図ります。

○中川の水辺の保全や四季を彩る花の植栽等により、市民が楽しめる水辺景観を創出します。

<取組>

3-3-1 中川河川敷周辺公園等施設整備の推進【新規】

3-3-2 中川の魅力を高める景観づくり

<コラム：中川河川敷周辺公園等施設整備計画（令和6年3月）>

本市では、中川河川敷周辺区域において、公園等の施設整備や、スポーツ・レクリエーション活動等による、資源の有効活用とにぎわいの創出を図るため、「中川河川敷周辺公園等施設整備計画」を策定しています。

【将来像】

花めく やしおの中川 多様な市民活動による健康づくりのゾーン

【基本方針】

①市民の健康づくりを支える空間づくり

・大瀬運動公園は「Sports 拠点」として、市民の健康づくりを支える場となるように、野球等のスポーツのほか、気軽に健康づくりに取り組める場を整えます。

②多様な活動ができる空間づくり

・下河原運動広場は「Activity 拠点」として、アーバンスポーツ※などの新たなスポーツの施設整備を検討し、市民の多様な活動の場を整備します。

③周遊性などを活かす空間づくり

・中川河川敷包括占用※区域は、「Recreation 拠点」として、施設の充実や中川の水辺活用により、イベント等の開催などを推進し、観光地としての発信力を強化します。

④協働で魅力を高める空間づくり

・「花×みどり×水」あふれる空間の魅力向上を図り、産学官民の連携や民間活力等の導入による取組について検討します。



(4) 笑顔で楽しく暮らせるまち

基本方針	施策
笑顔で楽しく暮らせるまち（健康・教育・レクリエーション）	4-1 教育・健康づくり
	4-2 市民等との協働による緑化活動【重点】
	4-3 緑の支援

1) 教育・健康づくり



- 次代を担う子どもたちに自然の大切さ等を知ってもらうため、環境教育・環境学習の充実を図ります。
- 農業体験の場となるみどりの学校ファーム*や新規の公園計画へ子どもたちの意見を反映させるため、小学生を対象としたワークショップ*を実施します。
- 市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、ウォーキングコースの普及や健康遊具の設置を推進します。
- すべての人が安心して公園を利用できるよう、インクルーシブ*の視点を加えた公園整備を推進します。

<取組>

- 4-1-1 環境教育・環境学習の推進【新規】
- 4-1-2 みどりの学校ファームの推進
- 4-1-3 小学生を対象としたワークショップ等の推進【新規】
- 4-1-4 緑のウォーキングコースの普及
- 4-1-5 健康遊具等による健康づくり【新規】
- 4-1-6 インクルーシブな公園整備【新規】



■健康遊具（大曽根小北さくら公園）



■小学生を対象としたワークショップ



■インクルーシブ遊具：複合遊具（大曽根小北さくら公園）

2) 市民等との協働による緑化活動【重点】



- 緑に関するイベントの開催等、市民が緑に関心を持ってもらえる取組を推進します。
- 計画段階からのワークショップの開催や市民等による四季を感じられる地域緑化を推進します。
- 町会・自治会等との協働による公園の維持管理や市民花壇への花植え等を行う緑と花いっぱい運動の取組を推進します。

<取組>

- 4-2-1 市民参加のきっかけづくり【新規】
- 4-2-2 計画段階からの市民参加
- 4-2-3 市民等による緑化活動の推進
- 4-2-4 市民等との協働による公園維持管理の推進
- 4-2-5 緑と花いっぱい運動の推進



■ワークショップの開催



■維持管理協定を締結している菖蒲田
(八潮南公園)

<コラム：推奨草花>

本市では、平成20年に推奨する草花として、パンジー、マリーゴールド、マーガレット、コスモス、チューリップの5種類を決定しています。

「緑と花いっぱい運動」の一環として、公園等の花壇に植栽する際には、これらの草花を推奨しています。



パンジー



マリーゴールド



マーガレット



コスモス



チューリップ

3) 緑の支援



○市民等による緑化活動を促進するため、緑に関する活動のネットワークづくりの一環として、市内で活動する団体間の情報交換や交流の場づくりを推進します。

○市民等の緑への関心・意欲を高めるため、専門家による樹木の管理に関する助言・指導や緑に関する情報提供等の充実に努めます。

<取組>

4-3-1 緑に関する活動のネットワーク化等の支援

4-3-2 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施

4-3-3 緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実



■環境月間でのパネル展示
(フウセンカズラの種、ゴーヤの苗を配布)

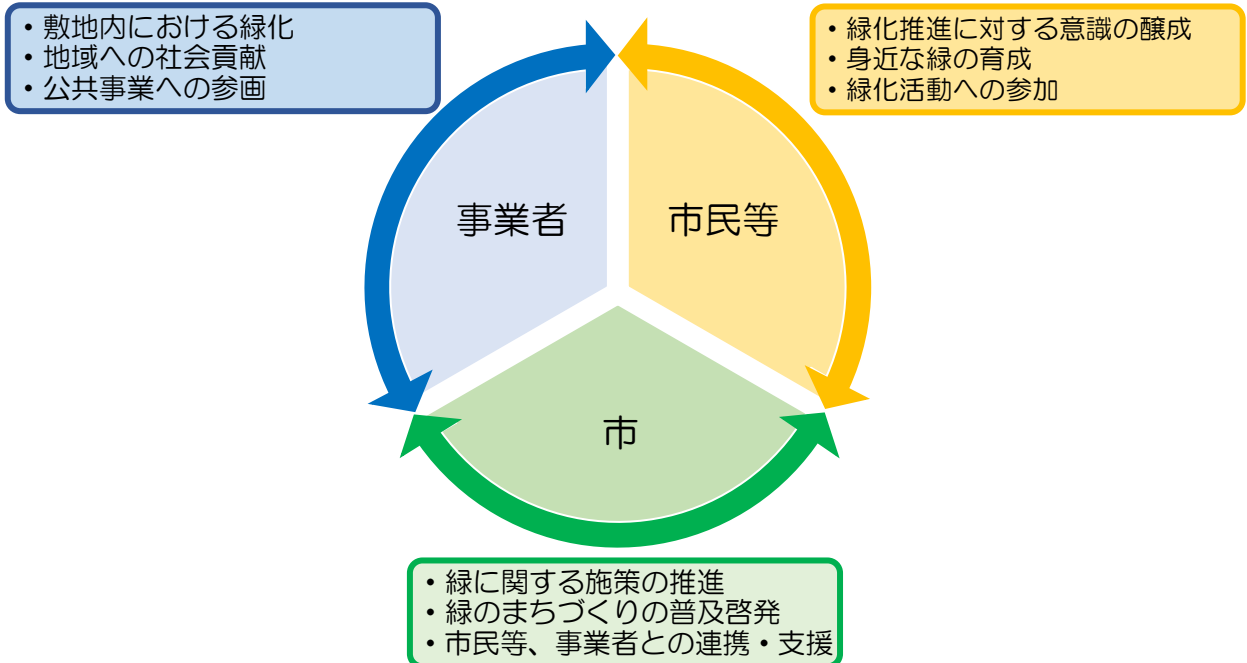
第4章 推進体制・進行管理

1. 推進体制
2. 進行管理

1. 推進体制

少子高齢化等による市民ニーズの変化や農地等の緑の減少など、緑を取り巻く環境が大きく変化している中、緑ゆたかなまちづくりを進めていくためには、市民等と事業者、市がそれぞれの役割を認識し、協働しながら、積極的に取り組んでいくことが重要です。

■推進体制（役割分担）のイメージ



■各主体の役割と取組例

主体	役割	取組例
市民等 (市民、市民団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の大切さを認識し、緑に対する意識をより高めていくことが大切です。 ・家庭での緑化活動をはじめ、市民等による公園・道路等の緑化活動等にも積極的に参加することが期待されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庭やベランダでの花植え等の身近な緑化に取り組む。 ・自然環境の保全や公園の維持管理活動等に参加する。 ・緑の学習活動やイベント等に参加する。 ・緑に関する活動を企画する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所敷地内での緑化活動など、地域への社会貢献活動が期待されます。 ・公園整備の際の事業参画など、緑のまちづくりへの参画が期待されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上や壁面、駐車場等の緑化に取り組む。 ・敷地内の緑地空間を市民等に開放する。 ・緑の学習活動やイベント等に参加する。 ・緑に関する活動を企画する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定めた取組を積極的に推進します。 ・本計画の進行管理や成果の検証を行い、市民等に公表します。 ・市民等、事業者との協働により、質の高い緑のまちづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCA サイクルによる進行管理を行い、本計画の実行性を確保する。 ・市民等、事業者が行う緑化活動に対し、助成金等の支援を行う。 ・緑に関する情報や緑化活動の場の提供など、市民等、事業者が活動しやすい仕組みづくりを推進する。

2. 進行管理

緑の将来像の実現のためには、本計画に位置付けられた施策を着実に推進するとともに、適切に進捗状況を把握し、次の計画に繋げていくことが重要となります。

そのため、本計画ではPDCAサイクルによる進行管理を進めることにより、計画の実効性を確保するとともに、社会情勢の変化など必要に応じて計画の見直しを行います。

①Plan（計画）

- ・本市の緑の現状や課題等を踏まえ、緑の基本計画を策定（改訂）します。

②Do（実施）

- ・将来像の実現に向け、市民等と市との協働により計画に基づく取組を実施します。

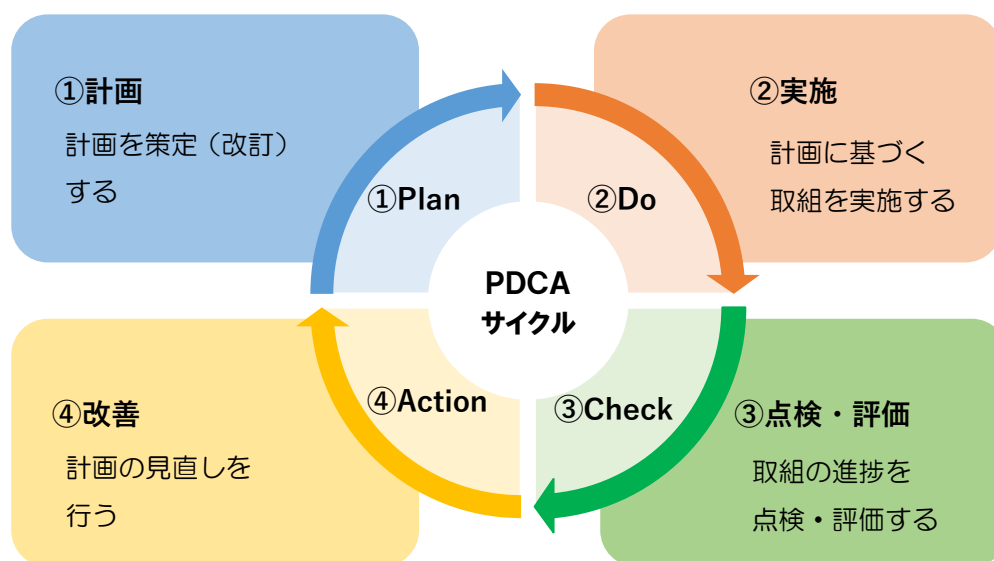
③Check（点検・評価）

- ・市が毎年、施策の進捗状況を点検・評価した上で、内容をホームページで公表します。
- ・中間年次（令和12年）に市民アンケートを実施します。

④Action（改善）

- ・点検・評価や市民アンケートの結果、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

■PDCAサイクルによる進行管理のイメージ



資料編

1. 取組の内容
2. 改訂経緯等
3. 市民意向の把握
4. 緑に関する支援制度
5. 八潮市公園一覧
6. 用語の解説

1. 取組の内容

(1) 人と自然・生物が共生するまち

1-1 水辺・緑地の保全・活用

1-1-1 屋敷林・保存樹木等の保全・啓発	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 和井田家や恩田家屋敷林等の歴史的価値や生物の生息空間としての役割を市民等に啓発するなど、屋敷林・保存樹木等の保全・活用を図ります。 樹木、樹林等の保全を図るため、保存樹木等奨励金制度*について、市ホームページや広報等により周知します。
担当課	公園みどり課、文化財保護課
1-1-2 中川・綾瀬川等の水辺におけるビオトープ**等の保全・活用	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 美しい水辺景観を有し、貴重な生物の生息地でもある中川・綾瀬川等の保全・活用を図ります。 貴重な水辺空間や生物多様性*を保全するため、関係機関との連携のもと、エリアごとに定めた環境目標を踏まえ、ビオトープをはじめとする自然ゆたかな河川環境の保全と活用を図ります。
担当課	公園みどり課、環境リサイクル課
1-1-3 水辺や緑地保全のための野外活動や環境調査等の実施	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 水辺環境の大切さを学ぶため、中川やしおフラワーパークや中川やしお水辺の楽校*、大曽根ビオトープ等の自然と触れ合える場で、野外活動やイベント、自然観察会等を開催します。 市民等の環境保全に関する意識醸成のため、水辺や緑地等に生息・生育する動植物の調査を市民等とともに実施します。
担当課	環境リサイクル課、社会教育課、商工観光課
1-1-4 特定外来生物*対策の推進【新規】	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全のため、生態系*等に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物について周知啓発に努めるとともに、市民と連携した駆除等を推進します。
担当課	環境リサイクル課

1-2 農地の保全・活用

1-2-1 中川周辺地区の農地保全・活用	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 中川周辺地区に広がる良好な農地を保全し、未来へ継承していくため、地域計画*の策定等により農地の集積・集約を図ります。 農づくりマナーブック*や八潮市景観計画*を活用し、農地の保全・活用に向けた取組の支援に努めます。
担当課	都市農業課、都市計画課

1-2-2 生産緑地地区*・特定生産緑地地区*の指定による農地保全	
内容	・市街地の貴重な緑地である農地について、生産緑地地区や特定生産緑地地区の指定による農地保全に努めます。
担当課	公園みどり課、都市農業課
1-2-3 ふれあい農園*等の整備・活用	
内容	・民設、民営の市民農園*（ふれあい農園）等の開設を支援し、地域住民の農業とのふれあいの機会を創出するとともに、地域のコミュニティの場を創設します。
担当課	都市農業課
1-2-4 市民等との協働による農地の保全と活用	
内容	・農地所有者の協力のもと、援農ボランティアを受け入れるガーデンコミュニティ制度*等により、市民の農業技術の習得を支援します。 ・「親子農業体験」や「親子夏野菜旬採り合戦」等の親子で農業体験ができる農地の保全・活用に努めます。
担当課	都市農業課
1-2-5 「防災協力農地*」としての活用	
内容	・市街化区域*の農地（生産緑地地区や特定生産緑地地区等）において、ビニールハウス等の農業用施設等を災害発生時の一時避難所等として活用する「防災協力農地」の普及を図るため、所有者への啓発に努めます。
担当課	都市農業課

1-3 温暖化への対応

1-3-1 みどりのカーテン*の普及	
内容	・建築物のエネルギー消費量の削減に向け、建築物の壁面緑化*を促進するため、フウセンカズラやゴーヤ等の種苗を配布するなど、「緑のカーテン」の普及を推進します。
担当課	環境リサイクル課
1-3-2 まちなかのクールスポットの創出	
内容	・公園樹木の適切な維持管理や植樹の推進などにより、まちなかのクールスポットとなる緑陰を創出します。
担当課	公園みどり課
1-3-3 照明灯のLED化【新規】	
内容	・二酸化炭素排出量削減の取組の一環として、公園照明灯や道路照明灯のLED化により、省エネルギー化を推進します。
担当課	公園みどり課、道路治水課、くらし安全課
1-3-4 剪定枝、伐木材等の再利用【新規】	
内容	・二酸化炭素排出量の抑制のため、公園・街路樹等の維持管理で発生する剪定枝や伐採木等について、チップ化等の再利用を推進します。
担当課	道路治水課、公園みどり課

(2) 緑の創出による安全・安心に暮らせるまち

2-1 防災機能の向上【重点】

2-1-1 防災機能を有する公園等の整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚化*・頻発化する自然災害や大規模地震等に備えるため、やしお生涯楽習館北西側周辺に平常時にはスポーツやレクリエーション等の多目的な利用、災害時には避難や復旧活動の拠点となる防災機能を有する公園の整備を進めます。 ・避難場所に指定された公園等に、マンホールトイレ*やかまどベンチ*等の防災機能を有する施設を設置します。
担当課	公園みどり課、区画整理課、危機管理防災課、スポーツ振興課
2-1-2 民間活力を活かした公園整備・維持管理の導入	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い公園整備や効果的・効率的な維持管理に向け、公募設置管理制度*(Park-PFI) や指定管理者制度*、ネーミングライツ*等の民間活力の導入について検討します。
担当課	公園みどり課
2-1-3 防災機能を有する北部地区のまちづくり	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)外環八潮パーキングエリアや(仮称)外環八潮スマートインターチェンジ*関連事業が進められている北部地区では、「北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画*」に基づき、新たに立地する産業施設の敷地内への緑化等を図ることで、連続性のある緑の空間を確保するほか、防災機能を有する地区へと誘導を図ります。
担当課	北部拠点整備課

2-2 持続可能な公園の整備【重点】

2-2-1 都市公園*の整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業による公園整備を原則とし、用地確保が困難な既成市街地等においては、借地方式や生産緑地地区*・特定生産緑地地区*の買取制度を活用した整備に努めます。 ・土地区画整理事業*区域内においては、事業の進捗に合わせ、公園の整備を計画的に進めます。 ・こどもの遊び場が不足する地域において、こどもの遊び場や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進します。 ・公園機能が画一的とならないよう、近隣公園*や街区公園*の公園機能を分担させることにより、特色ある公園の整備を推進します。
担当課	公園みどり課
2-2-2 公園の再整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の老朽化や市民ニーズの変化に対応するため、子育て支援・高齢者の健康づくり等の機能向上や生物多様性*の保全等に資する公園の再整備を推進します。
担当課	公園みどり課

2-2-3 計画的な公園施設の改修	
内容	・公園利用者が安全・安心に利用できるよう、公園施設長寿命化計画 [※] 等に基づき、計画的に公園施設の改修・修繕を実施します。
担当課	公園みどり課
2-2-4 安全・安心して利用できる公園づくり【新規】	
内容	・公園利用者が安全・安心に利用できるよう、防犯カメラの設置を推進します。 ・防犯の観点から、公園内の視認性を確保するため、過密化・大木化した樹木の伐採・剪定や照明灯の設置を推進します。
担当課	公園みどり課

2-3 雨水対策

2-3-1 雨水流失抑制[※]機能の向上【新規】	
内容	・大雨による浸水対策として、公園等の公共施設への雨水浸透施設・貯留施設の設置等による雨水流失抑制機能の向上に努めます。 ・雨水貯留施設（雨水タンク）の設置補助により、民有地での雨水貯留施設の設置を促進します。
担当課	公園みどり課、区画整理課、下水道課
2-3-2 公共施設の保水機能の向上【新規】	
内容	・ヒートアイランド現象 [※] の緩和に向け、公園等の公共施設において、表面温度の上昇を抑えるための保水性舗装の導入を検討します。
担当課	公園みどり課、区画整理課

(3) 四季の彩りと調和したにぎわいのあるまち

3-1 魅力ある街並みの形成【重点】

3-1-1 公共施設の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設は、まちの景観や市民活動・交流の場の拠点として、重要な役割を果たしていることから、民間施設の緑化推進の先導役として、質の高い良好な緑化を推進します。
担当課	各公共施設の管理課
3-1-2 民有地の緑化推進	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園や道路等の公共施設だけでなく、民有地における緑化を進め、緑ゆたかな街並みの形成を図ります。 市域全体で緑化を進めることにより、ヒートアイランド現象*の緩和や二酸化炭素の吸収、生物多様性*の保全に寄与し、街並みにうるおいとやすらぎを与え、景観の向上に繋がります。 一定規模以上の工場、事務所、住宅等を対象に「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例*」に基づく指導や緑化協定の締結により、地域の特性を活かした良好な緑地や植栽帯の確保を促進します。 駅周辺では、うるおいを感じられるように沿道への緑の配置や屋上緑化*・壁面緑化*を促進します。 住宅地では、質の高い民有地の緑化を誘導するため、緑に関する情報発信や助成制度の周知、市民が取り組みやすい緑に関する仕組みの創設等について検討します。 緑化面積を増やすため、緑化基準に関する条例化や緑化の助成制度等について検討します。 質の高い緑の創出について、市民等、事業者、市が考え方を共有して取り組めるよう、緑化のためのガイドラインの策定に向けた検討を行います。
担当課	公園みどり課、都市計画課
3-1-3 地域特性基準*による良好な街並み形成【新規】	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の開発・建築行為については、地域の特性や環境に十分配慮した「地域特性基準」により、緑化基準以上の緑の確保を促進し、良好な街並み景観形成を推進します。
担当課	都市計画課
3-1-4 苗木・種の配布	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の緑化を推進するため、各種イベント等において、苗木・種の配布を実施します。
担当課	公園みどり課

3-1-5 景観に配慮した街並みの創出	
内容	・緑のうるおいあふれる街並みを創出していくため、「八潮市景観計画 [*] 」や「やしお家づくりデザインマナーブック [*] 」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間や良好な住宅地等の形成を促進します。
担当課	都市計画課
3-1-6 八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり	
内容	・八潮駅周辺のうるおいのある美しい街並みを目指し、駅前公園の適切な維持管理や花桃をはじめ四季の彩りを感じさせる街路樹の植栽・維持管理を行います。
担当課	公園みどり課、道路治水課
3-1-7 花桃を活かしたまちづくりの推進	
内容	・「八潮市首都圏桃源郷づくり構想 [*] 」に基づき、公園等の公共施設に計画的に花桃を植栽することにより、街並み景観の向上を図ります。 ・市民等との連携、協働により、花桃を活かした美しいまちづくりを推進します。
担当課	商工観光課、公園みどり課
3-1-8 まごころベンチ[*]の啓発・促進【新規】	
内容	・公園への愛着と親しみを持っていただくとともに、公園施設の充実を図るため、まごころベンチの啓発・促進を図ります。
担当課	公園みどり課

3-2 道路・水路等の景観づくり

3-2-1 水と緑のネットワーク形成	
内容	・緑道や遊歩道、河川や用水路等の資源を活用し、水と緑のネットワークの形成を進めます。 ・市街地の緑道や河川・用水路沿いの遊歩道は、市民が身近に親しめるうるおい空間や生物の貴重な生息空間となっていることから、適正な維持管理に努めます。
担当課	公園みどり課、都市農業課
3-2-2 街路樹等による彩りある沿道の景観づくり	
内容	・街路樹は、都市の美観向上や二酸化炭素の吸収、火災時の延焼防止等の機能を有していることから、適切に管理するとともに、市民等との協働による道路（街路樹、植樹柵等）の管理を推進し、美しい街並み景観の創出を図ります。
担当課	道路治水課、区画整理課
3-2-3 市役所通り周辺地区の景観形成	
内容	・市役所通り周辺地区では、八潮駅周辺と市役所周辺を結ぶ都市軸として、本市のシンボリックな空間にふさわしい品格や景観に配慮した魅力ある街並み形成を推進します。
担当課	都市計画課、道路治水課

3-3 中川河川敷のにぎわい創出【重点】

3-3-1 中川河川敷周辺公園等施設整備の推進【新規】	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大瀬運動公園は「Sports 拠点」として、市民の健康づくりを支える場となるよう、優先的に整備を行い、気軽に健康づくりに取り組める場を整えます。 ・下河原運動広場は「Activity 拠点」として、アーバンスポーツ*などの新たなスポーツ施設の整備を検討するとともに、市民の多様な活動に活用できる場を優先的に整備します。 ・中川河川敷包括占用*区域は「Recreation 拠点」として、施設の充実や中川の水辺利用により、関係団体等と既存施設を活用したイベント等の開催などを推進し、観光地として発信力を強化します。 ・中川河川敷の各拠点と都市計画道路の歩道や遊歩道、中川新堤防等の既存施設による緑のネットワーク化を図り、市域全体での健康づくりやにぎわい空間づくりの創出を進めます。
担当課	スポーツ振興課、公園みどり課
3-3-2 中川の魅力を高める景観づくり	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の代表的な自然景観である中川の水辺をこれからも美しく保全するとともに、中川やしおフラワーパークやその周辺への植栽・維持管理を行い、四季を通じて色とりどりの花を咲かせることにより、より一層市民が楽しめる水辺の景観を創出します。
担当課	商工観光課、公園みどり課

(4) 笑顔で楽しく暮らせるまち

4-1 教育・健康づくり

4-1-1 環境教育・環境学習の推進【新規】	
内容	・本市のゆたかな緑、自然を将来に継承していくため、次代を担うこどもたちを対象として、自然の大切さ、楽しさを知ってもらえるような環境教育や環境学習の充実を図ります。
担当課	小中一貫教育指導課
4-1-2 みどりの学校ファーム [*] の推進	
内容	・児童・生徒が農業体験を通じて自然とふれあい、農業の素晴らしさや環境の大切さを知り、理解を深めることを目的として、市内の小・中学校単位で実施している学校ファームの取組を推進します。
担当課	小中一貫教育指導課、都市農業課
4-1-3 小学生を対象としたワークショップ [*] 等の推進【新規】	
内容	・新規の公園の計画を進める際に、こどもたちの意見を反映させるため、小学生を対象としたワークショップやアンケート等を実施します。
担当課	公園みどり課、小中一貫教育指導課
4-1-4 緑のウォーキングコースの普及	
内容	・緑道や遊歩道、街路樹が整備された道路について、自然とふれ親しむウォーキングコースの普及・活用を図ります。
担当課	健康増進課
4-1-5 健康遊具等による健康づくり【新規】	
内容	・地域住民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康遊具等の設置を推進します。 ・健康遊具等の公園施設を活用した健康づくりを推進します。
担当課	公園みどり課、健康増進課
4-1-6 インクルーシブ [*] な公園整備【新規】	
内容	・これまでのバリアフリー [*] 化やユニバーサルデザインの視点に、障がいの有無、年齢、性別等に関係なく、すべての人が安心して利用できるインクルーシブな公園の視点を加え、公園を整備します。
担当課	公園みどり課

4-2 市民等との協働による緑化活動【重点】

4-2-1 市民参加のきっかけづくり【新規】	
内容	・緑に触れるきっかけ（花や緑に関する講座やイベントの開催、花や緑に関する情報発信等）を提供し、市民が緑に関心をもってもらえるような取組を推進します。
担当課	公園みどり課

4-2-2 計画段階からの市民参加	
内容	・公園や緑地の整備にあたっては、将来にわたり地域住民に親しまれる場とするために、計画の段階からワークショップ※等を開催し、積極的な市民参加を図ります。
担当課	公園みどり課
4-2-3 市民等による緑化活動の推進	
内容	・市民等による緑化活動を推進することを目的とし、町会・自治会をはじめ、市内の活動団体や民間事業者等と連携し、地域住民が参加できるイベントを開催します。 ・公園やポケットパーク、遊休地等を活用し、市民花壇への花植えなど、四季を感じられる地域緑化を推進します。
担当課	公園みどり課、市民協働推進課
4-2-4 市民等との協働による公園維持管理の推進	
内容	・町会・自治会等と維持管理協定を締結し、公園等の清掃活動に携わっていただく取組について、引き続き推進します。 ・地域ぐるみで緑化を図りつつ、緑道・遊歩道等の管理（ごみや落ち葉の清掃等）について、市民等との協働による維持管理を推進します。
担当課	公園みどり課
4-2-5 緑と花いっぱい運動の推進	
内容	・「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例※」に基づく緑と花いっぱい運動の推進を図るため、市民や町会・団体等と連携し、市民花壇等への花植えなど四季を感じられる地域緑化を推進するとともに、必要な支援を行います。 ・緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民等に募金の協力を求めていくとともに、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。
担当課	公園みどり課

4-3 緑の支援

4-3-1 緑に関する活動のネットワーク化等の支援	
内容	・市内で活動するグループや市民団体等の緑に関する活動について、より効果的、効率的な取組が展開できるよう、情報交換や交流の場づくり等を支援します。
担当課	公園みどり課、市民協働推進課
4-3-2 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施	
内容	・造園に関する知識や技術を有する専門家と連携して、樹木の剪定・害虫駆除等の指導・助言を行います。
担当課	公園みどり課、環境リサイクル課

4-3-3 緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実

内容	<ul style="list-style-type: none">・市民等の緑や花への関心・意欲を高め、緑に関する活動を普及させるため、講演会・イベント等の開催や、広報等により情報の提供・発信の充実に努めます。・県による緑の支援制度（彩の国美緑づくり顕彰制度、彩の国みどりの絵画コンクール等）に関する情報を提供します。
担当課	公園みどり課

2. 改訂経緯等

(1) 経緯

年月日	会議等	主な内容
令和7年 4月 1日 ～30日	緑に関する市民意識調査	・Webによるアンケート調査を実施
5月19日 ～30日	緑に関する小中学生の意識調査	・市内15か所の小中学校の児童・生徒を対象にタブレットを使用した調査を実施
5月19日	第1回 庁内検討会議	・背景、改訂の視点、公園・緑地等の現状、課題等
5月26日	まちづくり・景観推進会議	・八潮市緑の基本計画のスケジュール等
6月30日	第2回 庁内検討会議	・将来像、基本方針、目標、施策等
7月 3日	やしお市民大学OB会意見聴取	・市民が取り組みやすい活動、必要な支援等について
7月22日	有識者への意見聴取	・八潮市緑の基本計画（骨子案）について
8月27日	まちづくり・景観推進会議	・八潮市緑の基本計画（骨子案）について
9月11日	第3回 庁内検討会議	・八潮市緑の基本計画（素案）について
10月10日	第4回 庁内検討会議 （書面会議）	・素案に対する意見と対応
10月21日	まちづくり・景観推進会議	・八潮市緑の基本計画（素案）について（諮問）
11月28日	都市計画審議会	・八潮市緑の基本計画（素案）について
11月14日 ～12月15日	パブリックコメント	・八潮市緑の基本計画（素案）に対する意見募集
令和8年 1月19日	第5回 庁内検討会議	・パブリックコメントの結果について ・八潮市緑の基本計画（案）について
1月21日	まちづくり・景観推進会議	・八潮市緑の基本計画（案）について
2月18日	まちづくり・景観推進会議	・八潮市緑の基本計画（案）について（答申）
3月 3日	庁議	・パブリックコメントの結果について ・八潮市緑の基本計画（案）について
3月26日	庁議（付議）	・八潮市緑の基本計画（案）について

(2) 委員名簿

1) 八潮市まちづくり・景観推進会議

区分	氏名	所属	任期	
			R5.10.1 ~R7.9.30	R7.10.1 ~R9.9.30
公募市民 (1号)	川崎 廣貴		○	○
	長瀧 明子		○	○
	最川 幸子		○	○
	山口 美代子		○	○
学識 経験者 (2号)	有田 智一	筑波大学教授(都市計画・建築)	○	○
	大沢 昌玄	日本大学教授(交通計画)	○	○
	齋藤 博	元埼玉県職員(都市計画)	○	○
	日置 雅晴	弁護士、立教大学・上智大学法科大学院 講師(法律)	○	○
	深堀 清隆	埼玉大学大学院准教授(景観)	○	○
	◎松本 昭	(一財)ハウジングアンドコミュニティ 財団 専務理事 東京大学講師(まちづくり全般)	○	○
	山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授(緑化)	○	○
団体推薦 (3号)	○伊藤 友一	建築士会推薦	○	○
	大山 明	商工会推薦	○	○
	大久保 龍雄	町会自治会連合会推薦	○	
	昼間 竹雄	町会自治会連合会推薦		○
	鈴木 新一	農業委員会推薦	○	○

◎：会長 ○：副会長

(敬称略・五十音順)

2) 有識者

区分	氏名	職名
有識者	荒井 歩	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授

3) 八潮市緑の基本計画庁内検討会議

区分	氏名	職名
委員	峯 孝貴	企画財政部副部長兼企画経営課長
	布施 由美子	健康増進課長
	○内海 光章	生活安全部副部長兼環境リサイクル課長
	五十嵐 睦	市民協働推進課長
	小野寺 宏幸	商工観光課長
	瀧沢 昭仁	市民活力推進部副部長兼都市農業課長
	武田 哲雄	建設部副部長兼道路治水課長
	佐久間 睦	都市整備部副部長兼都市計画課長
	◎本間 尚樹	都市整備部副部長兼公園みどり課長
	山口 朋幸	小中一貫教育指導課長
事務局	阿部 亘	公園みどり課計画係長
	石塚 清	公園みどり課計画係主任

◎：委員長 ○：副委員長

(3) 諮問・答申

八潮公み第128号
令和7年10月21日

八潮市まちづくり・景観推進会議
会長 松本 昭 様

八潮市長 大 山 忍

八潮市緑の基本計画について（諮問）

このことについて、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第50条第2項の規定により、貴会議の意見を求めます。

八潮まち推第13号
令和8年2月18日

八潮市長 大 山 忍 様

八潮市まちづくり・景観推進会議
会長 松本 昭

八潮市緑の基本計画について（答申）

令和7年10月21日付け八潮公み第128号で諮問のあったことについて、当会議の意見は下記のとおりです。

記

- 1 意見 原案のとおりで異議はありません。

3. 市民意向の把握

(1) アンケート調査

<市民アンケート調査>

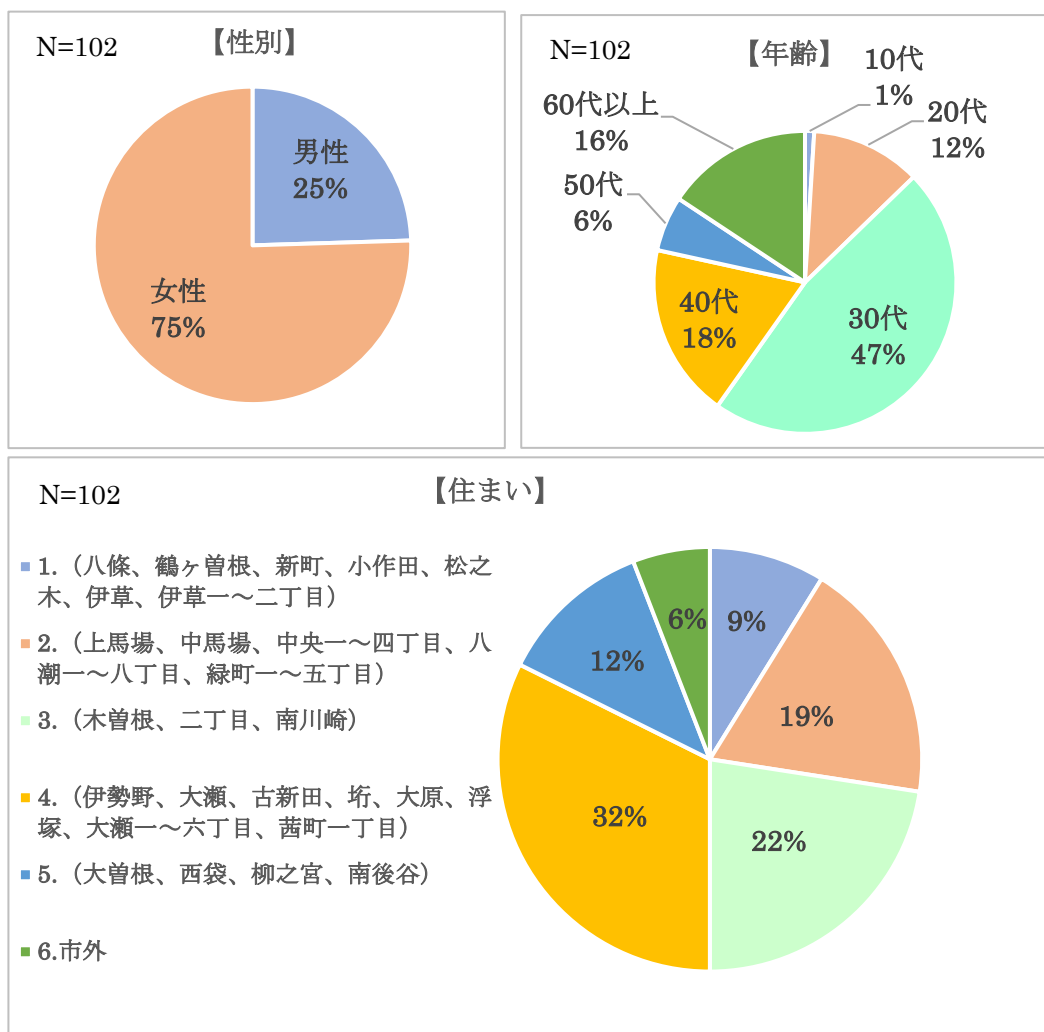
1) 調査概要

- 調査方法：Web 調査（広報やしお、ホームページ掲載）、市民大学での調査票配布
- 調査期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）、7月3日（木）
- 回収数：102件

2) 調査結果

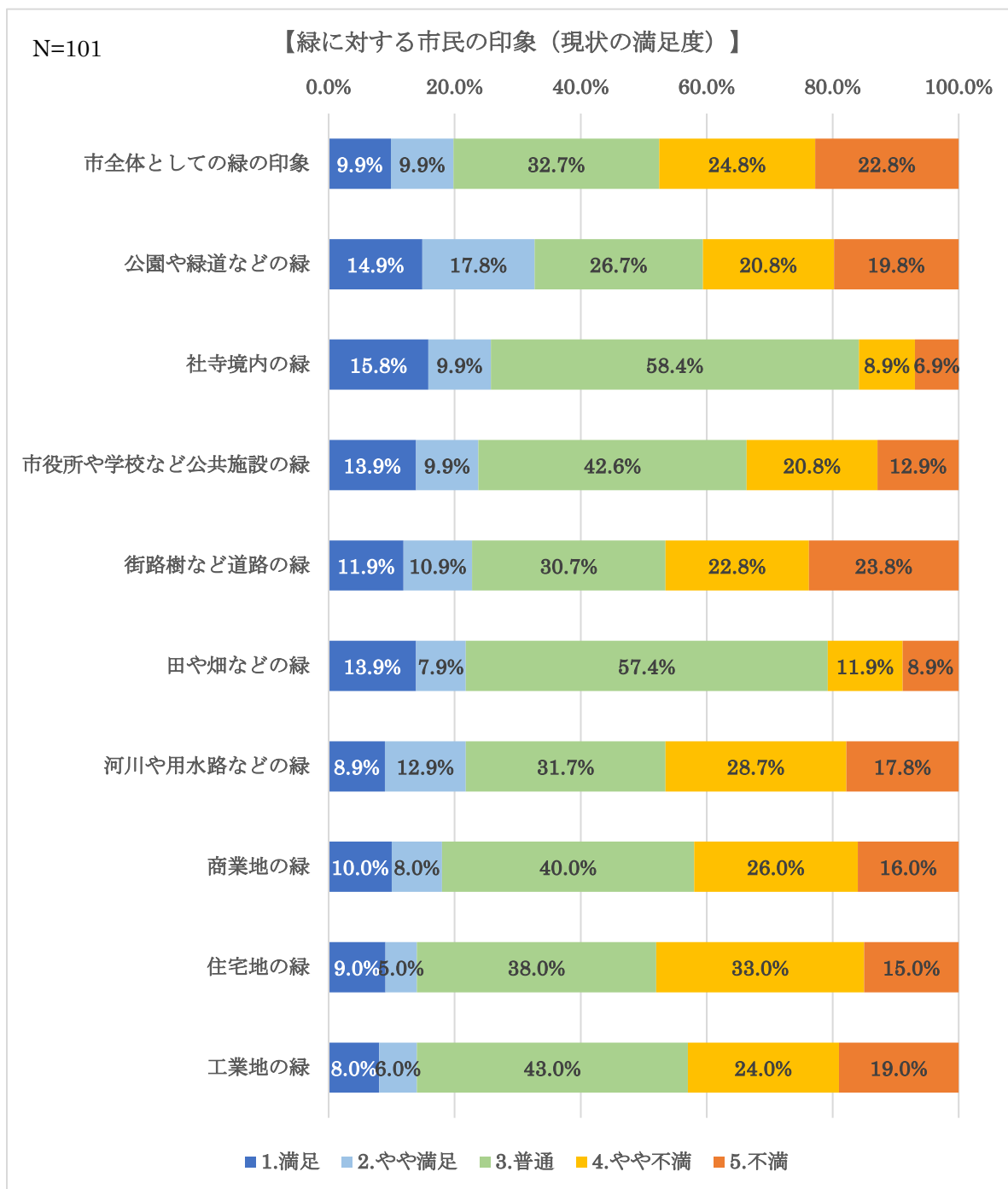
① 属性

- 性別は、「男性」が25%、「女性」が75%。
- 年齢は、「30代」が最も多く47%、次いで「40代」が18%、「60代以上」が16%。
- 住まいは、「伊勢野、大瀬、古新田、圀、大原、浮塚、大瀬一～六丁目、茜町一丁目」が32%、次いで、「木曾根、二丁目、南川崎」が22%。



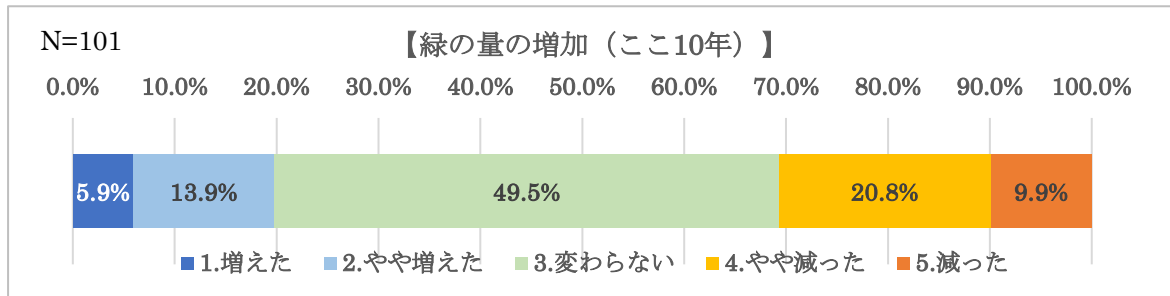
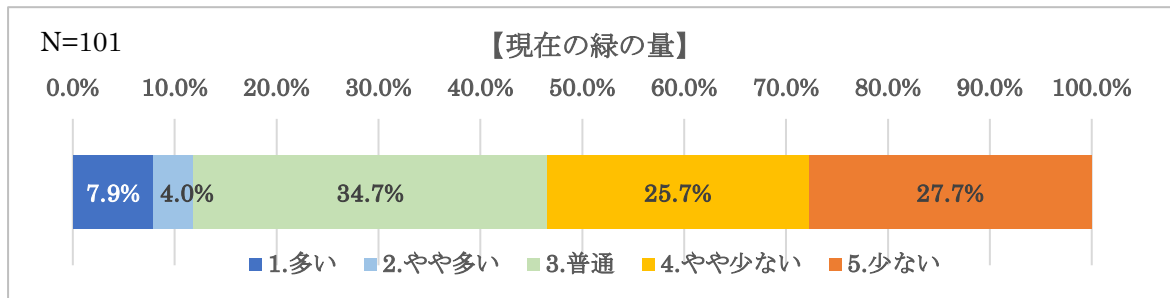
② 緑の現状に対する満足度

- ・市全体としての緑の印象は、満足（満足＋やや満足）の19.8%に対して、不満（不満＋やや不満）が47.6%と高い。
- ・満足度（満足＋やや満足）が高いのは、「公園や緑道などの緑」「社寺境内の緑」「市役所や学校など公共施設の緑」等となっている。
- ・不満（不満＋やや不満）が高いのは、「住宅地の緑」「街路樹など道路の緑」「河川や用水路などの緑」等となっている。



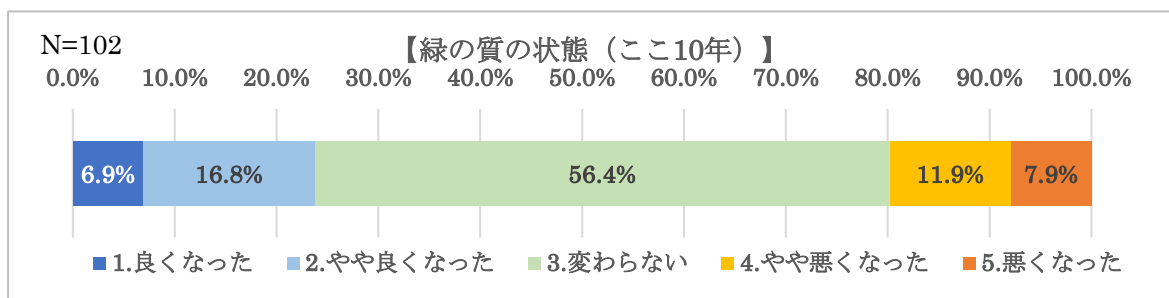
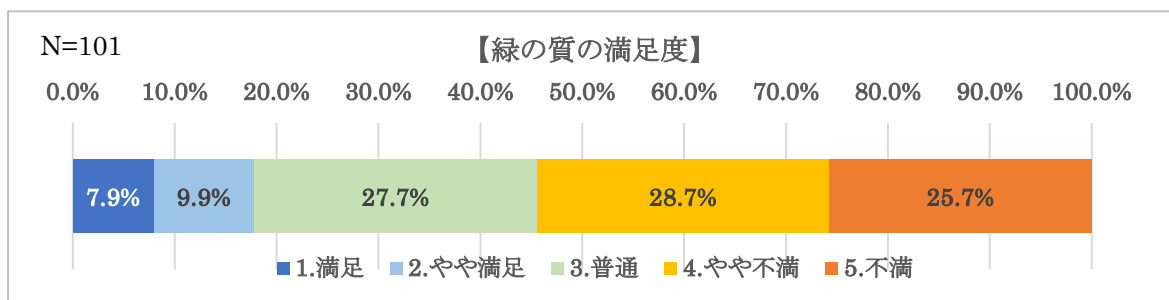
③ 緑の量

- ・現在の市全体の緑の量は、「多い+やや多い」と思う 11.9%に対して、「少ない+やや少ない」と思うが 53.4%と高い。
- ・ここ 10 年の緑の量は、「増えた+やや増えた」と思う 19.8%に対して、「減った+やや減った」と思うが 30.7%と高い。



④ 緑の質

- ・現在の緑の質（維持、管理、手入れ等の状況）は、「満足+やや満足」17.8%に対して、「不満+やや不満」が 54.4%と高い。
- ・ここ 10 年の緑の質は、「良くなった+やや良くなった」と思う 23.7%が「悪くなった+やや悪くなった」と思う 19.8%を上回っている。

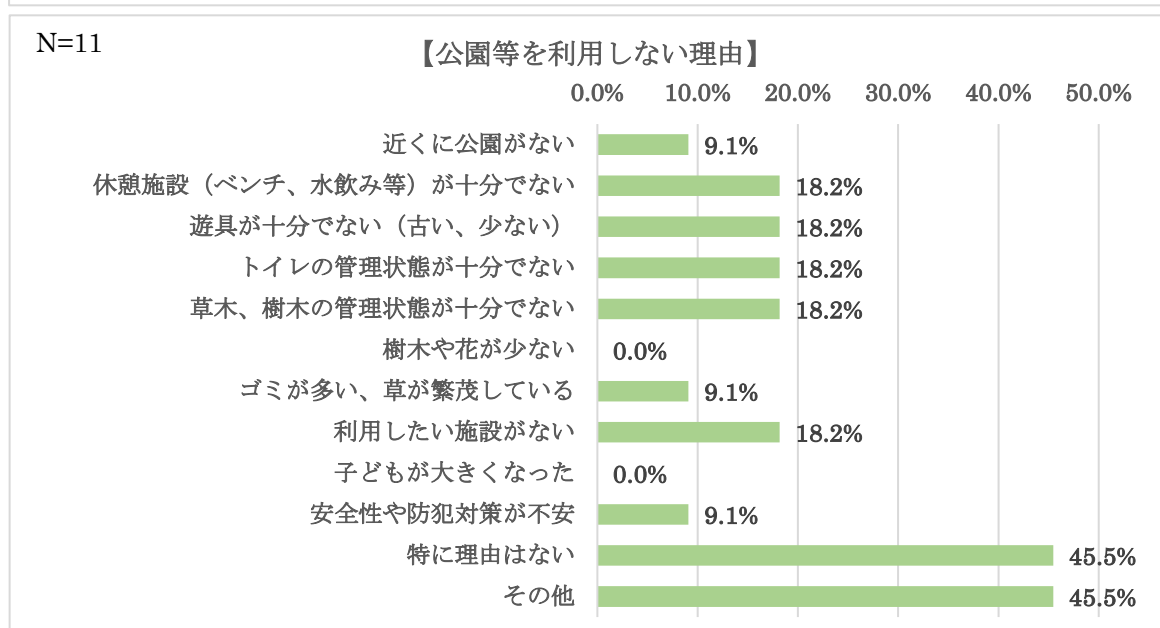
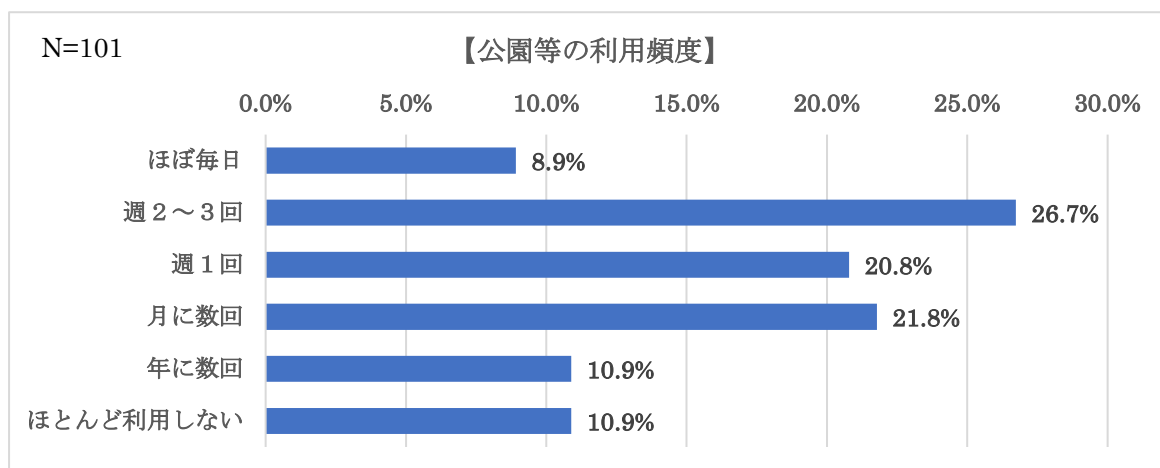


⑤ 市内で市民が「よい・好き」「今後残したい」と思う緑や場所

よい・好き	フラワーパーク、桜（葛西用水の桜並木、古新田保育所の桜、綾瀬川放水路桜堤、八条桜並木、八潮南公園の桜、汐止フットサルコート前の桜の街路樹、リサイクルプラザの桜）、公園（大原公園、松之木公園、大曽根小北さくら公園、大瀬北公園、駅前公園、北公園、南公園、木曽根公園、八条親水公園）、寺社仏閣にある樹木（諏訪神社の御神木）、花桃（フラワーパークの花桃、八潮駅周辺の花桃）、中川河川敷、八潮中央総合病院周辺の緑、和井田家の屋敷林と周辺の田んぼ、八潮高校の前の畑、田んぼがあった開けたところ 等
今後残したい	フラワーパーク、桜（葛西用水の桜、古新田保育所近くの公園の桜、汐止フットサルコート前の桜の街路樹、中央公園・南公園の桜）公園（大曽根小北さくら公園、大原公園、大瀬北公園、駅前公園の緑、伊勢野やすらぎ公園のどんぐりの木、松之木公園）、市役所通りの街路樹、資料館となりの緑の広場の木、寺社仏閣にある樹木、八潮駅周辺の花桃、中川河川敷の自然、中川小の大きな木、和井田家の屋敷林と周辺の田んぼ、大曽根ビオトープ、葛西用水の遊歩道 等

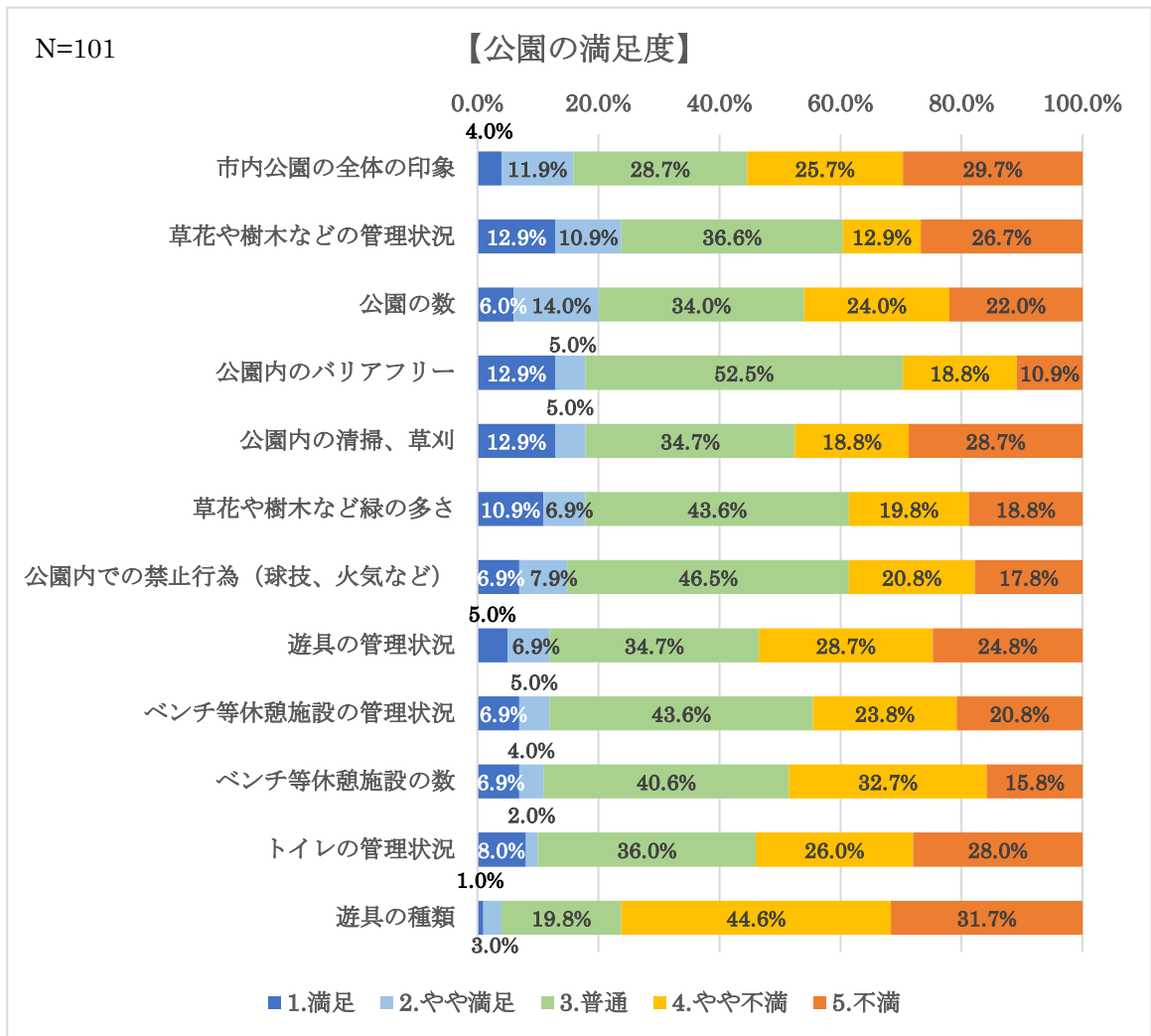
⑥ 公園の利用頻度

- 公園、緑地、広場等の利用頻度は、「週2～3回」が最も多く26.7%となり、次いで「月に数回」「週1回」の順となっている。
- ほとんど利用しない人（10.9%）の理由は、「特に理由はない」が最も多い。



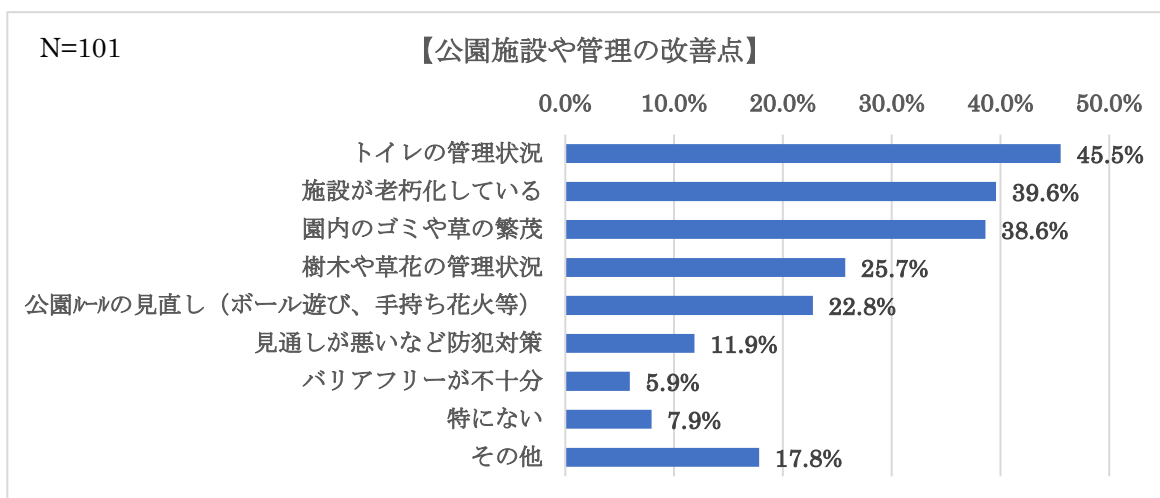
⑦ 公園の満足度

- 市全体としての公園の印象は、満足（満足+やや満足）の15.9%に対して、不満（不満+やや不満）が55.4%と高い。
- 公園に対して満足度（満足+やや満足）が高いのは、「草花や樹木などの管理状況」、「公園の数」「公園内のバリアフリー*」「公園内の清掃、草刈」「草花や樹木など緑の多さ」等となっている。
- 不満（不満+やや不満）が高いのは、「遊具の種類」で76.3%。このほか、「トイレの管理状況」「遊具の管理状況」等への不満（不満+やや不満）の割合が高い。



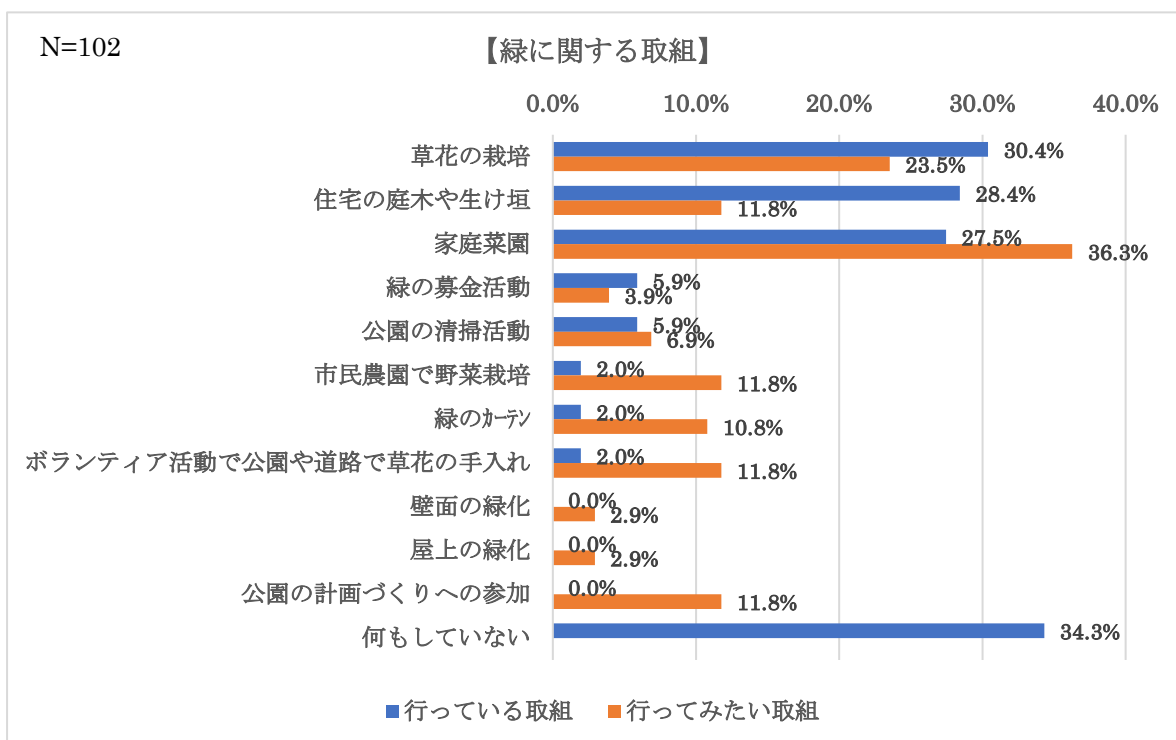
⑧ 公園の施設や管理の改善点

- 改善が求められている公園の施設や管理は、「トイレの管理状況」最も高く 45.5%となり、次いで「施設が老朽化している」「園内のゴミや草の繁茂」の順となっている。



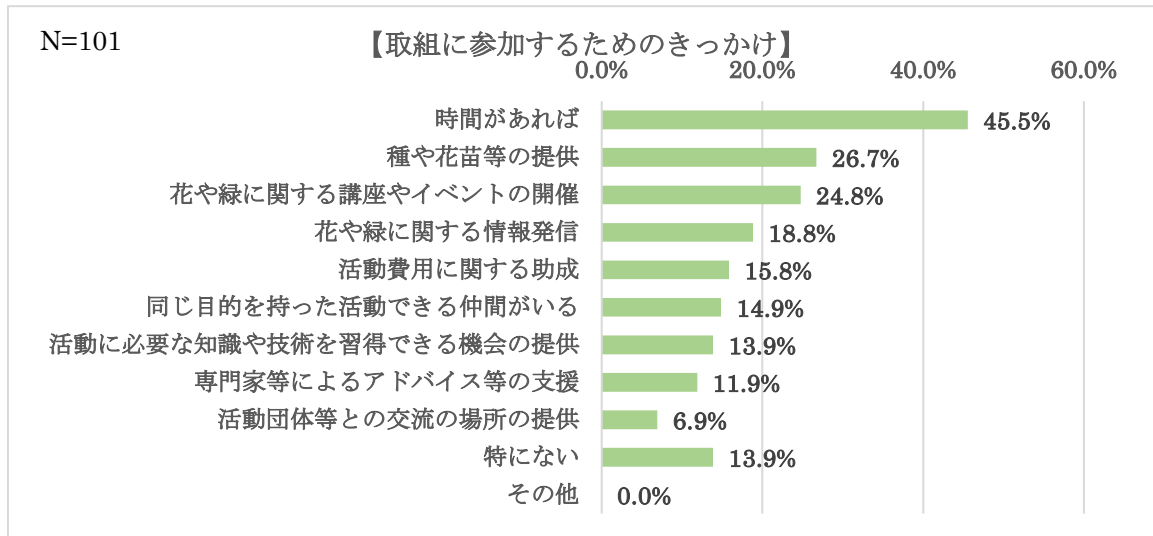
⑨ 市民が行っている緑に関する取組

- 市民の 34.3%が緑に関する取組について、「何もしていない」と回答している。
- 市民が行っている取組としては、「草花の栽培」「住宅の庭木や生け垣」「家庭菜園」等の自宅で気軽にできる取組が多い。今後行ってみたい取組は、「家庭菜園」が最も多く、次いで「草花の栽培」となっている。
- 現在、取り組んではいないが、行ってみたい取組として、「市民農園で野菜栽培」「ボランティア活動で公園や道路で草花の手入れ」「公園の計画づくりへの参加」「緑のカーテン」等が挙げられている。



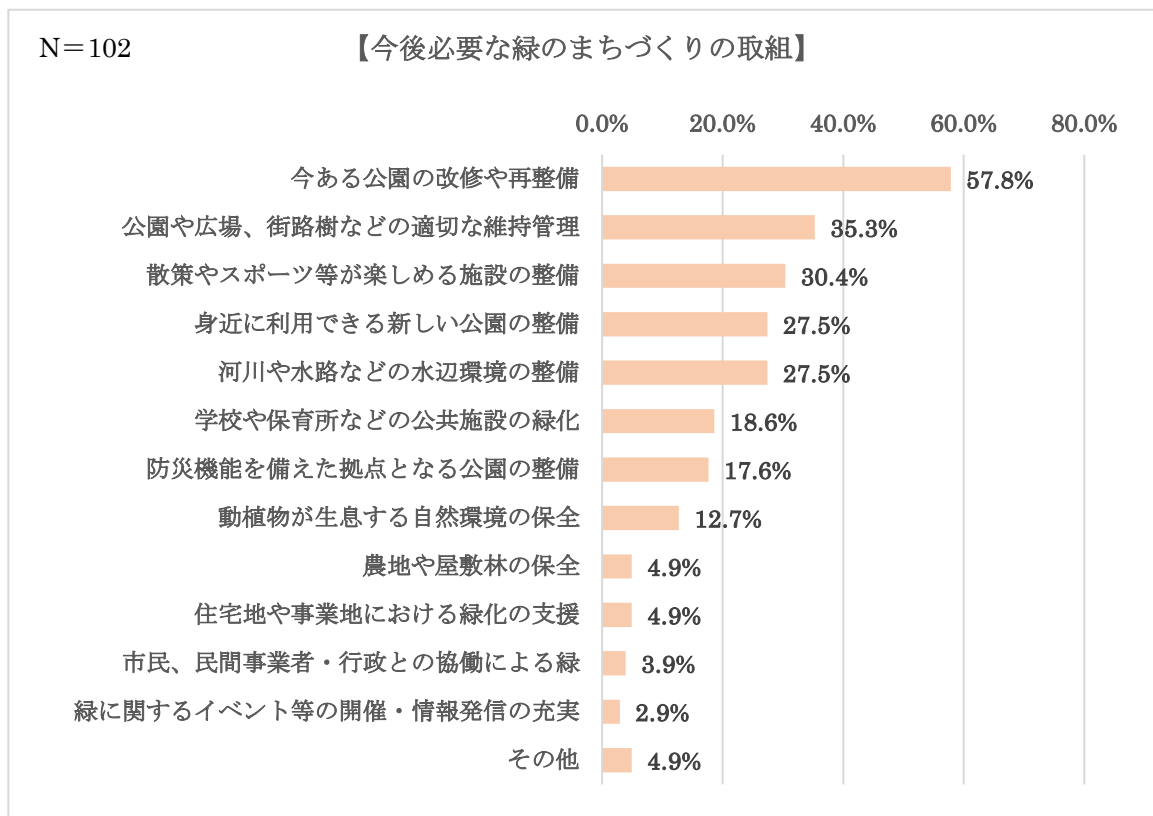
⑩ どのようなことがあれば、緑に関する取組を行いたいと思うか

- 緑に関する取組への参加のきっかけとしては、45.5%が「時間があれば」と回答している。このほか、「種や花苗等の提供」「花や緑に関する講座やイベントの開催」等が挙げられている。



⑪ 緑の普及やまちづくりに必要な取組

- 「今ある公園の改修や再整備」が最も高く 57.8%となり、次いで、「公園や広場、街路樹などの適切な維持管理」「散策やスポーツ等が楽しめる施設の整備」等、公園の整備や維持管理に関する取組が挙げられている。



<小中学生アンケート調査>

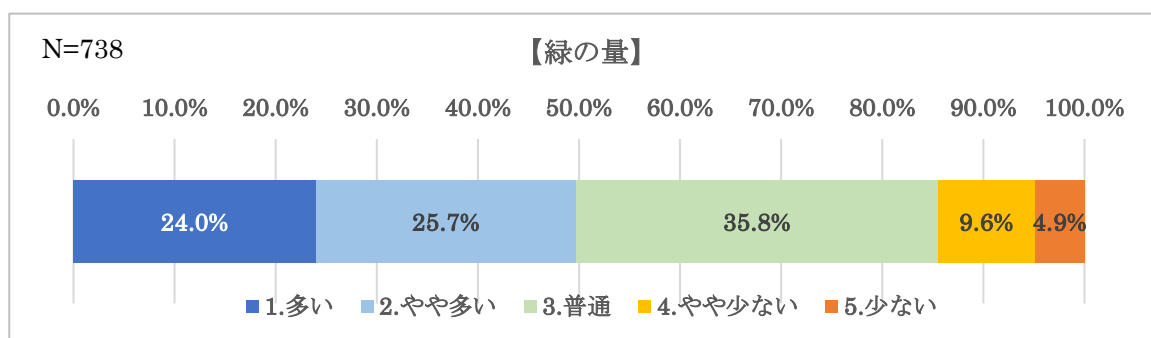
1) 調査概要

- 調査方法：市内 15 か所の小中学校の児童・生徒を対象に、タブレットを使用した調査
- 調査期間：令和7年5月19日（月）～令和7年5月30日（金）
- 回収数：738件（「小学生」が56%、「中学生」が44%）

2) 調査結果

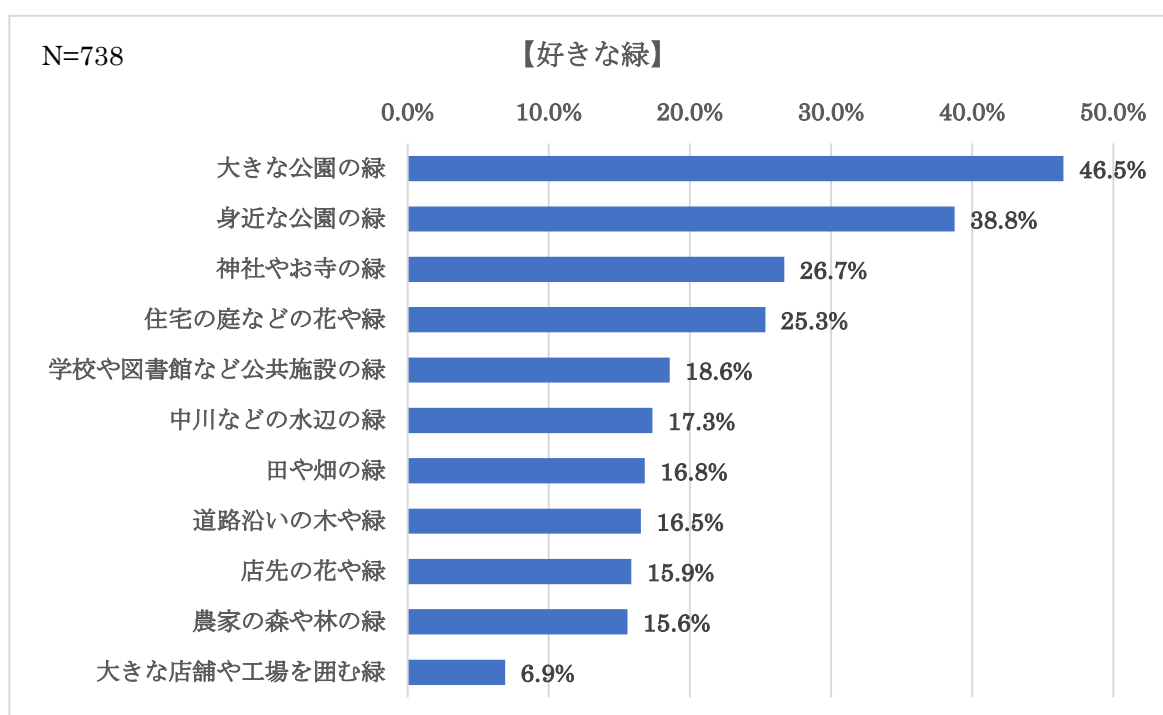
① 緑の量

- ・緑の量は、「多い+やや多い」と思うが49.7%、「少ない+やや少ない」と思うが14.5%となっている。



② 好きな緑

- ・好きな緑は「大きな公園の緑」が最も多く46.5%となり、次いで「身近な公園の緑」が38.8%となっており、公園の緑に対する評価が高い。

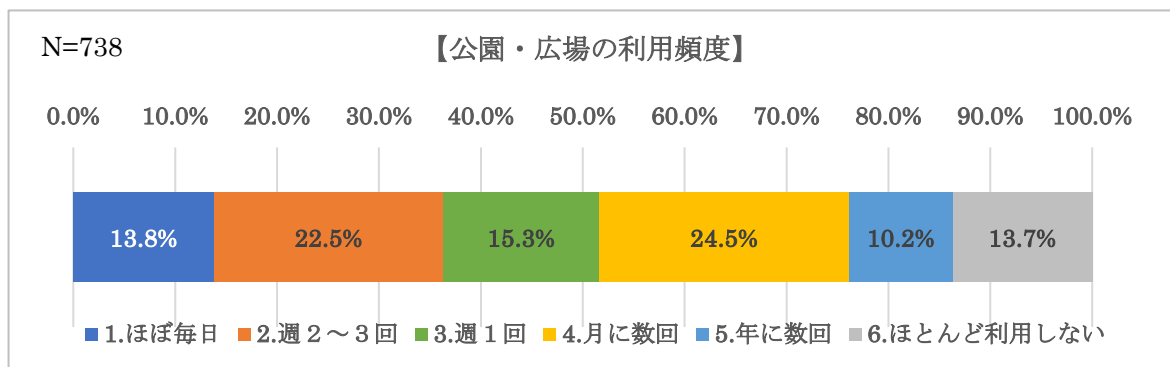


③ 児童・生徒が「よい・好き」「今後残したい」と思う緑や場所

- ・「よい・好き」「今後残したい」と思う緑や場所として「駅前公園（80名）」「大原公園（70名）」「学校の緑（57名）」「大曽根小北さくら公園（43名）」「中川の緑、中川フラワーパーク（41名）」「松之木公園（30名）」「大瀬北公園（26名）」等が挙げられている。

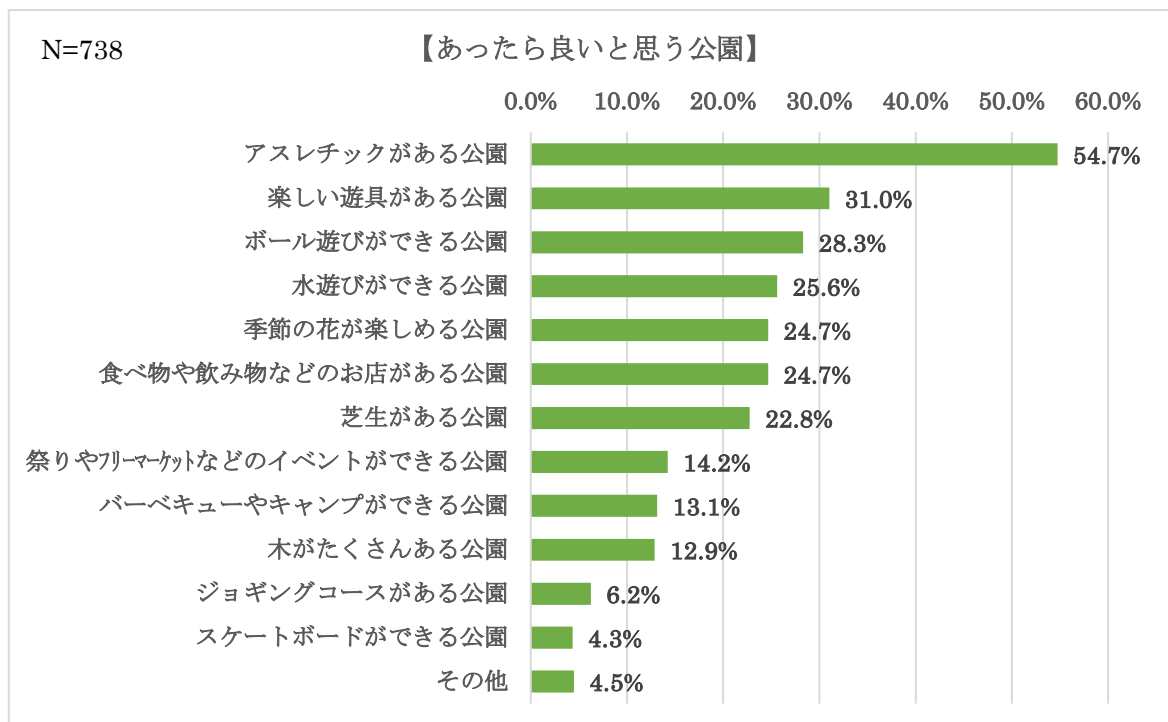
④ 児童・生徒の公園・広場の利用頻度

- ・公園・広場の利用頻度は「月に数回」が最も多く 24.5%を占め、次いで「週2～3回」が 22.5%、「週1回」が 15.3%となっている。
- ・51.6%の児童・生徒が週1回以上、公園・広場を利用している。



⑤ あったら良いと思う公園

- ・児童・生徒があったら良いと思う公園は「アスレチックがある公園」が最も多く 54.7%となっている。次いで「楽しい遊具がある公園」「ボール遊びができる公園」等となっている。



(2) やしお市民大学OB会意見聴取

本市の緑の現状の周知と民有地の緑化につながる方策等について、市民の意見や要望を把握するため実施しました。

開催日時	令和7年7月3日（木）14:00～15:30
会場	八潮市役所4階会議室
参加者数	やしお市民大学OB会員（15名）
議題	市民の取り組みやすい活動、必要な支援等について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の重要性を市民に周知するには、広報活動が必要である。 ・駅前公園や大曽根小北さくら公園は緑が非常に少なく、木陰で休めて、子どもが遊べる空間づくりが必要と思う。 ・建売住宅に住んでいるが、木が育っているため、隣にはみ出さないよう隣人とお互いに切りあうようにしている。 ・民有地の緑を増やすのであれば条例を強化する必要があると思う。 ・地球温暖化※を考えたとしても緑は大切であると思う。以前、市が苗木を配布していたが、また行って欲しい。 ・小さい時から緑に対する教育が重要だと思う。 ・緑に関する市の助成金制度が色々あるが、そもそも助成金制度の存在が知られていないように思う。 ・緑の基本計画の存在を知らなかった。まずは市民に知ってもらうことが大切であり、知識や意見を持っている方と繰り返し考える場があるとよい。

(3) パブリックコメント

本計画の素案を広く公表し、意見や要望等を幅広く伺うことを目的として実施しました。

実施時期	令和7年11月14日（金）～12月15日（月）
実施方法	ホームページへの掲載及び市役所等での閲覧により、八潮市緑の基本計画（素案）を公表し、意見を募集
意見提出者数	提出された意見はなし

4. 緑に関する支援制度

(1) 埼玉県支援制度

彩の国みどりのサポーターズクラブ	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性・公開性がある場所での緑化活動 ・団体で登録した会員へのみ提供
内容	<p>【苗木等提供の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一年度で2回まで利用可能 <p>【苗木苗を提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大10万円分まで（1年度につき）、樹高は2.0m程度まで、埼玉県産の苗木限定 <p>【芝苗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで芝生化をしたことがない敷地で活動する場合、最大20万円分まで（1年度につき） ・芝生化したことがある敷地で活動する場合、最大10万円分まで（1年度につき）
埼玉県みどりのアドバイザー制度	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県に緑化計画届出書を提出した施設の管理者、又は予定している施設の管理者 ・埼玉県の事業により緑化した施設の管理者、又は緑化の実施を検討している施設の管理者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体による緑の創出を促進するとともに、創出した芝生、樹木、緑地等を良好に保つための維持管理を支援するため、埼玉県みどりのアドバイザーを派遣 ・埼玉県の事業で緑化した施設の管理者に対し、基本的な作業アドバイスや実技指導を行う専門家を派遣
みどりの活動支援補助事業	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、ボランティア団体、企業など、会員が5名以上いる団体から、みどりの創出・活用を推進する事業を募集し、審査の上、適当と認める事業について補助金を交付し、その活動を支援
内容	<p>【対象となる活動の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会で地元の公園や商店街に花を植える。 ・PTAが学校のみどりを増やすため校庭に木を植える。 ・環境団体が河川周辺の維持管理活動を行う。 ・自治会が街路樹や道路脇の植え込みの手入れをする。 ・地域の有志が近所の雑木林で自然観察会や保全活動をする。 <p>【助成の対象となる費用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材・消耗品費、報償費、保険料、修繕費、機材等の借上げ費、委託費など <p>【補助金限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業に初めて申請する団体1団体当たり20万円まで ・過去に本補助金の交付を受けた団体1団体当たり5万円まで ・ピオトープ[*]に関する活動に申請する団体1団体当たり40万円まで <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業に初めて申請する団体補助対象経費10万円以下の部分は10分の10、補助対象経費10万円を超える部分は2分の1 ・過去に本補助金の交付を受けた団体10分の10 ・ピオトープに関する活動に申請する団体10分の10

寄附による都市への植樹（芳名板付き植樹）	
対象者	・彩の国みどりの基金への寄附者
内容	・彩の国みどりの基金に1万円以上の寄附をいただき、その目的に「都市への植樹」を指定すると、植樹に加え、芳名板に個人名や法人名を掲載
彩の国美緑（みりよく）づくり顕彰制度	
対象者	・埼玉県内でみどりの保全・創出活動へ継続的に取り組むボランティア団体などを表彰 ・表彰には本制度へのエントリーが必要 ・1年に1度、活動報告書の提出が必要 ・県みどり自然課主催の講習会の受講が必要
内容	・継続的な活動をした「彩の国美緑づくり活動団体」へ、表彰状と記念グッズを贈呈 【団体カアップ賞】 ・本制度へのエントリーから3年間分の活動報告書を提出し、県みどり自然課主催の「みどりの活動リーダー養成講習」を受講した「彩の国美緑づくり活動団体」が表彰対象 【彩の国美緑づくり賞】 ・本制度へのエントリーから5年間分の活動報告書を提出した「彩の国美緑づくり活動団体」が表彰対象
彩の国みどりの絵画コンクール	
対象者	・県内幼稚園・保育所等の園児及び県内在住の未就学児
内容	・優れた作品には埼玉県知事賞、埼玉県議会議長賞、埼玉県教育委員会教育長賞のほか株式会社西武ライオンズ様の御協力をいただき「埼玉西武ライオンズ賞」を授与 テーマ：ぼくたち・わたしたちの遊び場

(2) 八潮市の支援制度

緑と花いっぱい運動	
根拠法令 ・定義	「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第53条 市長は、緑と花のあるまちづくりを進めるため、市民等と協働して緑と花いっぱい運動を推進するものとする。
内容	【助成金】 ・1団体当たり年間3万円以内 (八潮市緑と花いっぱい運動支援助成金交付要綱)
ガーデンコミュニティ制度	
根拠法令 ・定義	「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第57条 市長は、農地を活かした緑豊かなまちづくりを推進するため、農地の所有者及び市民等の協力を得て、農地の耕作、管理等を農地の所有者及び市民等の参加と協働により行う制度の普及と啓発を図るものとする。
内容	【助成金（3年間）】 ・500㎡～1,000㎡未満：年間5万円 ・1,000㎡以上：年間10万円

保存樹木等奨励金制度*	
根拠法令 ・定義	「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第61条 市長は、緑豊かなまちづくりを推進するため、保存樹木、樹林及び生垣を、当該保存樹木等の所有者と協議の上、指定することができる。
内容	【保存樹木】 ・1本目 2,000円以内 ・2本目以後1本につき 500円以内 ・限度額 10,000円 【保存樹林】 ・1㎡当たり 30円 【保存生垣】 ・1m当たり 200円 ・限度額 20,000円 (八潮市保存樹木等奨励金交付要綱)
生垣設置奨励金制度	
根拠法令 ・定義	「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第107条 市長は、環境と緑のまちづくりの推進を図るため、次に掲げる事項について、予算の範囲内で助成その他必要な支援を行うことができる。 ・緑化の推進に関すること ・その他環境と緑のまちづくりの推進を図るため、市長が特に必要と認めるもの
内容	【奨励金】 ・生垣 1m当たり 2,000円 ・限度額 30,000円
八潮市ふれあい農園	
根拠法令 ・定義	【概要】 市民に「農」を知っていただくとともに、農地を有効に使うことを目的に開設した農園 【「ふれあい農園」の定義】 ・農地法第2条（耕作の目的に供される土地）に規定する農地であること ・付帯施設（農機具置場、便所、水道及び外柵その他市長が必要と認めた施設）を設けていること
内容	【設置基準】 ・農園当たりの面積が、10a (1,000㎡)以上 ・1区画当たりの面積が、15㎡以上 ・設置期間が5年以上 【補助対象】 ・農機具置場、便所、水道、外柵 ・その他、市長が必要と認めた施設 【補助金額】 ・農地所有者には、事業費の2分の1以内で、75万円を限度に補助

借地公園																									
根拠法令 ・定義	八潮市借地公園の設置基準等に関する要綱 ・土地所有者のご厚意により、土地を無償で貸していただき、都市公園※を開設する制度																								
内容	<p>【無償借地する土地の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の面積が、概ね 1,000 ㎡以上であること ・幅員が4m以上ある道路に2m以上接しており、原則、出入り口が2箇所以上確保できること ・所有権等の権利関係が整理されており、かつ、所有権以外の妨げとなる権利が無いこと ・形状が更地で、大規模な造成工事を必要としないこと ・隣地との境界が明確になっていること ・他の公園との誘致距離を満たしていること <p>【借地期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備工事期間等を考慮し、借地期間は 10 年以上 <p>【土地所有者のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税や都市計画税が非課税 ・20 年以上の土地貸借契約をする場合、国の相続税軽減措置を適用 																								
市民参加による公園等の維持管理制度																									
根拠法令 ・定義	「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第 107 条 市長は、次に掲げるまちづくりの計画及び活動について、専門家の派遣その他のまちづくりに関する支援を行うことができる。 ・市民等が自主的かつ自発的に進めるまちづくりの計画及び活動（身近な公共施設の管理及び市長が別に定める運営の計画に基づくまちづくりの活動）																								
内容	<p>【委託費（1公園当たり対象面積）】</p> <table border="0"> <tr> <td>～ 200 ㎡未満</td> <td>：</td> <td>12,500 円</td> </tr> <tr> <td>200 ㎡以上 ～ 500 ㎡未満</td> <td>：</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 ㎡以上 ～ 1,000 ㎡未満</td> <td>：</td> <td>37,500 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 ㎡以上 ～ 1,500 ㎡未満</td> <td>：</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,500 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満</td> <td>：</td> <td>62,500 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 ㎡以上 ～ 2,500 ㎡未満</td> <td>：</td> <td>75,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,500 ㎡以上 ～ 3,000 ㎡未満</td> <td>：</td> <td>87,500 円</td> </tr> <tr> <td>3,000 ㎡以上 ～</td> <td>：</td> <td>100,000 円</td> </tr> </table>	～ 200 ㎡未満	：	12,500 円	200 ㎡以上 ～ 500 ㎡未満	：	25,000 円	500 ㎡以上 ～ 1,000 ㎡未満	：	37,500 円	1,000 ㎡以上 ～ 1,500 ㎡未満	：	50,000 円	1,500 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満	：	62,500 円	2,000 ㎡以上 ～ 2,500 ㎡未満	：	75,000 円	2,500 ㎡以上 ～ 3,000 ㎡未満	：	87,500 円	3,000 ㎡以上 ～	：	100,000 円
～ 200 ㎡未満	：	12,500 円																							
200 ㎡以上 ～ 500 ㎡未満	：	25,000 円																							
500 ㎡以上 ～ 1,000 ㎡未満	：	37,500 円																							
1,000 ㎡以上 ～ 1,500 ㎡未満	：	50,000 円																							
1,500 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満	：	62,500 円																							
2,000 ㎡以上 ～ 2,500 ㎡未満	：	75,000 円																							
2,500 ㎡以上 ～ 3,000 ㎡未満	：	87,500 円																							
3,000 ㎡以上 ～	：	100,000 円																							
自主まちづくり活動等支援助成金制度																									
根拠法令 ・定義	「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第 107 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、第 9 条第 4 号の自主まちづくり活動に要する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。																								
内容	<p>【地域まちづくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画作成に係る費用：500,000 円 ・地域まちづくり諸活動費：50,000 円 <p>【ご近所まちづくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花、苗木等の植栽：季節毎に 2,500 円 ・門、堀等の改造：100,000 円（改造費に要した費用の 1/2） <p>【テーマ型まちづくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ型まちづくり計画作成に係る費用：1 事業につき 500,000 円 ・テーマ型まちづくり諸活動費（1 年目）：50,000 円 ・テーマ型まちづくり諸活動費（2 年目以降）：100,000 円 																								

5. 八潮市公園一覧

(令和7年4月1日現在)

<近隣公園>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	八潮北公園	新町 30	S43.10.7	19,382.19
2	八潮南公園	大瀬 1847-8	S51.3.31	16,796.76
3	八潮中央公園	中央一丁目 9	S49.6.24	11,078.81
4	大原公園	八潮三丁目 27	S55.3.30	19,798.13
5	八条親水公園	八条 1620-2	S55.3.25	22,341.10
6	松之木公園	緑町三丁目 19-1	S63.3.30	8,727.40
7	やしお駅前公園	大瀬六丁目 3-1	H27.4.21	14,140.80
8	大曽根小北さくら公園	大原 583-1	R5.3.25	10,008.76

<街区公園(児童公園)>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	諏訪児童公園	中央三丁目 27	S50.6.24	2,505.86
2	中馬場児童公園	中央二丁目 14	S51.3.18	1,918.83
3	天神児童公園	中央四丁目 14-5	S50.12.24	1,887.15
4	上馬場児童公園	中央三丁目 5	S50.12.24	2,117.57
5	西袋児童公園	八潮八丁目 11	S53.3.31	2,806.77
6	大原児童公園	八潮七丁目 14	S54.3.24	2,426.29
7	中馬場児童交通公園	八潮三丁目 5	S56.4.20	2,189.88
8	若柳児童公園	八潮一丁目 8	S55.3.15	2,500.78
9	木曽根児童公園	八潮四丁目 3	S54.3.24	2,299.38
10	真菰田児童公園	八潮五丁目 15	S53.3.31	1,301.42
11	苗間児童公園	八潮六丁目 20	S55.3.15	2,309.72
12	後谷東児童公園	緑町五丁目 37	S61.3.31	2,597.69
13	中井堀児童公園	緑町一丁目 10-1	S59.4.1	1,784.55
14	小作田東児童公園	緑町一丁目 42	S60.4.14	3,012.81
15	小作田児童公園	緑町二丁目 14-1	S63.3.30	4,321.17
16	上二児童公園	二丁目 168	H2.3.29	2,438.37
17	上二東児童公園	二丁目 260-1	H4.7.1	1,700.02
18	伊草西児童公園	伊草二丁目 11	H5.4.1	2,600.00
19	上小児童公園	緑町四丁目 16-8	H7.3.31	2,615.28
20	鶴ヶ曽根東児童公園	鶴ヶ曽根 1753	H12.3.29	2,099.97
21	大曽根西中央公園	大曽根 1228-1	H10.7.1	2,383.22
22	伊勢野ふれあい広場	伊勢野 43-1	H10.7.21	1,258.40
23	伊勢野わかば公園	伊勢野 272-1	H10.7.21	986.47
24	南川崎いこいの広場	南川崎 288-3	H14.3.28	226.37
25	大瀬もみの木児童公園	大瀬 1664-1	H18.3.31	1,452.53
26	大曽根自由広場	大曽根 1557-1	H13.12.1	942.02
27	高木白鳥公園(借地)	八条 1292-1	H20.3.30	2,381.98
28	下木曽根公園	木曽根 1591-2	H23.3.30	665.04
29	中馬場東児童公園	中馬場 53-3	H24.3.30	1,569.61
30	伊草ふれあい公園	伊草一丁目 13	H25.3.29	2,900.00
31	大瀬北公園	大瀬三丁目 8	H27.4.30	3,470.17
32	伊勢野やすらぎ公園	大瀬四丁目 9	H27.4.30	1,970.06
33	大瀬中央公園	大瀬四丁目 30	H27.4.30	3,071.83
34	大曽根公園(借地)	大曽根 1082	H29.4.3	2,650.66
35	南川崎ふれあい公園	南川崎 772-1	R2.4.1	2,500.03
36	西袋陣屋公園	西袋 625-13	H10.3.31	4,274.63

<街区公園（幼児公園）>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	幸之宮幼児公園	八條 2500-9	S50.3.31	201.05
2	幸之宮第二幼児公園	八條 2293-5	S54.3.31	97.62
3	幸之宮第三幼児公園	八條 2753-25	S55.5.9	107.60
4	南川崎第二幼児公園	南川崎 166-103	S56.3.16	169.87
5	南川崎第三幼児公園	南川崎 790-33	S63.3.30	146.52
6	南後谷第一幼児公園	南後谷 439-11	S55.3.30	64.22
7	南後谷第二幼児公園	南後谷 159-18	H24.9.13	142.18
8	南後谷第三幼児公園	南後谷 725-4	H2.12.20	118.68
9	小作田幼児公園	緑町二丁目 8-3	S62.6.24	197.56
10	夢像幼児公園	新町 208	S43.9.4	640.10
11	鶴ヶ曽根幼児公園	鶴ヶ曽根 1389-36	S52.12.27	235.14
12	鶴ヶ曽根第二幼児公園	鶴ヶ曽根 1433-6	S56.5.1	60.32
13	大曽根第一幼児公園	大曽根 763-11	S48.3.31	382.02
14	大曽根第二幼児公園	大曽根 1097-2	S48.9.11	125.74
15	大曽根第三幼児公園	大曽根 2067-6	S52.12.27	92.30
16	大曽根第四幼児公園	大曽根 252-8	S55.3.30	75.37
17	大曽根第五幼児公園	大曽根 1561-4	S55.12.20	99.54
18	大曽根第六幼児公園	大曽根 50-12	S57.5.15	170.22
19	大曽根八幡神社幼児公園	大曽根 60-2	S50.3.31	407.32
20	伊勢野幼児公園	伊勢野 252-4	S48.9.22	155.07
21	浮塚第一幼児公園	浮塚 626-10	S57.3.25	122.08
22	柳之宮幼児公園	柳之宮 168-5	S51.12.28	71.70
23	東古新田幼児公園	古新田 1071-18	S49.3.1	156.99
24	南後谷まちかど公園	南後谷 857-18	H3.3.29	233.44
25	南後谷第二まちかど公園	南後谷 345-12	H15.3.27	119.28
26	南後谷第三まちかど公園	南後谷 767-13	H15.4.17	103.32
27	松之木まちかど公園	緑町五丁目 22-6	H10.11.21	55.50
28	鶴ヶ曽根まちかど公園	鶴ヶ曽根 1405-9	H8.7.12	145.05
29	木曽根まちかど公園	木曽根 1525-10	H16.9.13	100.00
30	大曽根まちかど公園	大曽根 913-6	H11.3.29	65.85
31	キッツアイランド公園	古新田 797-1	H14.9.10	520.70
32	上木曽根まちかど公園	木曽根 881-29	H20.3.30	106.45
33	八条まちかど公園	八條 1604-18	H20.10.1	94.98
34	大曽根第二まちかど公園	大曽根 28-40	H24.12.5	114.00
35	下大瀬まちかど公園	大瀬 1373-114	H30.1.31	150.04
36	南後谷小弥太公園	南後谷 716	H30.4.3	231.00

<児童遊園>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	二和耕児童遊園（借地）	八條 3642-1	S49.12.24	220.70
2	幸之宮児童遊園（借地）	八條 2676-1	H9.4.1	1,268.00
3	南後谷第三児童遊園（借地）	南後谷 799-2	H14.4.1	170.00
4	浮塚砂取幼児公園（借地）	浮塚 725-2	S60.12.2	243.20
5	中川路下児童遊園（借地）	木曽根 894-3	H13.4.1	3,195.80

<運動公園・広場>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	大瀬運動公園（駐車場含む）	大瀬 1294	S55.8.1	34,151.55
2	八條幸之宮運動広場	八條 2338-1	H25.3.31	9,519.22
3	下河原運動広場	鶴ヶ曽根 2213	S57.10.1	15,202.64
4	八條北運動広場	八條 681-1	R3.6.30	4,680.00

<緑の広場>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	南後谷緑の広場	南後谷 678-1	H5.4.1	2,483.15
2	大曽根緑の広場	大曽根 1312-1	H8.4.1	1,965.00
3	南川崎地区広場	木曽根 1562	H20.12.1	2,144.00

<遊歩道等>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	大原緑道	八潮三丁目及び八潮四丁目	S60.3	2,734.80
2	八条ふれあい緑道	新町	H12 年頃	800.98
3	綾瀬川放水路八条さくら提(遊歩道)	八条	H9	8,181.49
4	中川遊歩道	木曽根、二丁目、南川崎及び伊勢野	S60 年頃	3,780.00
5	どんぐり遊歩道	緑町三丁目	S62.8	644.24
6	香りの小径	緑町一丁目		161.04
7	小鳥乃遊歩道	緑町四丁目		239.74
8	礫プロムナード	緑町五丁目		299.55
9	綾瀬川遊歩道 (施工：国交省)	南後谷	H21.4 占用	5,175.00
10	葛西用水遊歩道	伊草二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目、中央三丁目、八潮七丁目	H23~	-

<その他公共施設緑地>

No.	名称	場所	供用開始日	面積 (㎡)
1	恩田家屋敷林ふるさとの森	二丁目 190	H5年度工事	4,437.00
2	コスモスペース	木曽根 561-1	H6	151.15
3	八潮南部西地区4号緑地	垢	H16.4.21	545.93
4	綾瀬川放水路広場1	八条	H16	191.57
5	綾瀬川放水路広場2	八条	H16	142.88
6	綾瀬川放水路広場3 (ゲートボール場=和耕町会管理)	八条	H16	3,122.85
7	綾瀬川放水路広場4	八条	H16	100.80
8	綾瀬川放水路広場5	八条及び鶴ヶ曽根	H16	5,376.44
9	八潮南部中央 TX ポケットパーク	茜町一丁目 6-1	H19.2.1	58.38
10	八潮南部中央 1号緑地	茜町一丁目 9	H27.4.1	495.02
11	(仮称) 八潮南部西地区 1号緑地	大曽根	R7	615.63

6. 用語の解説

あ行

■アーバンスポーツ

広いスタジアムや特別な施設を必要とせず、街中の空間や公共施設を活用して楽しめるスケートボードやBMX等の都市型スポーツを指す。

■インクルーシブ

「包括的」の意味であり、誰もが孤立したり排除されずに、支えあう社会政策の理念を表わす。インクルーシブ公園は、障がいのある子、日本語を母語としない子等にとっても遊べる工夫がなされていることが特徴である。

■ウェルビーイング

単なる「健康」や「幸福」だけではなく、身体的・精神的・社会的に満たされた良好な状態を指す包括的な概念を示す。

■雨水流失抑制

降雨によって発生する雨水が河川や下水道に急激に流れ込むのを防ぐため、一時的に貯留したり地中に浸透させたりする技術や行為のこと。

■屋上緑化

建築物の屋根や屋上に植物を植栽することで、限られたスペースでの緑化の推進や、建築物の断熱性、景観の向上、ヒートアイランド現象対策などを目的にしている。

■オープンスペース

公園・広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地で、交通用地を除いたものの総称。一般的には、都市公園・広場などの公共用地を示す言葉として用いられている。

■温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

か行

■街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。

■ガーデンコミュニティ制度

農地を活かした緑ゆたかなまちづくりの推進を図るため、農地の耕作、管理等を農地の所有者及び市民等の参加と協働により行う制度のこと。参加を希望する市民等は農園サポーターとして、緑ゆたかなまちづくりに協力することができる。

■カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

■かまどベンチ

平常時は公園や広場で休憩用ベンチとして使用し、災害時には座面を取り外すことで、炊き出しなどに「かまど」として活用できる防災施設のこと。

■機能維持増進事業

特別緑地保全地区等において、樹林の更新や伐採、下草刈り等を通じて、緑地の環境機能（生物多様性、景観、防災、CO₂吸収など）を維持・向上させるために実施される。

■居住誘導区域

都市の居住者の居住を誘導すべき区域のこと。立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定める。

■近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所あたり2haを標準として配置する。

■グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

■景観計画

景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」のこと。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができる。

■激甚化

災害や被害の規模・強度・範囲が以前よりも著しく大きく・激しくなる傾向のこと。

■公園施設長寿命化計画

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）、国土交通省」に基づき、公園施設について、安全・安心を確保しつつ、計画的に維持管理・更新を行うために策定する計画のこと。本市では令和5年度に「八潮市公園遊具長寿命化計画」を策定している。

■公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園法に定められた公募設置型管理制度を指す。優良な民間投資を誘導し、財政負担の軽減を得ながら都市公園の再整備や公園利用者の利便性向上を図るため、飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業を公募により選定し、そこから得られる収益を公園施設の整備・更新に充てる制度をいう。

■こども基本法

こども施策（おとなになるまでの心や身体の成長のサポート、子育てをする人たちへのサポート）を社会全体で総合的かつ強力で推

進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

さ行

■市街化区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つ。同条第2項により「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と定義される。

■市街化調整区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つ。同条第3項により「市街化を抑制すべき区域」と定義される。

■施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共又は民間の施設のこと。例えば、一般的な公園、学校の植栽地や、民間の市民農園・社寺境内地・開放している屋上の緑化空間などが該当する。

■自然堤防

河道の外側に周囲よりわずかに高くなる砂地の土地のこと。

■指定管理者制度

公の施設の管理運営に、民間事業者等の有する能力やノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として定められた制度のこと。

■市民農園

農地を小区画に分割し、市民に貸し出す農園のこと。市民のレクリエーション、児童・生徒の体験学習など様々な目的で使用される。

■市民緑地認定制度

都市緑地法に基づく制度で、民有地を地域住民の利用に供する緑地として、NPO法人・企業・住民団体等の民間主体が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間緑地として整備・管理・活用する。

■ストック効果

整備された社会資本（道路、公園、橋梁等）が機能することによって、整備直後から長年にわたり得られる効果。公園におけるストック効果は、環境保全、生物多様性、防災・減災、健康・教育、レクリエーション、景観形成、にぎわいなどがある。

■スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りができるように設置された、ETC を搭載した車両のみが通行可能なインターチェンジのこと。

■生産緑地地区

市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定めることができる都市計画の制度のこと。

■生態系

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌等の環境とを統合した全体のシステムのこと。

■生物多様性

生きものの違いや豊かさのことで、いろいろな場所に生息・生育している「生態系の多様性」、同じ種類でも違う特徴がある「遺伝子の多様性」、いろいろな種類の生きものがある「種の多様性」という3つのレベルがある。

た行

■地域計画

農業経営基盤強化促進法により、市街化区域等を除いた区域を対象に策定するもの。地域の農業関係者との協議を踏まえ、農地の集積、集約化を促進するため、地域の農業の将来の在り方と目標地図を定め、実現に向けて進捗管理するもの。

■地域制緑地

一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として、法律

や条例等により、その土地利用を規制する緑地。河川区域や生産緑地地区、保存樹林等が該当する。

■地域特性基準

開発予定地の特性や環境に配慮した良好な計画となるよう、緑地面積や樹木本数等について、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に規定される基準以上の植栽等を行うもの。

■地球温暖化

人の活動によって発生する二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスが、地球から宇宙に放出される熱を吸収し、地球の温度が上昇する現象のこと。

■地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として配置する。

■特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、生態系・人の生命・身体・農林水産業に被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物として、環境省が指定した生物のこと。

■特定生産緑地地区

生産緑地地区のうち、指定から30年が経過した後も、引き続き農業等の生産活動を継続する意思がある土地所有者の同意を得て、市町村が指定する区域。指定されることで、従来の税制優遇措置や営農義務が継続される。

■都市計画区域

市の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。本市は全域が都市計画区域に指定されている。

■都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園、緑地のこと。

■都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めた法律のこと。

■土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業のこと。

な行

■中川やしお水辺の楽校

中川の豊かな自然環境を活用し、川遊びや、生きもの・植物等の観察を行うことにより、机の上では学べない様々なことを楽しみながら学べる自然体験の場のこと。

■日本三大農業用水

見沼代用水（埼玉県・東京都）、明治用水（愛知県）、葛西用水（埼玉県・東京都）をいう。

■ネイチャーポジティブ

日本語訳で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

■ネーミングライツ

公園などの公共施設に企業名や商品ブランド名を付けることができる権利のこと。施設側は運営資金の確保、企業側は宣伝効果や地域貢献によるイメージアップを主な目的としている。

■農家レストラン

農業者が自ら生産した農畜産物、又は地域内で生産された農畜産物を主な材料として調理・提供する飲食施設のこと。

■農づくりマナーブック

中川周辺地区の農地景観の保全に向け、地権者、農家、家庭菜園利用者、市民のそれぞれ

が守るべきマナーをまとめた冊子。その他、地域の魅力紹介や農づくりアイデアの提案、市の制度やイベント等の情報を掲載している。

は行

■バリアフリー

高齢者や障がいのある方などの社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態のこと。

■ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

■ヒートアイランド現象

都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリート等の地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象のこと。

■ふるさとの森

地域のシンボルとして住民から親しまれている樹林地を指す。「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき指定された樹林地であったが、現在は市指定となっている。

■ふれあい農園

自家用野菜の栽培等を行えるように、農地を区画し、個人に貸し付ける農園のこと。

■壁面緑化

建築物の外壁部分をつる性植物などで緑化することで、建築物の断熱性や景観の向上、ヒートアイランド現象対策などを目的としている。「みどりのカーテン」も含まれる。

■包括占用

貴重なオープンスペースである河川敷地において、地元市町村が占用許可を取得したあとに、具体的な利用方法を主体的に決定することを目的として設けられた制度のこと。

■防災協力農地

災害時に避難場所の開放が必要と認められる場合、所有者のビニールハウスの施設を避難場所として開放することを目的として協定を結んだ農地のこと。

■北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画

北部拠点の形成に向けて、地域の特性や課題に対応したまちづくりの目標やまちづくりのルール、また、本地区周辺住民が主体となる、より良いまちづくりに向けた地域での取組などを示し、地域（主体）と市（支援）の協働により、まちづくりを推進することを目的とした計画のこと。

■保存樹木等奨励金制度

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に基づく制度で、保存樹木、樹林及び生垣を、市が所有者の同意を得て保存指定する。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。

ま行

■まごころベンチ

個人や団体、事業者からベンチの寄附とメッセージをいただき、公園に新しいベンチを設置する事業のこと。

■マンホールトイレ

下水道管路にあるマンホールの上に、便座や囲い（テント・パネル）を設置し、災害時に使用するトイレ施設のこと。

■みどりの学校ファーム

学校単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農作業を通じて、生命や自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした仕組み。

■みどりのカーテン

夏の暑いときに日当たりの良い窓の外を、つる性の植物でカーテンのように覆うもの。植物が、建物への日差しをさえぎり、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込むなど、建物や室温の上昇を抑える効果が期待できる。

■みどり法人制度

都市緑地法に基づく制度で、地方公共団体以外の NPO 法人、一般社団法人、まちづく

り会社等が、都市における緑地の保全や緑化の推進を目的として、市町村長の指定を受けて活動する。

や行

■やしお家づくりデザインマナーブック

街並みを構成し、市民の暮らしに身近な「住宅」に着目した八潮らしい家づくりのための指針となるもので、本市の魅力紹介のほか、家を建てる前に知って得するお役立ち情報を掲載している。

■八潮市環境基本計画

八潮市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方針、その他の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた計画のこと。

■八潮市首都圏桃源郷づくり構想

花桃のまちとして知名度の向上を目指すとともに、花桃を活かしたまちづくりを推進するため、「花桃のまち やしお」を目指して、平成25年3月に策定した構想のこと。

■八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例

本市のまちづくりについて、その基本理念を定め、市民等、開発事業者及び本市の責務等を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、本市の特性を活かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続等を定めたもの。

■優良農地

一団のまとまりがあり、農業水利施設の整備などにより生産性が高く、良好な営農条件を備えた農地。農業振興地域整備計画や農地転用許可制度において、原則として転用を認めない農地として位置付けられる。

ら行

■立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づく計画で、都市全体を見渡した上で、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を設定するとともに、公共交通により住民の移動手段が確保される、生活の利便性が高い「コンパクトなまちづくり」の指針となるもの。

■緑被率

市域に点在する樹林地、草地、農地等により覆われた面積の割合。都市計画基礎調査の土地利用現況を参考としつつ、航空写真から樹木等を判読して、面積を算出する。

■緑化地域制度

緑地が不足する都市部において、良好な都市環境の形成を目的として、市町村が都市計画により指定する地域。指定区域内では、敷地面積が一定以上の建築物の新築・増築に際し、都市計画で定められた緑化率以上の緑地を確保することが義務づけられる。

■緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、都市計画区域内の一定区域、一定区間の土地所有者等全員の合意により、植栽する樹木の種類や場所、かき・さくの構造、有効期間等について定め市町村長の認可を受けるもの。

わ行

■ワークショップ

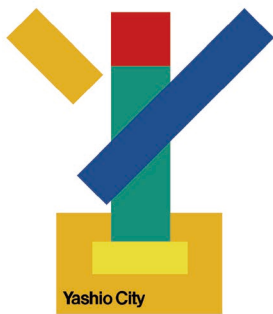
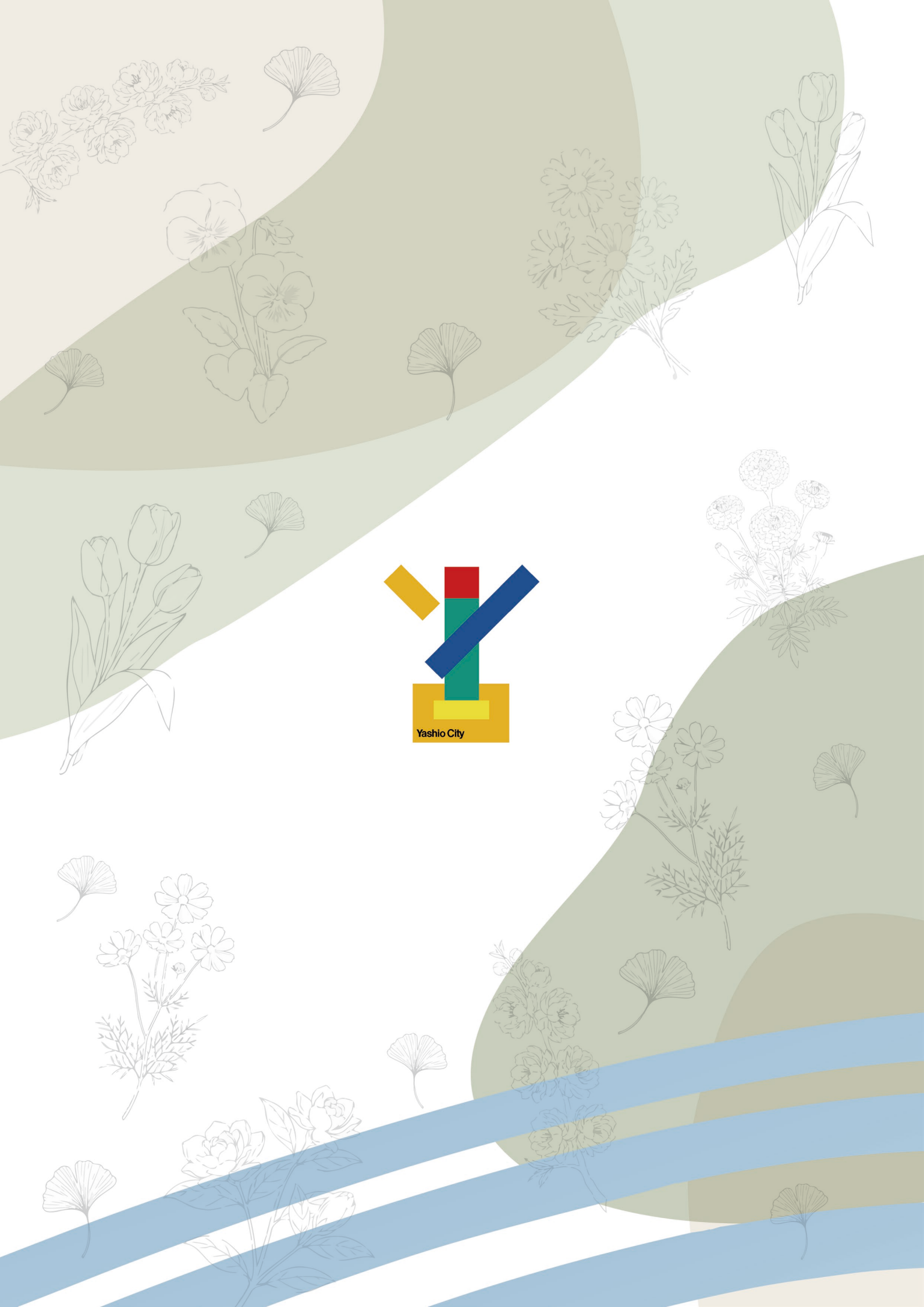
まちづくりや公園づくりなどにおける合意形成の方法の一つ。参加者が課題について協力しながら意見交換・集約、共同作業などを行う。

八潮市緑の基本計画

令和8年3月 改訂

発行 八潮市
〒340-8588
埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL：048-996-2111（代表）
FAX：048-997-7669
メールアドレス：koenmidori@city.yashio.lg.jp

編集 八潮市 都市整備部 公園みどり課



Yashio City